

第二百一十回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第 二 号

令和五年三月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 宮内 秀樹君

理事 池田 佳隆君

理事 中村 裕之君

理事 森山 浩行君

理事 堀場 幸子君

青山 周平君

上杉謙太郎君

川崎ひでと君

柴山 昌彦君

田野瀬太道君

谷川 弥一君

中曾根康隆君

西野 太亮君

船田 元君

穂坂 泰君

山本 左近君

梅谷 守君

白石 洋一君

吉川 元君

高橋 英明君

平林 晃君

西岡 秀子君

宮本 岳志君

永岡 桂子君

築 和生君

伊佐 進一君

山本 左近君

西田 昭二君

黒田 昌義君

友井 昌宏君

政府参考人

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人 (警察庁生活安全局長)

政府参考人 (外務省大臣官房国際文化交流審議官)

政府参考人 (文部科学省大臣官房長)

政府参考人 (文部科学省大臣官房文部科学戦略官)

政府参考人 (文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長)

政府参考人 (文部科学省総合教育政策局長)

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長)

政府参考人 (文部科学省高等教育私学部長)

政府参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局長)

政府参考人 (文部科学省研究振興局長)

政府参考人 (文部科学省研究開発局長)

政府参考人 (文部科学省国際統括官)

政府参考人 (スポーツ庁次長)

政府参考人 (文化庁次長)

政府参考人 (文化庁次長)

政府参考人 (文化庁次長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長)

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官)

山本 仁君

金井 正彰君

望月 禎君

伊藤 学司君

笠原 隆君

藤江 陽子君

藤原 章夫君

茂里 毅君

柿田 恭良君

森 晃憲君

千原 由幸君

岡村 直子君

角田 喜彦君

杉浦 久弘君

合田 哲雄君

片岡宏一郎君

佐々木俊一君

文部科学委員会専門員

委員の異動

三月十日

辞任

柴山 昌彦君

丹羽 秀樹君

船田 元君

古川 直季君

義家 弘介君

同日

辞任

川崎ひでと君

塩崎 彰久君

高橋 修一君

西野 太亮君

深澤 陽一君

同日

補欠選任

川崎ひでと君

塩崎 彰久君

高橋 修一君

西野 太亮君

深澤 陽一君

同日

補欠選任

川崎ひでと君

塩崎 彰久君

高橋 修一君

西野 太亮君

深澤 陽一君

同日

補欠選任

川崎ひでと君

塩崎 彰久君

高橋 修一君

中村 清君

同(岩田裕彦君紹介)(第一七二号)

同(岩田和親君紹介)(第一七三号)

同(大串博志君紹介)(第一七四号)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一七五号)

同(菊田真紀子君紹介)(第一七六号)

同(高橋修一君紹介)(第一七七号)

同(土井亨君紹介)(第一七八号)

同(中村裕之君紹介)(第一七九号)

同(前原誠司君紹介)(第一八〇号)

同(山井和則君紹介)(第一八一号)

同(稲富修二君紹介)(第一八二号)

同(岡本あき子君紹介)(第一八三号)

同(神谷裕君紹介)(第一八四号)

同(北神圭朗君紹介)(第一八五号)

同(斎藤洋明君紹介)(第一八六号)

同(中川宏昌君紹介)(第一八七号)

同(西村智奈美君紹介)(第一八八号)

同(逢坂誠二君紹介)(第一八九号)

同(武部新君紹介)(第一九〇号)

同(白石洋一君紹介)(第一九一号)

同(玉木雄一郎君紹介)(第一九二号)

同(柚木道義君紹介)(第一九三号)

同(津島淳君紹介)(第一九四号)

同(梅谷守君紹介)(第一九五号)

同(神田潤一君紹介)(第一九六号)

同(青山大人君紹介)(第一九七号)

同(石川昭政君紹介)(第一九八号)

同(奥野総一郎君紹介)(第一九九号)

同(福島伸亨君紹介)(第二〇〇号)

同(中村喜四郎君紹介)(第二〇一号)

同(西野太亮君紹介)(第二〇二号)

同(西野太亮君紹介)(第二〇三号)

設置基準を生かし特別支援学校の教室不足解消

を求めることに関する請願(青山人君紹介)

(第一八二号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一八三号)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八四号)

同(菊田真紀子君紹介)(第一八五号)

同(田村貴昭君紹介)(第一八六号)

同(寺田学君紹介)(第一八七号)

同(宮本徹君紹介)(第一八八号)

同(笠浩史君紹介)(第一八九号)

同(神谷裕君紹介)(第二〇七号)

同(馬淵澄夫君紹介)(第二〇八号)

同(志位和夫君紹介)(第二二三号)

同(重徳和彦君紹介)(第二二四号)

同(田中健君紹介)(第二二五号)

同(湯原俊二君紹介)(第二二六号)

同(白石洋一君紹介)(第二四九号)

同(山岸一生君紹介)(第二五七号)

教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願(下条みつ君紹介)(第二八一号)  
同(篠原孝君紹介)(第二九六号)  
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願(下条みつ君紹介)(第二八二号)  
は本委員会に付託された。

**本日の会議に付した案件**

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

文部科学行政の基本施策に関する件

**○宮内委員長** これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府地方創生推進室次長黒田昌義君、警察庁長官官

房審議官友井昌宏君、生活安全局長山本仁君、外務省大臣官房国際文化交流審議官金井正彰君、文部科学省大臣官房長望月禎君、大臣官房文部科学戦略官伊藤学司君、大臣官房文教施設企画・防災部長笠原隆君、総合教育政策局長藤江陽子君、初等中等教育局長藤原章夫君、高等教育局私学部長茂里毅君、科学技術・学術政策局長柿田恭良君、研究振興局長森見憲君、研究開発局長千原由幸君、国際統括官岡村直子君、スポーツ庁次長角田喜彦君、文化庁次長杉浦久弘君、文化庁次長合田哲雄君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長片岡宏一郎君、国土交通省大臣官房審議官佐々木俊一君の出席を求め、説明を聴取いたしました

いと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○宮内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。 柚木道義君。

○柚木委員 立憲民主党の柚木道義でございます。

どうぞ、それぞれ答弁者の皆様、よろしくお願ひいたします。

実は、伊佐厚労副大臣が参議院出席のために九時十五分頃をめぐり御退室ということで、そこを先に全部終わらせるように考えておりますので、ほかの、大臣含め答弁者の方も、それまでちょっとコンパクトかつ若干早口で御答弁をお願いいたします。

マスク着用ルールの緩和について伺います。

週明け月曜日、三月十三日以降、政府として、この間、もう四年になるマスクの着用についてルールが緩和、いわゆる脱マスクあるいはノーマスクというふうにかじが切られていくと承知しておりますが、資料六ページ目、その前の五ページ目には全国知事会の平井鳥取県知事のインタビューも掲載しておりますが、六ページ目を御覧いただくと、病院、介護施設等、外来とかお見舞

いとかは推奨、これはそのとおりなんですけど、公共交通機関、同じ公共交通でも、電車、バスで対応が割れている。

この点について、まず、今日、国交副大臣、厚労副大臣にそれぞれちょっと伺いたいんですけども、学校の登下校についても後ほど文科大臣に伺いますけれども、混雑した公共交通機関、資料の三ページ目につけておりますけれども、通勤ラッシュ時など混雑した電車、バスに乗車するときにはマスクを推奨、政府はこの間、三月十三日から個人の判断ではあるけれども、マスク着用を推奨、こういう方針なわけですね。ところが、資料の六ページ目にもつけておりますように、例えばJRさん、満員電車であってもマスク着用を推奨もしないし、アナウンスもしない。他方で、バス業界については逆に、通勤時間帯などについてはマスク着用を推奨すると。

こういうことであると、例えば、よく、皆さんもそうだと思いますが、私もそうですけれども、満員電車ではマスクを外して、乗り換えて、満員バスに乗ったら今度はマスクを着けなきゃいけない。これはちょっとさすがに、学生さんも含めて、混乱するんじゃないですか。

公共交通機関ですから、国交副大臣、政務官ですかね、お願いします。

○西田大臣政務官 お答えいたします。

新しいマスクの着用の考え方では、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車するときはマスクの着用を推奨する一方、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いしているところでございます。

○柚木委員 この答弁で本日に、国民の皆さん、あるいは登下校を混雑時にされる学生さん、大丈夫なんですかね。

ちなみに、文科大臣、いいですか、この混雑時の公共交通機関利用、登下校時、学生さんに対しては、これは個人の判断なんですか、それとも学校が一定の方針を児童生徒に示すんですか。御答

弁をお願いします。

○永岡国務大臣 お尋ねの登下校につきましては、二月十日の政府対策本部決定を踏まえれば、四月一日以降、児童生徒にマスクの着用を求めないことが基本となりますが、他方で、同決定におきましては、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する場面では、社会一般におきましてマスクの着用を推奨するとされていることから、児童生徒が通勤ラッシュ時等に混雑した電車やバスを利用する場合には、マスクの着用を推奨することも考えられるものと思っております。

○柚木委員 そうすると、伊佐副大臣、月曜以降、まさにこの周知をいただく、ちよつとメッセージの発信の仕方を工夫したかなきゃいけないと思います。公共交通機関、国土交通政務官は個人の判断に委ねる、あるいは事業者の判断ということですね、昨日のレクだと。

しかし、例えば、児童、学生さん、うちの娘も、まさに間もなく卒業式で、私は国会でちよつと出れなさそうなので残念なんですけど、その後、中学生になって、公共交通機関を利用することになりそうなんです。

例えば、今後、これは私も昨日ある方から、もう早速、電車の中でも若干、トラブル、混乱に遭遇したという話を聞きましたよ。いや、着けなくていいと政府は言っている、例えば満員電車の中で、JRさんの中で、他方で、バスに乗ったら、今度は着けるようになったのか、さつき電車では個人の判断じゃなかったのか、さつき電車ではノーマスクでオーケーだったよ。これは混乱、トラブルが発生する可能性、あり得ます。花粉症で、まあ私もそうなんですけど、大きなくしゃみ、せきの方、やはり周りにもおおいですしね、この季節。

ちよつと、来週月曜以降、そういう混乱、トラブル等が仮に発生するようなことになれば、やはり、混雑時の電車、バス、特に公共交通機関におけるトラブルなども起こらないような発信を、是非、特に厚労省所管のこの分かりやすいポスター

などを通じて心がけていたいただきたいと思いが、副大臣、お願いいたします。

○伊佐副大臣 今、JR東日本の件、言及していただきましたが、我々政府、厚労省の理解は、JR東日本については、列車内では呼びかけはしないということでありまして、例えば構内でのポスターを含めて、基本的には混雑時にはマスクを推奨するというスタンスは、これは列車であるがバスであるが変わらないという認識であります。その上で、基本的には個人の判断ということになります。

ただ、委員おっしゃるとおり、利用者とのトラブル、現場での混乱が生じることが懸念されておりますので、政府としては、業種別のガイドラインというものを策定していただく際には、しっかりと業界団体からの相談に丁寧に対応するということが同時に、事業上の理由で利用者マスクの着用を事業者側から求めることがありますよということを御理解いただけるように、しっかりと様々な媒体を通じて周知していきたいというふうに思っております。

○柚木委員 マスクのところは、伊佐副大臣に出ているだけかなきゃいけない、ちよつと途中残して、また最後戻りますけれども、伊佐副大臣のところを先に行きたいと思えます。

ちなみに、まさに公共交通機関もそうなんですけれども、混雑したときにと、これはいろいろなところでそう書かれてるんですね。例えば、昨日、ワールド・ベースボール・クラシック、日本勝利、よかったです、本当に今日も頑張つてほしいんですけれども、スポーツイベント、あるいは音楽コンサート、あるいはこれから選抜の高校もありますね、甲子園、あるいは大相撲ですか、いろいろイベントが、混雑しているときは、例えば、それぞれ主催者、事業者の御判断でマスク着用を推奨できる、許容し得る。

これは、厚労副大臣、混雑の定義というのはどういった形で決めているんでしょうか。

○伊佐副大臣 まず、電車とバスは、政府は混雑

した中では推奨している、ところが、イベントは推奨していないじゃないかということについては、混雑した電車やバスというのは、例えば高齢者あるいはリスクの高い方々が利用している、こういう方々がある意味選択できない、つまり、公共のバスや電車の移動を選択せざるを得ないという状況に鑑みて、ここはマスクを推奨しているという状況でございます。

どうい場合が混雑かというのは、これは、例えば電車がどうい場合に混雑かというのは、路線によっても違います、時間帯によっても違います、一概には言うのはなかなか難しいというように思っております。

○柚木委員 これ、今日ちよつとそこまで時間なので、今後、整理いただきたいと思えますね。資料一、二ページ目に、まさに専門家会議の皆さん、二ページ目に赤線を引いてありますけれども、周囲の混雑状況とは書いてあるけれども、定義していませんので、やはり、今後、そういうことがないとともにトラブルになりかねないと思えますので、ちよつとこれをお願いしておきたいと思えます。

それで、五ページの、全国知事会の会長、平井鳥取県知事も、全国でトラブル必至ということで述べておられます。何がトラブルになり得るかということ、まず飲食店ですね。まさにその同じ平井知事の鳥取の隣の島根県知事さんは、飲食店の感染防止認証にマスク着用、これは絶対入れる、これを入れないんだしたら、もう認証の制度なんかやめてしまおうと表明されています。

これはまさに東京都の小池都知事が言われているのと真逆ですね。東京はもう認証のルールにマスク着用を外すと、マスク会食も。ポスターも取る、マスク会食してくださいという。こういう真逆の対応、つまり、都道府県ごとに飲食店の、まさに場合によってはトラブル、それこそお客さんの入り、経営、こういったことに直結するマスクの着用推奨ルールについて、自治体間格差が生ま

るわけですが、厚労副大臣、こういう不公平感が都道府県ごとに出てくるというのは、これはある意味やむを得ない、こういう理解でいいんでしょうか。

○伊佐副大臣 二月の十日の政府対策本部決定を踏まえまして、先ほど委員おっしゃったように、認証基準の案の必須項目からマスクの着用を求める項目を削除するという改定を行いました。これによりまして、ほとんどの都道府県というものは、認証基準からマスクの着用を落としているという状況でございます。

基本的には県の独自の判断になるということをおっしゃりますが、例えばこれが直接何か補助金とリンクしているとかというわけではございませんので、ステイホームをしていただくのは、補助金は様々なものがリンクしておりましたが、その時代、そのときであっても、都道府県はそれぞれ独自の様々なルールを設けて自由でやっていただけてるので、そういう意味では、県の独自の判断によるものというふうに思っております。

○柚木委員 これも、ちよつと現場の運用状況、今日も、卒業式のことも含めて、国は指示するだけではないかもしれないけれども、トラブル対応は現場だから、現場の状況をよく見て判断してくれと、これは各界から上がっていますので、是非今後の、月曜以降の運用状況を見ていただいて、飲食店についても、あるいはいろいろイベントの混雑ルールについても、公共交通機関についても御対応いただきたいと思えます。

ちよつと、副大臣のところを先にどんどん行きますと、エホバの証人の、児童虐待防止法に当たると、例えば忌避行為といつて、皆さん、忌避行為というのは余り聞きづらいですけれども、要は、エホバの証人の教義と違うことをしたら、もう家族と一生会わせない、現実起こっています。私たち、直接信者さんから、あるいは元信者さんから話を聞いています。そういったことは虐待に当たり得るのか。あるいは、輸血拒否問題、これも

副大臣がいる間にやれるところまでやりますが、まさに児童、十五歳未満の場合の輸血拒否、これも、それぞれ児童虐待防止法上の児童虐待に当たるといふ理解でよろしいですか、副大臣。

○伊佐副大臣 御指摘いただいたような、例えば児童を無視するとか嫌がらせをする、こういう拒否的な態度を継続的に示すことは、それぞれ心理的虐待あるいはネグレクトに当たります。また、医師が必要と判断した輸血等の医療行為を受けさせないということもネグレクトに該当いたします。

○柚木委員 ちよつと警察庁、この後、答弁いただけます。

伊佐副大臣、最後の質問。旧統一教会の問題。養子縁組あつせん問題、先般、教会の養子縁組のパンフレットがまさに不適当だ、児童の権利条約、児童福祉法上問題があるということでは正の指導をしたにもかかわらず、またその改定版も問題があるということで、三月六日付でその旨を厚労省から旧統一教会側に郵送し、恐らく翌日七日には届いているそうですので、旧統一教会側から返事はあつたんでしょうか。仮に返事がないのであれば、旧統一教会側に、まさに違法、脱法的な養子縁組の状況、パンフレットの内容についても再度の改定を強く求めるべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○伊佐副大臣 旧統一教会が発行していますハンドブックの改定案に対する見解、おっしゃっていただいたとおり、七日に先方に受領されたということを確認しております。

個々の文章表現の自身についてこの場で意見する立場にはございませんが、ただ、御指摘いただいたとおり、児童の権利条約あるいは児童福祉法に照らして適切ではない表現がまだあるというふうに考えております。

こは、あつせん法も含めまして、適切な運用がなされるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○柚木委員 伊佐副大臣、ここまでで結構です。

ありがとうございます。

警察庁にもよつと戻りますけれども、エホバの証人の方ですね。昨日、大分レクでやり取りしたんですけれども、この輸血の拒否問題については、今日も資料になるつけております。特に医療現場におけるガイドライン、十八ページ目についているんですが、こういったことも含めて、とにかく人命救助、そのための緊急避難的な輸血、交通事故で、小学校の、信者のお子さん、輸血拒否で亡くなっていますので。これは、それで輸血をした場合に、実は信者さん御本人に輸血をしたときに、最高裁で輸血をした医師側が違法性を問われているんです。

これはちよつと、ちゃんと整理していただかないと、だって、人命救助、緊急避難で、例えば道路交通法上、赤信号でも、人を救うために、それは違法になりませんよね、人がひかれないうように、ひかれてる人を赤信号でも避難させたら。こういう人命救助、緊急避難的な輸血も違法に問われるのであれば、現場のお医者さん、怖くてできないですね、信者さんが輸血拒否カードを持っていた、あるいは、そのお子さん。そういう整理も昨日大分やっているんですけれども、まず、警察庁、一般論としてですけれども、エホバの証人でいけば、まさにそういう忌避行為、輸血拒否行為というのは児童虐待防止法上の虐待に当たるわけですが、私たちは直接、あるいは国対ヒアリングで警察庁の方も来られて、直接被害者や弁護士からこの状況を聞いてるわけですね、リアルに。被害者や弁護士から被害届あるいは公的な機関に相談などがなされた場合、警察としては、関係者から話を聞く、聴取する、こういうことはあり得るんでしょうか。

○友井政府参考人 お答えいたします。児童虐待事案につきましては、宗教上の理由の有無にかかわらず、事案の危険性、緊急性を踏まえ、児童の安全確保を第一として対応を行うことが重要であると認識をしております。虐待被害の相談や届出を受けた場合におきま

ては、その事案が刑罰法令に触れるものであるときは、厳正に捜査を行い、事件化をしていくこととしております。

○柚木委員 今回の答弁、被害者、元信者さん、あるいは弁護士、関係者の方もお聞きになられていると思うんですね、視聴されていると思いますので、ある意味では、そういう被害者の方は、今の答弁、重要な答弁ですので、泣き寝入りせずに、被害届を出すなど、あるいは公的機関にしっかりと相談するなどして、しっかりとその勇氣を持って、まさに今、公表されている方も増えてきていますから、そうすれば警察庁もそういう対応をいただける、聞き取り、聴取、捜査、そういう流れになり得るということですから、これは是非、一般論としてですけれども、そういう形を私たちが、立法府としても後押ししていきたいと思えます。

それで、これに関連して、ちよつと一問、じゃ、文科大臣の方にこの質問もさせておいていただきますが、先ほど、旧統一教会の方、養子縁組あつせんについても、いまだに、まさに養子縁組のあつせん事業者法、これについても非常に違法性が問われるようなやり方を長年、組織的、継続的に、教団は否定してはいますが、事実上行ってきたし、いまだにパンフレットについても問題がある。

さらには、今日、資料にもおつけておりますが、集団訴訟、十九ページ目。元信者ら返金請求、五十人、計十六億円。これは本当に氷山の一角ですからね。これについて教会側は交渉拒否を表明しているんです。ここは、まさに被害者救済法が一月五日から施行されて、四月一日からはまさに配慮義務規定違反で罰則規定が施行されるわけですよ。被害者救済法上、明らかに該当するような、まさに不誠実な対応を教会が現段階で行っています。

養子縁組のあつせん問題、あるいはこの集団訴訟への旧統一教会側の不誠実な対応、これは被害者救済法上で言えばもう違法な対応ですよ、正体

隠してやってきましたんだから。

そして、四回目の、今、解散命令請求に向けた質問権行使が行われ、週明け、三月十五日に回答期限を迎えるわけですが、これは是非、この集団訴訟への不誠実な対応や養子縁組のあつせん問題も含めて、解散命令請求をする場合には盛り込んでいただきたいと思えますし、その中で、これらを盛り込む上で、場合によっては、時間がかかるということであれば、五回目の質問権行使もあられるのか、御答弁をお願いいたします。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

解散命令の要件というのは宗教法人法に厳格に定められておりまして、この要件に該当するかどうかの判断に当たりましては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げというものが不可欠でございます。

そのため、これまで四回にわたりまして報告徴収、質問権を行使いたしましたし、旧統一教会から報告を求めてまいりました。

その詳細につきましては、今後の報告徴収、質問権の効果的な行使やその後の対応に支障を来すおそれがございませぬので、お答えは差し控えさせていただきますけれども、やはりしっかりと、報告徴収、質問権の効果的な行使等を通じて、旧統一教会の業務等に関して具体的な証拠や資料、これは本当に、客観的な事実を明らかにするための丁寧な対応を着実に進めた上で、法律にのっとりまして必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

また、五回目の報告徴収、質問権の行使につきましては、予断を持つてお答えすることは差し控えますけれども、提出されました資料を分析した結果を踏まえまして、更に報告を求めたり質問を行うことはあり得る、そう考えているところでございます。

○柚木委員 非常に、今後の方向性がある意味中間報告的に今整理して御答弁いただいたと思えますね。なかなか言いづらかったと思いますが、五回目

の質問権行使も、これは今視野に入っているということですね。そして、その中で、是非、この旧統一教会の違法、脱法的な、人の人生をめちゃくちゃに狂わせてきた、子供のためじゃなしに、教団存続のための養子縁組あつせん、そしてまた集団訴訟への不誠実な対応も踏まえて、更なる質問権行使、行う場合には、解散請求、命令に向けて行っていたらいいと思います。

ちよつとごめんなさい、マスク、一問、文科大臣に残っていましたので、これも重要なので、資料八ページ目に、うちの地元、県内の大学の卒業式、これまでとこれからということで、地元のことなので、私もいろいろな問合せも受けているので、あえてつけています。

これは、来週月曜日以降、政府として、脱マスク、ノーマスクの方向へかじを切っていくと。文科省としては、それを受けて、四月一日以降、新年度に、学校現場、もちろん幼稚園等、大学、高校、中学、小学校と方向性を示されると伺っていますが、この三月十三日までの学校現場における対応、例えば卒業式ですね、四月一日以降であれば入学式ですね、これは、マスクルール、具体的には何がどう変わるんでしょうか。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

社会全体のマスク着用の見直しにつきましては、委員おっしゃいますように、三月十三日でございます。

また、学校につきましては、三月中は学年末に当たることを考えまして、円滑な移行を図る観点から、新年度となります四月一日から適用することとした上で、卒業式につきましては特例的にマスクを外すことを基本としたものでございます。

このため、三月の十三日から四月の一日までの間におけます学校でのマスクの着用につきましては、今までどおり、従来どおりということで、考え方を継続することとしております。めり張りのあるマスクの着用をお願いしたいと考えております。四月の一日以降につきましては、対策本部決定

に基づきまして、儀式的行事を含みます学校教育活動の実施に当たりまして着用を求めないことが基本となるということになると思っております。

○**柚木委員** これは重要な答弁なんですね。

実は、ちよつと伊佐副大臣にもう一問本当はしたかったんだけど、昨日のレクで確認をしているのは、五月八日以降、コロナがインフルエンザと同様の五類化になると、マスク着用についての法的根拠、これは微妙に変わるんですよ、微妙に変わる。

これまでは、コロナ特措法上の基本的対処方針に基づいて、国民の皆さんに分かりやすく言うと、是非こういう場面ではマスク着用をお願いしますと。ところが、五月八日以降は、この法的根拠はなくなつて、感染症法上、三条に基づいて、分かりやすく言うと、マスクをしていただいた方がよろしいですよ、推奨なんですよ、お願いじゃなくて、トーンが若干弱まりますよね、お願いじゃなく、お願いというのと、こういう場面ではマスクを着けた方がいいですよと。法的根拠はあるんだけれども、弱まる、法的効果というか拘束力が。

そんな中で、四月一日以降、また五月八日以降、今の御答弁だと、これまで、例えば卒業式、三月十三日まで、特例扱いでノーマスクでも大丈夫、しかし、四月一日以降、入学式などではノーマスクで大丈夫、こういう理解でよろしいですか。ちよつと端的にお願いします。

○**永岡国務大臣** すごく上手に言い表していただけたかなと思っております。

新型コロナウイルスに限られません、インフルエンザなども含めまして、感染症が流行している場合などでは、マスクを着用することは当然考えられます。これもまあ、自由といえば自由なわけでございませぬが、このような場合には、やはり、コロナだけではなくて、普通の感染症、インフルエンザ等が流行している地域それぞれの状況によりまして、地域状況、また人等の状況、そういうことを考えて、やはりマスクの着用を柔軟に判断していただく、そういうふうな考えでおります。

○**柚木委員** じゃ、これでマスクは最後にします。これが終わつたら国交事務官、結構です。

永岡大臣、今の御答弁だと、仮に感染再拡大、いわゆる第九波、地域によって、学校でまさにこの間も学級閉鎖、学校閉鎖、仮にそういう感染再拡大のような状況になつてきた場合には、三月十三日以降、脱マスク、ノーマスクに社会は動いていくんだけど、再びマスク着用推奨、そういう形に学校現場等でもなるということがあり得るという理解でいいんでしょうか。

○**永岡国務大臣** お答えいたします。今申し上げましたように、新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などにおきましては、マスクの着用というものは考えられるわけです。このような場合にマスクしなきゃいけないとかということではなくて、やはり、地域の状況に、またその場の状況に応じて、マスクの着用というものは柔軟に判断をするということが大変重要かと思っております。

○**柚木委員** ちよつとこの問題、今後、時系列でまた私も追加で質問させていただきますが、事實上、今の御答弁は、再拡大したときにはマスク着用が、恐らく、教育委員会等を通じて、自治体の判断も含めて、あり得るという御答弁だと受け止めましたので、今後のこの着用ルールの推移を私も見守っていきたいと思えます。

国交事務官はここまでで結構です。ありがとうございます。

ちよつと、本当はこれを一番やりたかつたので、自殺、不登校、教員不足対策、そして教員の働き方改革、さらに、給食無償化等について伺います。

昨日もレクで、これは本当に深刻だなと思いましたが、コロナ禍であることも相まってということもありですが、昨年度の小中高校生の自殺者、自ら命を絶つた、五百十二名、分かっているだけでも、過去最悪です。いじめ、不登校も過去最多

です。これはある意味では、文科大臣から自殺、いじめ、不登校緊急事態宣言を出していただかなきゃいけないような、こういう現実だと思っております。具体的に、この間、自殺、いじめ、政府の中で様々な会議体を設けていることが今進行しているのを承知していますが、これはもう年度内にも緊急的な対策あるいは宣言をまとめて公表いただく、こういうことが必要じゃないですか。大臣、いかがですか。

○**永岡国務大臣** 委員おっしゃいますように、いじめの認知件数、不登校児童生徒数及びまた児童生徒の自殺者数、過去最高となつていること、これにつきましては大変憂慮すべき状況でありまして、喫緊の課題である、そういう認識でございます。

いじめ防止対策につきましては、犯罪に相当するいじめは直ちに警察に相談、通報を行うように求めるという通知を出しております。また、警察等との連携の徹底を求めるとともに、やはり、ご家庭や連携をいたしまして、いじめ重大事案の運用改善等に取り組むこととしていただいております。

また、不登校児童生徒への対応につきましても、不登校特例校の設置促進などの体制整備であるとか、一人一台端末の活用などによりまして、データに基づきます不登校の兆候の早期発見、早期支援もやらせていただきたいと思いますと思っております。

また、全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりによりまして予防的な不登校対策等の推進、これを柱といたしまして、不登校対策については年度内をめぐり取りまとめるべく検討を進めているところでございます。

また、児童生徒の自殺予防につきましても、命の大切さや貴さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育を含みます自殺予防教育の推進、また、タブレット端末の活用などによりまして自殺リスク早期把握などの取組を進めているところ

でございます。加えまして、こうした様々な悩みを抱える児童生徒に対する、これは学校ではございますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、SNS等を活用いたしました相談体制の整備の推進等にも取り組んでまいるところでございます。

○**柚木委員** ちよつと一問飛ばして、少人数学級実現の現状と見直しについて伺います。

令和五年度予算では、三十五人学級を小四まで、このペースでいくと来年度、再来年度で小五、小六まで三十五人学級実現に向けて今動いている。他方で、沖縄県、山口県のように、教員不足で、これは国の基準よりも積極的に少人数学級を実現しようとしてきたところで、この取組がちよつと遅れているというのか、ちよつと後戻りしているんですね、報道、現場から。

しかし、これは国の基準より遅れるということがないようにお願いしたいのと、また、こういう沖縄や山口のような状況が他の都道府県に拡大すること、これは是非防いでいたいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。端的に。

○**永岡国務大臣** 柚木委員おっしゃいますように、令和三年三月に義務標準法を改正いたしました、小学校第二学年から第六学年まで、学年進行によりまして、令和七年度まで五年間かけまして、段階的に、かつ計画的に三十五人学級を整備していくこととしております。

いわゆる教師不足によりまして、山口県、沖縄県において、令和五年度の暫定的な措置といたしまして、これまで独自で実施してきた少人数学級の一部を見直す検討をしていると伺っております。

具体的には、山口県では三十五人学級を三十八人学級に変更、沖縄県の方では、国の標準、四十人でございますが、一部の学年で、それを下回る県の基準に関して、やむを得ない場合に限り、国の標準の範囲内で個別の学級を編制していると聞いております。

いずれの場合も、国の標準の範囲内の人数で学級を編制する前提と聞いておりましたが、国におけます三十五人学級の計画的整備に必ずしも反するものではないと理解をしております。

また、他県におきまして同様の事案が生じていることは、現時点では承知はしておりません。

○**柚木委員** 分かりました。

最後に、教職員の給与特別措置法、これは見直しが今行われています。教員も一般労働者と同じような労働管理を行っていただくべき状況にもう今、入っていると思います。つまり、六条はもう削除する、残業代を支払うべきだと思えます。三条を見直します。これは与党の中でも検討が行われています。三案、今報道も出ています。これは、間もなく、教員の残業状況などの調査速報値が公表されます。

私、一つだけ、一例、昨日も通告しています。国立と公立の学校で先生方の仕事は違うんですか。この給特法の見直しの中で、国立、公立の学校、国立は労基法の全面適用除外から完全適用になったんですよ。何で公立はそうならないんですか。地方公務員はなっている、医療関係者もなっている、何で先生だけ違うんですか。

これは是非、この調査の速報値公表の後に、中央教育審議会や有識者会議などで、国立学校教員と公立学校教員の格差是正、これも含めてちゃんと議論していただきたいと思えます。お願いします。

○**永岡国務大臣** 令和四年度実施の勤務実態調査におきまして教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握しまして、その結果等を踏まえ、教師の処遇を定める給特法等の法制的な枠組みを含めて、しっかりと検討してまいります。

○**柚木委員** 是非しっかりとお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○**宮内委員長** 次に、菊田真紀子さん。  
○**菊田委員** おはようございます。立憲民主党の菊田真紀子です。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。三月七日に、H3ロケット一号機が種子島宇宙センターから発射されましたが、二段目のエンジンが点火しなかったために、発射の十四分後に機体を破壊し、打ち上げは失敗に終わりました。残念ながら、開発費に二千億円をかけたロケットと、三百八十億円をかけた新たな人工衛星は、海の藻くずと化すことになりました。

二月十七日の打ち上げ中断を受けまして、私たち立憲民主党の文部科学部会で、文部科学省と、元JAXAの職員として活躍をされました水野素子立憲民主党参議院議員からヒアリングを行ったばかりでありまして、実を申し上げますと、私の地元新潟県、長岡高専から始まったベンチャー企業も技術面で関わっていたということもございまして、今回こそ本当に成功してほしいと願っていたわけでありますが、結果は大変残念でありました。

八日に、文部科学省として、宇宙関連の専門家らでつくる有識者会議が開かれて、今回の失敗の原因についてJAXAから現状の報告を受けたというふうに向っていますけれども、どのような報告を受けたのか、また、有識者会議でどのような議論が行われたのか、まず文科省に伺いたいと思えます。

○**千原政府参考人** お答え申し上げます。

H3ロケット試験機一号機の打ち上げ失敗に關しまして、三月八日、文部科学省では、宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合を開催いたしました。専門的見地から、JAXAの原因究明等について調査検討を開始いたしました。

会合では、JAXAから、第二段エンジンが着火せず、所定の軌道に投入できる見込みがないことから指令破壊信号を送出し、打ち上げに失敗したこと、ロケットは第一段、第二段分離まで計画どおり飛行したこと、第一段、第二段分離を検知した後、第二段エンジンが着火指示を受信したこと、第二段エンジンの着火指示のタイミングで電源系統の異常を確認したこと等が報告されると

もに、外部有識者によりまして、報告内容に対する判断根拠やデータの有無等に関する議論が行われたところがございます。

文部科学省といたしましては、JAXAとともに、有識者会合の場も通じて、透明性を持って、速やかな原因究明等に最大限努めてまいります。

○**菊田委員** 昨年十月のイプシロン六号機に続きまして、今回のH3ロケット一号機が打ち上げで失敗をしたということで、日本の基幹ロケットの打ち上げ失敗が相次いでいるわけでございます。

政府の宇宙推進計画によりまして、準天頂衛星や国際宇宙ステーションへの新型無人補給機など、今後もH3ロケットによる打ち上げが多数控えているというふうに向っております。

今御答弁もありましたけれども、大臣も所信で、速やかな原因究明に全力で取り組みますというふうに述べられておられましたけれども、私は、むしろ、拙速な調査、そして中途半端な原因究明に終わっては、これからも失敗を繰り返さないかえって宇宙開発利用が遅れてしまうのではないかと、このように懸念をされているわけでございます。

ここは焦らず、丁寧に検証を行って、今後の宇宙開発に取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えますけれども、この失敗を受け止めて、大臣の見解を伺いたいというふうに思っています。

○**永岡国務大臣** 本日に、H3ロケットの打ち上げが失敗したことは誠に残念でございます。御支援をさせていただいております国民の皆様、そして関係者の皆様の本日に多大なる御期待、御支援に沿えず、申し訳なく思っている次第でございます。

打ち上げ失敗直後から、JAXAやメーカーにおきまして原因究明作業が始まっております。文部科学省といたしまして、直ちに、井出副大臣を本部長といたしました対策本部、これを設置いたしました。今週八日には、宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合を開催いたしました。外部

有識者によりまして調査検討を開始をさせていただきます。

H3ロケットは、我が国の、本日に、衛星を自ら打ち上げる、また、アルテミス計画といった国際協力、これを進める上で極めて重要な、次の世代を担う基幹ロケットでございますので、我が国の技術力を結集いたしまして開発するべきものと考えております。

やはり、早急な原因究明、これは対策、検討を進めていく上で重要でございます。H3ロケットの成功に向けまして、着実に、そして確実な取組、これを進めてまいり所存でございます。

○**菊田委員** これで終わりますけれども、現場のプレッシャーは相当大きかったというふうにも思いますし、今後このプレッシャーがどんどんかかっていくということ、とにかく急がなきゃ、焦らなきゃということになりかねないというふうには私は懸念をされているわけですよ。

対策本部を設置されたということもございまして、やはり、これは国家プロジェクトですから、適宜国会にも御報告をいただきたいというふうにお願したいと思います。

続きまして、新学期以降の学校の新型コロナ感染症対策について伺います。

私は、先週末に地元に戻りまして、教職員の方々と様々な意見交換をさせていただきました。特に、三年以上も続いているコロナ禍における教育現場での対応に関して、本日に皆さん、大変な御苦勞をされたんだということを改めて感じただけでございます。

学校によつては、毎日、教員の先生方が机や備品を消毒をする、そして、毎朝、登校時に御家庭で検温されたその紙を回収して、どの子が発熱しているのかしていないのかチェックをしなければならぬ、さらに、感染者が出れば、その子供が誰とどのタイミングで接していたのか、いわゆる濃厚接触者を特定して、それをまた報告しなければいけない、こういう様々な負担がかかったわけでございます。

加えて、子供たちの心理面に大変大きなストレスがかかっているわけですから、そういう子供たちのストレスを和らげるような、本当に寄り添う形での教育を進めていかなきゃいけなかったというところで、本当に、学校現場の、関係者の皆さんの御奮闘に改めて感謝を申し上げたいと思っております。

来週の三月十三日から、マスクの着用については、屋内屋外を問わず、個人の判断に委ねられるということでございます。先ほど、それに先立ちまして、文科省としては、卒業式の、マスクは着用せずに出席することを基本とする、こういう通知を出されまして、その通知にのっとりて全国各地で卒業式が行われています。

しかしながら、教員としても、マスクを外したくない生徒にどこまでマスクを外すよう促すべきか、大変戸惑いとためらいがあったということでございます。そうしたこともありまして、卒業式でマスクを着けたままの生徒が大半を占める学校も実際にはあったということで、各校ばらばらの対応になっているというふうに感じております。

卒業式が終わりましたらば、四月に新学期を迎えることとなります。先ほど申し上げましたような、毎日の検温、それから、様々な備品、机などの消毒、そして、教室にはこういうアクリル板のパーティションがありますし、職員室にもパーティションが設置されている。こういうものが今後どういうふうに変わっていくのか、三月半ばにもなるうとしていくのに全く分からない、こういうお声がたくさん届いております。

そして、給食も、コロナ禍では、文科省としてはそういう指示は出してはいないことなんでしょうけれども、現場は黙って食べる黙食形式を今も続けているというケースが大変多くあります。そして、対面ではなくて、みんなが前を向いて座って静かに食べているということですが、新学期からはこれかどういふふうに変わっていくのか。

そしてまた、音楽の授業、合唱、それから、新入生が入ってくれば、校歌を練習するなんという場面も出てくるわけですが、こういった対応が一つ一つどう変わるのか分からないというところで、戸惑いが広がっております。

新学期以降の学校における感染症対策がどう変わるのか、できるだけ具体的にお答えいただきたいと思っております。

○永岡国務大臣 マスクの取扱いだけではなく、先生方の、今まで、毎朝検温をしていた報告を受けるとか、また、おうちのお母さん、お父さん方も大変だったと思えます。毎日子供の体温を測って、体調を見ながら、そして送り出してきたということ、やはり、学校関係の方々というのは、コロナウイルス感染症の対応というのは本当に大変で、そして、それが今なおほとんど続いているということを非常に私も感じております。

三月の十三日に、社会的には、マスクを外していいですよ、それぞれの個人の自由でございますという事になります。学校関係では、四月の一日以降の新学期におけるマスクの取扱い、これは基本的には方針に沿って行っていくことになるわけでございますが、それ以外の対応というのは、やはり、しっかりと文科科学省の方も、各学校におきまして、どうだったかという、御質問いただければ対応できるようにしていかなければいけない、そう感じております。

また、来週にも、四月一日以降の学校のマスクの在り方とコロナウイルス感染症対応、それにつきましまして発表させていただきたいと思っております。

○菊田委員 もうただでさえ現場は大変なわけですよ。だから、分からないことがあつたらお聞きくださいなという、それはちよつと余りにもひどい対応だというふうに思います。

私は、やはり、こういう学校現場の、一つ一つ具体的にどういふふうに変わるのか、通知をできるだけ早く出していただきたい。発表だけでもなくて、各都道府県、教育委員会、そして学校現場、もつとと言うと先生方にも、その通知がしつ

りと届くようにしていただきたいと思うんですが、大臣、いかがですか。

○永岡国務大臣 質問に答えるというものを発出するという事ではなくて、それぞれ、マスク以外のコロナ感染症対策については、やはり四月一日以前に、来週頃にはしっかりと対策というものを発表して通知をさせていただきたいと思っております。

○菊田委員 是非しっかりと、これこそ本当に早く通知を出していただきたいというふうに思っています。

そして、マスクのことなんですけれども、結局、着ける子と着けない子との間で分断が生じてしまふのではないかとこのことを私も心配しているわけなんです。文科科学省の方から、マスクの着用については今後こういふふうになりますよと一方的に先生方が行うだけでなくて、やはり生徒一人一人の受け止め、そして気持ちを、意見交換などの場を通じて互いに尊重し合えるような取組が大事ではないかというふうに思うんですけれども、大臣もそのようにお考えでしょうか。

○永岡国務大臣 今も申し上げましたように、四月一日以降は、学校の教育活動の実施に当たっては、着用を求めないことが基本となります。

やはり、その際、基礎疾患があるなど様々な事情によりまして、感染不安を抱き、また、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、マスクを外すことを強いることがないようにすることというのが大事だと思っております。また、生徒児童の間でもマスクの着用の有無による差別、偏見がないようにするなど、こういうことが重要と考えておりますので、教育委員会や学校等に対しまして丁寧に説明を行いまして、適切な指導が行われるように取り組んでまいりたいと考えております。

○菊田委員 それから、五月八日からはまたステージが変わるわけですよ。そうすると、そのことについてもしっかりと文科省として通知を出していく必要があるというふうに考えております。

けれども、これはいつぐらいに通知が出るんでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

五月八日以降、制度の仕組みが変わるわけでございますので、そうしたことも含めて、現在検討を進めているところでございます。

今の時点でいつというのはちよつと申し上げることはできないんですけども、いずれにいたしまして、なるべく速やかに発出できるようにしていきたいというふうに考えております。

○菊田委員 これも繰り返しになりますけれども、やはり、学校現場では、これから具体的にどういふふうに変わるのか、一年間の授業計画も立てなきゃいけないし、予算の制限もあるわけですし、場合によっては人員を増やすのか、あるいは減らしてもいいのかわからないこともございますので、とにかく、できるだけ早く具体的な通知を出していただくことを要請したいと思います。

マスクに関してなんですけれども、先ほども大臣から御答弁いただきましたけれども、実際、外す子と外さない子がいた場合、中には、保護者の方が、何でマスクを着けさせないんだとか、逆に、外すんだとか、いろいろな御意見があつて、結局それは、教育委員会に苦情が行くというよりも、担任の先生に直接、苦情とか、説明を求めるといふようなことがあるのではないかとこのことで、教職員の先生方は、こういう問合せや圧力がかつたときに、相手、つまり保護者の方に合理的で納得していただけるような説明が自分には本当にできるんだらうかというふうな、大変多くの教員の方が不安を感じているんですね。

こういうことを文科省としては理解をされておられるか、そしてまた、どう対応したらいいのか、御指示をいただきたいと思っております。

○永岡国務大臣 委員おっしゃいますように、やはり、今回、文科科学省では、マスクの着用の考え方見直しについては、本当に、学校におけます具体的なマスクの取扱いや活動の場面ごとの留意事項等につきまして、教育委員会や学校に対して

お示しするわけでございますが、学校が児童生徒や保護者に対して理解を求めていくということが可能となるような、様々な機会を通じて丁寧な情報発信、これを行ってまいりたいと思っております。

○菊田委員 大切なことは、やはり、現場の教職員の先生方がすごいプレッシャーとか不安を感じているわけですから、ただ学校に通知をする、それは、管理職はそれは分かるかもしれないけれども、一人一人の先生方が、本当に、トラブルが起きないように、きちんと相手とコミュニケーションを取って、変な分断が生まれないような、そういう説明の仕方を工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、様々な日々の感染症対策を担ってくださったスクールサポートスタッフですね。毎日のいろいろな消毒ですとか消毒液の補充ですとか、さつき言いました検温のチェックリストなどもスクールサポートスタッフの方が非常に大きな力を発揮してくれたということをお喜びします。

今度、五類に変わりました、いろいろな変化が出てくるわけですけども、このスクールサポートスタッフが引き続きこれまで同様に確保されるのか、減員されてしまつては困るというお声がたくさん届いておりますけれども、このスクールサポートスタッフの配置がどうなっていくのか、伺います。

○永岡国務大臣 本日にコロナ禍の中で一生懸命頑張ってきたスクールサポートスタッフ、この方々の仕事というのは、コロナ対策ばかりではございませんで、日々の学習プリントの準備でございますとか、あとは採点業務の補助とか来客、電話対応など、本当にすぐ教師の方々に支えるお仕事をしてくださっております。

そういう方々が、児童生徒の指導や教材研究等によりまして一層注力ができる体制の整備に大きな役割を果たしていることから、教員業務支援員、これは先生おっしゃいますスクールサポート

スタッフのことでございますが、その配置につきましてもかかるとは、これは削減することなく、令和五年度予算案におきましても一万二千九百五十人分の配置を可能とする経費を計上しております。前年度と比較しましても、配置の充実を図るところとしたわけでございます。

教員業務支援員が教師の負担軽減を図る上で必要不可欠な存在である、そういう認識の下に、引き続きまして配置の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

○菊田委員 ありがとうございます。令和五年度予算も前年度より予算を増額してしっかりと確保をしていただいたということで、私は大変ありがたく思っております。ですから、スクールサポートスタッフが減らされることはありませぬよ、心配しなくていいですよ、こういったことも是非現場に届くように、しっかりと御対応いただきたいというふうに思います。

続きまして、学校給食費の無償化について伺いたいと思っております。家庭の事情で朝御飯を食べずに学校に来る子供が増えています。そしてまた、学校給食が唯一の命綱のような環境にある子供たちが増えております。

シングルマザーサポート団体全国協議会が昨年十一月にまとめたひとり親家庭の物価高による影響調査の中で、大変深刻な実態が明らかになりました。子供の食事の量や回数を減らしたり、トイレを流す回数を減らしたり、入浴回数を減らしたという御家庭は何と三四％、そしてまた、暖房を入れない家庭は六九％にもなりました。

その一方で、給食の年間負担額は、小学校で平均四万九千円、中学校で平均約五万六千円です。仮に、小学生の子供と中学生の子供、二人いる御家庭では、年間十数万円かかるわけです。これは、物価高で苦しむ家計において非常に重い、大きな負担だと思います。

給食費の無償化は、子供たちの健全な育成や成長はもちろんのこと、保護者の経済的負担の軽減、さらには、給食費の徴収や滞納している家庭への対応に迫られている教職員の負担解消につながるというふうに考えます。

現状、ちよつとこれは数字が変わっているかもしれないけれども、全体の〇・九％の小中学生が給食費未納であり、その背景には親のネグレクトとか貧困といったケースもあるというふうに私は承知をしております。

我が党は、公立小中学校の給食無償化、これは最優先で取り組むべきだということを強く訴えてまいりました。物価高が続く今だからこそ、是非政府として実現していただきたいと考えておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 児童生徒の学校給食費につきましては、経済状況が厳しい保護者に対しては、生活保護によります教育扶助や、また就学援助を通じまして支援をしているところでございます。

学校給食の無償化につきましては、学校の設置者と保護者との協力により学校給食が円滑に実施されることが期待されるのと学校給食法の立法趣旨を踏まえまして、設置者である自治体において適切に御判断いただけるものと考えております。

○菊田委員 物価の高騰が止まらない中で、給食費の値上げに踏み切る学校の話をよく耳にします。例えば、卵は給食に欠かせない食材ですけれども、鳥インフルエンザの影響によりまして、卵を産む採卵鶏の割以上が殺処分となつて、卵の価格が大変高騰しています。

全国で、給食費を値上げした、あるいは今後値上げを予定している学校の数、割合というものを文部科学省としては把握されておられるのでしょうか。国として何らかの支援を検討しているのか、伺いたいと思っております。

○永岡国務大臣 申し訳ございません、通告がなかったもので……(菊田委員「えっ」と呼ぶ)いやいや、数の方は、ちよつと私、分からないのですが、食料費の高騰ということに関しましては、今般、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、保

護者負担軽減に向けた取組を促しまして、ほとんどの自治体においてその取組は進んでおります。また、物価高騰に対しまして取組につきましては、今後の政府全体の取組の中で、関係省庁と連携を図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○菊田委員 今の質問は通告してあります。藤原政府参考人 お答えいたします。

現時点で、四月以降の、自治体で学校給食費を値上げするといったような数につきましては、文科省として調査を行つておらず、承知はしておりません。ただ、今年度につきましては、今御説明を申し上げましたように、地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減に向けた取組がほとんどの自治体において行われている、こういった状況であるわけでございます。

○菊田委員 文科省としては調査もしていないし、把握もしていないし、内閣府の地方創生臨時交付金を活用して、それぞれの自治体で頑張つてやればいいんじゃないですかと。大変冷たい対応だと言わざるを得ません。こういう、政府が全然給食費の無償化に取り組まないの、地方自治体が独自に頑張つて、給食費を無償化しているケースが増えています。ある調査では、千七百四十一市区町村中二百六十市区町村と、一五％の市区町村が既に無償化を実施しています。また、新聞報道等によれば、コロナ禍の二〇二〇年度に給食費の一部又は全額無償化した市町村は百十五団体に及んだとございます。

その財源ですけれども、独自に確保できない自治体は、国の地方創生臨時交付金を活用しているところも多くあったということでございますが、この地方創生臨時交付金は、令和五年度以降はどうなるんでしょうか。内閣府に伺います。

○黒田政府参考人 お答えいたします。地方創生臨時交付金につきましては、長引くコロナ禍におきまして、自治体が財政上の不安なく

様々な社会的要請に適切に対応できるような措置してきたところでございまして、各自自治体におきましては、コロナ禍における食料品価格等の物価高騰への支援として、学校給食等の保護者負担の軽減も含め、地域の実情に応じたきめ細かな支援が行われていると承知しております。

本交付金につきましては、補正予算、また予備費に基づきます臨時の措置でございまして、令和五年度につきましては、本年度の繰越しの分を各自自治体において執行いただくというふうにご考えておりますが、今後の物価対策につきましては、物価動向、また国民生活、事業者への影響等を注視しながら、政府全体で適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○菊田委員 ですから、今後の対応については全くまだ見えない、分からないということでございます。

私の地元、新潟県三条市も、コロナ禍の物価高に対する対策として、この交付金を活用しました。そして、三学期分の給食費を無償化したんです。しかし、市独自で無償化を今後も継続した場合は一般財源で約四億二千万円が必要なことから、市単独での無償化継続を断念しました。やむを得ず、この四月から元の有料に戻すということでありました。ただし、給食費における食材価格の上昇分というのは、これは市で負担をして、給食費の値上げは行わずに据置きにするとしています。

臨時交付金が打ち切られて財源を失ってしまう自治体は、給食費無償化を泣く泣く取りやめることが今後出てくるのではないかとこのように思っています。これは政府として仕方がないというお考えでしょうか。大臣に聞きます。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

本日に、物価高騰に対する取組、これにつきまして、これは給食費のことでございますが、今後の政府全体の取組の中で、関係省庁と連携を取りまして、適切に対応していきたいと考えております。

○菊田委員 先ほど申し上げましたように、本日に家計が苦しいんですね。一人親家庭も増えていく。せめて文科大臣としては、この学校給食の無償化ぐらいやっていただきたいということを強く求めたいと思います。ゼロ回答で、大変がっかりいたしました。

コロナ禍で学級閉鎖や休校が度々起こりました。その都度給食が止まってしまっただけですね。そうすると、準備していた食材を処分しなければならなかったということで、非常に大変だったというお話を伺いました。そしてまた、学校を休んで給食を食べられなかった子供には給食費を返金しなければいけない、こういう事務作業もございまして、学校栄養職員の方、また事務職員の方、負担が余りにも大きいというふうに感じるわけですが、これもこれは人員増など何らかの対応を考えていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 御指摘の、コロナ禍における給食費の返還ですとか食材のキャンセルに係る会計処理等につきましては、例えば令和二年の臨時休業の際は、予備費を活用いたしました。学校臨時対策補助金を創設いたしました。学校臨時業務職員を介さずに直接学校設置者の方から保護者や事業者へ返還することも可能となるような仕組みとしたところでございます。

また、学校給食費等の学校徴収金につきましては、未納者への督促等の教員の負担軽減等の観点から、公会計化の推進は進めております。

また、栄養教諭等の方ですとか、また事務職員の教職員定数につきましては、これまでも配置基準の引下げを行うなど計画的に改善を図ってきたほか、近年では、児童生徒に対します食に関する指導の充実や事務機能の強化のための共同学校事務室の設置促進等のための加配定数、これを充実しているところでございまして、令和五年度予算案におきましても、こうした加配定数の改善、これを盛り込んでいるところでございます。こういう環境整備、しっかりと取り組んでまいります。

○菊田委員 時間が参りましたので、ちょっとはしよって、まとめて質問したいと思っております。給食調理の現場についてです。資料のページを御覧いただきたいと思いますが、「学校給食に従事する職員の定数確保および身分安定について」、これは昭和三十五年ですから、今から六十年前の文部省の通知になりますけれども、その中で、学校給食調理員数の基準として、児童又は生徒の数が百人以下の場合に従事員の数は一人又は二人、百人から三百人の場合は従事員の数は二人など定められています。その後、昭和六十年に更に通知が出されたわけでありまして、しかし、実際に百人の児童生徒の給食を一人か二人で担っているところも多いと現場から伺いました。

近年では、食育の推進、そして、地場の食材をなるべく活用しようとか、さらに、食物アレルギーを有する児童生徒への対応、こういうことも求められておまして、給食の調理はかなり複雑化、高度化しています。とても百人規模の給食調理を一人、二人で行える状況ではないと私は感じているんですけれども、配置基準をこういう現実に合わせて見直すべきではないかということ。それから、給食調理現場の施設、かなり老朽化しているところが多々ございまして。給食調理場のほとんどを占める、各学校で給食の調理を行う単独調理場の三一・九％しかドライシステムは導入されておりませんし、また、給食調理場には空調設備が設置されていないところがあります。物すごい暑さの中で調理をしなければいけない、非常に過酷な働き方になっているわけではございません。

こういう現状に対して、文部科学大臣の見解と、それから、是非これは改善していただきたいということで、前向きな御答弁をいただきたいと思っております。

○永岡国務大臣 学校給食調理員の配置基準につきましては、学校給食の調理に最低限必要な配置人数を示しております。地域や、また調理場の状況に応じて弾力的に運用することを求めているところでございます。

学校給食の実施の方法につきましては、外部委託の活用など、各自自治体の実情に応じて本様に様々な配慮があることなどから、国といたしましては、最低限必要な配置基準をお示しした上で、各自自治体において、学校給食の運営に支障を来さないように、調理員の配置、これを努めていただきたいと思っております。

また、学校給食施設の衛生管理の充実強化を図るために、ドライシステムに対応した学校給食施設の整備や、また空調の設置に要します経費の一部につきましては、国庫補助を行っているところでございます。

引き続きまして、補助制度の周知徹底も含めまして、各地方自治体が計画的に学校給食を作っていたり、各地方自治体から支援をしております。

○菊田委員 時間が来ましたので、終わりたいと思っておりますが、予定していた質疑ができなくて、準備された担当の方にはおわびを申し上げます。

ありがとうございました。

○宮内委員長 次に、牧義夫君。

○牧委員 おはようございます。立憲民主党の牧義夫でございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

さうだ、大臣からの所信を拝聴いたしました。また、令和五年度予算についての説明も受けました。令和五年度予算について、子供予算倍増という鳴り物入りで始まった国会でありますから、この文教行政においてもさぞ目新しいものがあるかなど期待をいたしておりましたが、残念ながら、何ら代わり映えのしないものであったということも申し上げなければならぬというふうに思っています。

先ほど、教員定数の話も出ました。小学校四年まで三十五人学級ということで、多少の、その分については増員もあるかと思っておりますけれども、

少子化もあるし、また学校の統廃合なんかでの合理化等々もあると思うんですけども、結果として教員の数は減るというような形になっております。

また、その他の予算についても、私学助成についても、あるいは国立の運営費交付金についても、ほぼ横ばいというか、この物価高にどう対処していくのかなというふうには私は大変懸念をいたしております。

そこで、本当に岸田総理がおっしゃるような異次元の少子化対策というのであれば、私は、教育に係る費用を徹底的に親に負担をかけない、社会で子供をきちつと育てていくんだという体制をまじやないかなというふうなことが一番効果的だと思います。幼児教育から高等教育までの完全無償化、さらには給付型の奨学金を拡充すること等々、やることはほぼ決まっているとは私は思うんですけど、それが一番効果的なんだというふうなふうに思うんですけども、その辺について大臣の認識をまずお聞かせいただきたいと思います。個人的な認識で結構でございます。

○永岡国務大臣 牧委員にお答えいたします。

個人的な気持ちということとはなかなか言いにくいんですけど、やはり文部科学省といたしましてはと始めさせていただければと思います。

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の無償化、そして負担軽減に取り組んできたわけでございますが、今般、さらに、給付型奨学金と授業料等減免につきまして、令和六年度から、負担軽減の必要性の高い多子世帯や、また理工農系の学生らの中間層への対象拡大、これをするにしております。具体的な設計を今進めております。

そして、少子化対策ですけれども、これは、やはり、四月一日からスタートいたします。こども政策担当大臣の下で設置されました関係府省会議というのがありまして、三月の末に具体的なたたき台、これを取りまとめる予定となっております。

ので、内閣官房を始めとする、文部科学省も含みます関係省庁、しっかりと連携を取りまして協力し、そして、教育に係る経済的な負担軽減の取組、もつとよくなるように、しっかりと機会均等に努めてまいりたいと思っております。

○牧委員 確かに、文教行政だけで少子化対策ができるものではないということは当たり前の話でございますけれども、残念なのは、大臣が個人的な意見を申し上げられないとおっしゃいましたけれども、やはり、大臣としての思いというのが強くあつて、そこで、きちつと主張をしていただく中で教育に対する国の施策が充実していくわけですから、もつと個人的な思いをしっかりと前へ出していただきたい。でないと、財務省に押し切られますよ、こんなことをやっている。そこだけは強く申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つ、それにちよつと関連するんですけども、今、与党内で、自民党内で、子供が生まれながら貸与型の奨学金、返済を免除してやるというような案が検討されているやに聞いておりますけれども、その辺のところの認識について、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○永岡国務大臣 御指摘の提案につきまして、これは自民党内で議論をしている途中で出た話だということふうな何つております。これで決まったということではないようでございますが、私の中では、議論中の、その途中での話ということなので、これにつきましてはコメントというのは差し控えていただければと思っております。

○牧委員 多分そんな御回答だろうと予想はしておりますけれども、私が言いたいのは、子供ができたら褒美を遣わそうというふうな発想は、私は絶対にやめてもらいたい、きちつと給付型の奨学金を拡充していくんだという基本姿勢だけ貫いていただければいいんだということ強く申し上げておきたいと思っております。

次に、ちよつと話題が変わりますけれども、せんだつて、埼玉県戸田市の市立中学で、高校生が侵入して男性教員にナイフで切りつけ、けがを負

わせたという事件がありました。その場で殺人未遂で逮捕ということでございます。この先生は、たしか六十歳だったかな、何度も刺し傷を負つて、命に別状はないとはいへ、かなり重傷だったそうです。一日も早い御回復を祈らずにはいられないわけですが、

このとき、その犯人の少年は、誰でもいいから人を殺したかったというような供述をしたそうです。誰でもいいから殺したいと思つた。そういう動機を持つからには、やはり、人が集まるころ、また弱い人が集まっているところという意味で、学校が格好の標的になるわけですね。アメリカなんかですとよく銃の乱射事件とかがありますけれども、日本ではそこまではいきませんが、やはり学校がターゲットになる。

これは私もまだ記憶に新しいんですけども、二〇〇一年、大阪の教育大附属池田小学校に男が侵入して、刃物で児童八人を刺し殺し、それから児童十三人と教師二人に重軽傷を負わせたという事件がありました。この戸田の先生もそのことが多頭の隅にあつて、子供を守りたい一心で自らがけがを負つたんじゃないかなと推測するわけでございますけれども、この池田小学校の事件から二十年ちよつとが経過をいたしておりますが、こういつた人たちのターゲットになりやすい学校の安全について、この間、池田小学校の教訓がどのように生かされているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○藤江政府参考人 お答え申し上げます。

子供たちが学校で安心して活動し、安心して学べるようにするためには、その前提として、学校の安全を十分に確保することが大切でございます。

文部科学省におきましては、委員御指摘の平成十三年に大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童等の殺傷事件を受けまして、その翌年には学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルを作成、公表いたしました。その後も各学校における危機管理マニュアルの作成を法律上でも位置づけ

るなど、学校の安全管理体制の整備を進めてまいつたところでございます。

特に、学校における不審者対策につきましては、各学校で整備されている危機管理マニュアルについて、その評価と見直しのガイドラインを示すとともに、不審者侵入時の対応方法等についての教職員向けの講習会の実施への支援、警備のポイントや防犯上の改善点等について、スクールガードリーダーによる各学校への巡回指導等への支援などに取り組んできたところでございます。引き続き、子供の安全確保に関し、関係機関や教育委員会等と連携しながら取組を行つてまいりたいというふうに考えております。

○牧委員 今、スクールガードリーダーという言葉が出てまいりましたけれども、これはボランティアですかね。

○藤江政府参考人 お答え申し上げます。

スクールガードリーダーにつきましては、教育委員会から委嘱した者で、防犯上の知識を有する者ということで、例えば、警察官のOBですとか教職員のOB等、見守り活動の経験が豊富な方を委嘱するという形でございます。

○牧委員 ごめんなさい、私ちよつと質問の仕方を間違えました。スクールガードリーダーはそういった方で、スクールガードという人たちはボランティアなんです。ちよつと私が懸念したのは、ボランティア任せでいいのかということなんです。

もう一つは、ボランティアじゃなくても、例えば学校の用務員という人たちは、アウトソーシングで、どこかの会社に委託をしたり、あるいは、私がちよつと、何年前、多分この池田小学校の後に聞いた話だと思うんですけども、シルバール人材センターに委託をして学校の用務員をやつてもらっているというようなケースが結構あるという話を聞きました。多分、現状もそうだと思うんですけども、そういう人たちが本場にこういう凶悪な侵入者に対処できるのか。

権があるわけですね。その校長の指揮の下に、そういうボランティアの人ですとかシルバー人材センターの人が入って、果たしてきちっとした統率が取れるのかどうか、そこを大変懸念するんですけれども、いかがでしょうか。

○藤江政府参考人 ありがとうございます。

学校安全に関する責任の所在についての御質問であったかと存じます。

委員も御指摘のとおり、学校保健安全法上は、学校設置者の責務が規定されておりまして、設置する各学校における安全の確保を図るために、児童生徒等に生ずる危険を防止する策を講じているというふうに承知しております。

一方、御指摘のように、学校安全の確保のためには、ボランティアを始めとした多くの方々との協力が不可欠ということで、児童生徒の安全確保について地域ぐるみで推進していただいているというところでございます。

先ほど御説明いたしましたように、地域ぐるみの学校安全体制整備事業というものにつきまして、防犯の知識を有するスクールガードリーダーというところが指導助言しながらボランティアについての養成、資質向上も図りながら対応しているというところでございまして、あるいは、警察や保護者、PTAとの連携の下で進めているということで、組織的な対応ということで対応していただいているところでございます。

○牧委員 組織的な対応はよく分かりますが、刃物を持って、誰でもいいから殺したいと思っっている相手にボランティアの人が対処できるかといったら、それはできない話でありますし、それを求めないといけないと思います。そこをこの基本的なことをもう一度きちっと考え直していただけるように私はお願いを申し上げます。もちろん予算が伴う話ですけれども、お願いを申し上げますというふうに思います。

もう一つ、この戸田市の事件の少年が、二月にさいたま市の小学校の校庭や公園に猫の死骸が放置される事件が五件起きていることについても、

自分が殺したという趣旨の供述をしております。大阪の事件のちよつと前に、酒鬼薔薇聖斗の事件もありました。動物虐待とか動物殺傷から何かエスカレートするケースというのがどうもあるやに思われますけれども、こういう動物虐待、殺傷の実態と、そこから更なるエスカレートした犯罪への関連性というのを警察はどのように認識をされているんでしょうか。

○山本政府参考人 お答えいたします。

警察庁におきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の改正法が施行された令和二年、都道府県警察に通告を發出し、迅速な捜査により被疑者の検挙につなげ、統廃防止を図るよう指示しております。令和三年中は、動物虐待事犯を前年比で約七割増となる百七十事件検挙いたしております。

委員御指摘の、動物虐待が人の命に危害を及ぼす凶悪犯罪へとエスカレートする可能性につきましては、事犯の個別具体的な状況によるものでございまして、一概に申し上げることは困難ではございますが、一般に、この種の動物虐待事犯は地域に大きな不安を生じさせるものと認識いたしております。このため、この種の事犯が発生した場合には、必要な捜査を進めるとともに、SNS等を活用した情報発信、学校や教育委員会への情報提供、パトロールの強化などを行っているところでございます。

引き続き、この種の事犯への対応を今後ともしっかりと行ってまいります。

○牧委員 分かりました。

もう一つ、これは質問じゃなくて政府に対する要望なんですけれども、この動物虐待より更に遡って、まさにSNS上で動物虐待の残虐シーンを動画で見たことによつて、更にそれが、思いがエスカレートしていくというようなことも指摘をされております。こういう動画の投稿というのが野放しになっているとしたら、これは私は大変な問題だと思えますし、そつちにエスカレートしな

こういうものに対する規制というのをやはりちよつと政府を挙げて、今日は質問じゃなくて要望ですけれども、政府を挙げてこの検討をしていただけますようお願いをしたいというふうに思っています。

引き続き、今度は話題を神宮外苑の再開発事業の方に移したいというふうに思います。

この神宮外苑の再開発事業については、この委員会でも取り上げさせていただき、船田先生を中心に、まさに超党派で、これを懸念する議員が集まって、今対策を練っているところであります。

言うまでもなく、この神宮外苑は、内苑とともに、全国から献木で造営された、本宮に、日本国民にとつてかけがえのないレガシーであることに私は間違いのないというふうに思っております。日本で最初に風致地区に指定された地域でもござい

まず大臣に、この地区の文化財的な意味についてどのように認識をされているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

風致地区の指定に関しましては、大正十五年に表参道、裏参道、内外苑連絡道路沿いが風致地区に指定されました。その後、昭和二十六年に神宮外苑地区が追加されたものと承知をしております。

風致地区というのは、都市におけます風致を維持するために定められます都市計画法に規定する地域地区でございまして、文化財保護を目的とした制度ではないために、文化財の意味につきま

いたしまして、神宮外苑につきましても、いずれにおつしやいますように、国民からの寄附などによりまして造られたものでございまして、今日まで多くの国民に本宮に親しまれてきたもの、そういう認識を持っております。

げましたように、文化財的意味について論じることはできないというわけではございますが、しながら、東京都の資料によりまして、大正十五年に指定された地区につきましては、明治神宮崇敬にふさわしい沿線の環境を維持するために指定されたもの、そう考えております。

○牧委員 そんな回答ぐらいしか、多分、立場上できないんでしょうけれども、二月三日に、予算委員会、我が党の阿部知子議員の質問に斎藤国

交大臣がお答えしているんですけども、「風致の維持に有効な手段である地区全体の一定の緑化を図ることを条件に、一部のエリアの高さの基準を運用により緩和したもの、このように承知しております。」と言っているんですけども、

本宮にこの条件を満たしているのかなということが我々の疑問なんです。そこを、やはりきちつと、逃げずに真つ正面から受け止めていただきたいと思うんですけどね。国交大臣だつてこう言っているんですけども、これはもう東京都が対応しているところですよということになってしまっているんですけどね。

今回、この地区に三本もの高層ビルが建設されるけれども、この高さ制限とかというのは、一体どういう手順で外されたんでしょうか。国交省。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきました風致地区内の高さ制限につきましては、御指摘のとおり、東京都が風致地区条例、この中で具体的に定めております。

また、あわせて、この条例に基づきまして、先ほどまさに委員御指摘のとおりなんですけれども、風致の維持に有効な手段である地区全体の一定の緑化を図ることなどを条件に、一部のエリアの高さの基準を緩和する運用というのが東京都の内規として定まっております。これに基づいての運用だと承知しております。

○牧委員 結局そういう回答しかないんですね。

そういうことを言うと、もう本宮に、こんなこと言いたくないんですけども、オリンピックより先に再開発ありきだったんじゃないかなという

指摘もあることだけは申し上げておきたいというふうに思います。

これは東京都が決めることだからどうしようもないというようなことでずっと今来ているんですけども、平成二十四年に、文化庁の調査で、神宮外苑地区について、文化財指定等の可能性のある重要事例という言い方で指定をされております。このことを自治体に周知してきたんでしようか。大臣。

○永岡国務大臣 調査研究報告書を取りまとめました平成二十四年に、文化庁から東京都を含めまして全国の都道府県の文化財担当へ送付するとともに、毎年度文化庁におきまして開催しております地方公共団体向けの担当者会議におきましても、当該報告書を紹介をいたしまして、そして、近代の庭園等の調査が進むように普及啓発に努めてきたところでございます。

○牧委員 つまりは全国のそういったところを網羅的に通知しているというお話なんですけれども、特段この件については、この委員会でも前の末松大臣のときにも私申し上げて、今後注視してまいりますというようにお話を、何をしてくるかという回答はなかったんですけども、今後注視していくという回答がありました。

さつき申し上げたように、この神宮外苑地区についてのお話というのは、そういった意味で、通一遍、全国の対象区域についてのお知らせじゃなくて、きちっとここで私お願いした話でもありませんし、去年の臨時国会でお話しして以降、この件について、東京都とのやり取りというのはどんなものがあったんでしょうか。

○永岡国務大臣 先日の二月の三日なんですけれども、衆議院の予算委員会におきまして、阿部委員とのやり取りの中で、私の方から、国会でのやり取り、やはり文化指定される地域ではないか、そういう可能性があるのではないか、そういうやり取りをさせていただきましたが、自治体に伝えますと答弁をさせていただきますので、委員会当日に文化庁より東

京都へ一報するとともに、その後、議事内容を文化庁におきまして整理の上、二月の十三日付で事務連絡にて東京都へ伝達するとともに、関係区への周知、これを依頼したところでございます。

○牧委員 二月の十三日付で周知というふうにお聞きをしましたが、だとすると、これはよっぽどなめられていますよね。その後、二月十七日にこの開発事業についての施行認可が東京都から出ているんですよ。これは全く無視されたんじゃないですか。どうでしょう。

○永岡国務大臣 まあ、そういう言い方は大変厳しい言い方でございますとは思いますが、やはり、最終的にそれを文化的価値があるものだというふうにお決めになりますのは、各地域、自治体、そういうふうにご考えております。

○牧委員 何かよく分からない御回答ですけれども、もう一つつけ加えさせてくださいと、この二月十七日の施行認可を受けて、さらに、イコモス・ジャパンからも更に要請が出されております。

一つは、まず、施行許可に当たった後の環境影響評価書、これは虚偽の報告、虚偽の資料が提出されているということが一つ。それからもう一つは、現行の区道が廃止されることによって、移転する秩父宮ラグビー場、国立競技場への歩行者通行において、イベント時に重大な問題が生じる可能性が否めないということでもあります。新野球場と新ラグビー場、国立競技場をつなぐ歩道橋が、本場に幅員が非常に狭いんですね。ハメートルしかない。群衆雪崩の生じる危険性が大きい。昨日みたいな、WBCみたいなのがあったら、こういうところで、韓国でも大きな事故がありましたけれども、そういう懸念があるということまで指摘をされておりますけれども、これを何とか止める手だてというのはないんでしょうか。

○角田政府参事官 答えたいと思います。環境影響評価書についての御質問でございますが、本件につきましては、東京都の環境影響評価審議会における審議を経て、本年一月二十日に環

境影響評価書が東京都から告示されたものと承知しております。

環境アセスメント手続は東京都と関係事業者との間において行われているものでございますので、コメントは差し控えていただきたいと思いますと考えてございます。

また、歩道橋についての御質問でございますが、委員御指摘の神宮球場と秩父宮ラグビー場の間の歩道橋の幅員につきましては、東京都の神宮外苑地区の都市計画において六メートルから十・五メートルとされており、今後、事業者が検討を進めていくと認識をしているところでございます。

幅員八メートルということですが、それに決定したということはないということでございます。

○牧委員 何かあつたらちゃんと責任を取ってくださいね、そこまで言うなら、群衆雪崩が起きたときに、私はそれをしっかり申し上げておきたいと思えます。環境影響評価についても、これ、イコモス・ジャパンが指摘をしていることについて、きちっと、反論、反証できるのであれば、しておくべきだと思いますよ。こういうふうな指摘までされているわけですから、そこはきちっと、今後もしっかりさせていたいただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、森の保全だけでなく、神宮球場、秩父宮ラグビー場はそれぞれの野球、ラグビーの聖地なんです。歴史的建造物です。

せんだったって、ラグビーの元日本代表平尾剛さんからもお話を聞きました。今度できるラグビー場というのは屋根が開け切りで、今までのラグビー場だと、その日の風を読んだり、日光の、日の当たり方によって、いろいろ計算しながらプレーをしてきた、そういうものが全くなくなつて、もう違う競技になつてしまうと云つたら大げさかもしれないですけども、全く異質のものに

なつてしまうと。観客席も一万席減らされる、芝も人工芝になる。現在の秩父宮を残す署名が広がる中で、また、これをどうするのかという声も聞かされたみたいだし、神宮球場も、ペー・ルースが実際にプレーをした球場というのが世界で四つだけ残っていて、そのうちの二つが日本にあつて、甲子園と神宮球場なんです。

そこで見ると、やはり、スポーツを所管する大臣として、こういったレガシーまで破壊してしまうということについてどういう認識をしているのか、聞いておかなければならないと思います。

○永岡国務大臣 神宮球場は、プロ野球であるとか、また、東京六大学野球などの熱戦が繰り広げられました。また、秩父宮ラグビー場では、長くラグビーの聖地として、数々の名勝負、その舞台となつたと承知しております。

しかし、いずれにいたしましても、施設が老朽化したしまして、バリアフリー対応などの課題があることから、東京都まちづくり指針等を踏まえて、それぞれの所有者が建て替える判断をした、そういうことだと思っております。

○牧委員 最初から最後までゼロ回答で、大変残念です。老朽化は分かるんですけども、ローマの遺跡だってもう何千年もたっているわけで、それは残せるんです。

それと、もう一つ、最後に申し上げておきますけれども、これは国が何もできないかということ、実は、私はそうじゃないと思えます。

JSC、日本スポーツ振興センター保有の秩父宮ラグビー場と神宮球場を入れ替えるわけですから、これが大前提になつているんですね、この再開発の。このJSCの資産をきちっと現状のとおり保存するんだという意思表示さえすれば、私は国としてこの事業を止められると思っておりますので、そのことについて申し上げて、質問を終わります。

○宮内委員長 次は、吉川元君。

○吉川(元)委員 立憲民主党の吉川元です。

まず最初に、東京オリンピック・パラリンピック大会をめぐる汚職事案について尋ねます。

既に、贈収賄罪で十五人、そして、いわゆる事業の談合問題で組織委員会運営局元次長ら七人と六つの会社、これが起訴されております。特に後段の談合事案ですけれども、これは、見ておきますと、不心得者がやったというよりも、電通を含めたところとそれから組織委員会、これは言葉は悪いですが、ぐるになつてやったというのがこの談合の事案の問題点だというふうに思います。

大臣、そのように認識されていますか。

○永岡国務大臣 一連の今回の事案につきましては、既に刑事手続中であることから、その過程の中で事実というのが明らかになると考えております。

スポーツ庁が設置をいたしましたプロジェクトチームの調査分析では、理事会が適正に機能していたかや、利益相反管理の観点から人材配置の適切性が確保されていたかは疑問の余地がある、そういうふうな問題点も指摘されているところを承知しているところでございます。

○吉川(元)委員 今回のテスト大会と本大会、合わせて四百三十七億円という事業で、ある意味ではこれは食い物にされたわけですよ。オリンピックが、組織委員会も絡んで、利益配分の舞台になつていた。

大臣、前回お聞きした所信の中でレガシー、レガシーと言われますけれども、これは恥ずべきレガシーですよ。レガシーというのはいろいろな意味があります。一つはいわゆる遺産、通常使われるレガシーということと、もう一つは時代遅れとか、そういう意味合いも含まれています。

この問題というのは、組織委員会、あるいは東京都だけにどまらず、この四百三十七億円の中には国費も当然含まれているわけです。これを見れば、これは私、重大だと思えますよ。所

信を見ますと、何か、大会関係者が逮捕される事態が生じてしまったことは極めて遺憾ですと、本当に人ごとなんです、これは。自分たちにも責任がある、そういう自覚を持っていたらいいというふうな思いです。

また、東京都は、この談合事案で調査チームをつくつて、年末の十二月二十六日に当面の調査状況というのを公表いたしました。後ほど言いますけれども、東京都、これは大変苦勞しながらやっているんですよ、清算法人が全く協力しないという中であつて。

なぜ国は、これだけ大規模な、しかも組織委員会も一緒にやつたこの汚職について真相解明に乗り出さないのか、この点について考えをお聞かせください。

○永岡国務大臣 東京大会の一連の事案につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が関係企業と結んだ契約に関連するものであることから、当事者の清算法人であります大会組織委員会が責任を持って対応していただくものと考えているわけです。

その上で、東京都は、IOCと開催都市契約を締結しておりますので、大会の開催都市としての責任を果たす立場にありまして、相当数の職員を派遣しております。また、東京都は、国費も含んだ公費を一括して組織委員会に交付しております。

こうしたこともありまして、現在、東京都では、副知事をトップとした調査チームを設けて、課題や事件の背景、組織の問題等も含めて議論、分析を行うことなど、調査の深掘りをしていくということを承知しているわけでございます。このようなことから、東京都におきましてしっかりと調査が行われ、スポーツ庁にも適宜御報告いただけるものと考えております。(吉川(元)委員)国

がなぜ調査しないかを聞いていますよと呼ぶ)

スポーツ庁におきましては、弁護士と会計士から構成されます中立的立場の作業チームですと

か、この大会組織委員会のガバナンスの実情ですとか課題の把握をして、今後の大会運営のための指針を策定する、そういう予定になつております。

○吉川(元)委員 やはり無責任過ぎますよ、今の答弁を聞いていても。

四百三十七億円といいますが、年末、会計検査院の調査の発表によりますと、当初千八百六十九億円とされていた大会開催経費、実際には約二・五倍、四千六百六十八億円かかっている、こういう指摘がされた上で、「イベントの招致及び実施に対する国民の理解に資するよう十分な情報提供を行う態勢を検討すること」、このようにされているわけですね。

聞いていると、組織委員会や東京都がやっているんだという話ですけども、国も政府も深く関わっているんですよ。もし仮にそうじゃないんだとしたら、何でオリパラ特措法を作つたんですか。何でオリパラ事務局をつくつたんですか。担当大臣もつくつたし、以前この委員会で当時の丸川大臣と私も議論したことがあります、ブレイク、これも大臣は、自分も関わつたというふうな言っているんですよ。関わっているんですよ。

それを、何か全く、それは我々は関係ありません。国費というのは税金なんですよ、国民の。その税金がおかしな形で使われているということについて、なぜ問題関心を持って調査しないのか、私は非常に疑問です。

次に、今少しお話がありました指針について伺いますけれども、そもそも、指針を作るというても、今回の汚職、談合事案の検証なくして、どうやって指針を作るんですか。何が起つたのか、どこで問題が発生して、誰がどういう立場で動いたのか、こうしたことを検証せずして、どうやって指針を作るんですか。

その指針の内容も少し見させていただきましたけれども、その内容が、求められるのか、考えられるのか、望ましいとか、一案であるとか、何か

もう、ほとんど、こうすべきとか、こうしなければならぬという書き方じゃないんですよ。何の強制力もないような、こういう指針。

例えば、情報開示の在り方では、「法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、様々な関係者の活動に支障をきたさない範囲で、主体的かつ積極的な情報開示が求められる。」との要望にとどまっております。

なぜもつと強力な情報公開を迫らないのか、その理由をお聞かせください。

○永岡国務大臣 スポーツ庁の立場といたしましては、指針案では、組織委員会等、締結する個別の契約の内容などということは守秘義務の関係で開示ができない場合が多いと考えられることを考慮いたしまして、守秘義務を遵守しながら、活動に支障がない、そういう範囲内で情報の公開が求められるという記載になつておると承知しているところでございます。

○吉川(元)委員 もちろん、国民の関係のところもあつて、守秘義務はあると思えますよ。ただ、正常に行われていけばそれで結構なんです。これだけ逮捕者が出て、起訴までされて、税金まで投入して、それでも調べない、何も情報公開を求めない、強制力を持つたそうしたことや、やらないうちの、こんなことであれば、二度とこうした国際大会というのは日本では開けなくなりま

すよ。(発言する者あり)そうです。今おっしゃつたとおり、声もありましたけれども、かつて長野五輪、あそこでも、会計が不明朗であつたという問題が指摘されておりました。当時のいろいろな資料、いつの間にか、燃やしたのかどうか分かりませんが、なくされております。あのときにうみを全部出し切つていければ、今回のことは恐らくこういう形では起こらなかつたというふうに思います。

今回の五輪についても、結局、何かうやむやのまま終わらせて、そうすると、また次やつたときに、同じことがより巧妙な手口で行われるというものは火を見るより明らかじゃないですか。

例えば、先ほど少し触れましたけれども、オリピックの、東京都の独自の調査なんです、入札の経過の情報や特別契約の契約金額など、ほとんどといいますか全く、清算法人からは情報の提供がなされていないんです。建前上はこういう契約になっています、けれども実態はどうなっているんですか、まさにその実態を明らかにしなきゃいけないのに、清算法人はそれを出さないんです。その理由は、今まさに大臣が言った守秘義務ですよ。そんなことをやっている限り、この問題の解明なんて私にはできないというふうに思っています。

実は、パリ五輪大会が来年ですか、行われま。既にフランスでは特別法を制定して、民間企業には会計検査院による検査、組織委員会に対しては腐敗行為防止庁による監督を義務づけて、民間組織であっても行政監視の対象とする極めて厳しい措置を取っております。つまり、できるんですよ、やろうと思えば。

こうした点については、いわゆる先ほどの指針云々という話が出ましたけれども、議論はされているんでしょうか。

○角田政府参考人 お答えいたします。

スポーツ庁等のプロジェクトチームにおきましては、過去のロンドン大会や今後のパリ大会、ロサンゼルス大会及びブリスベン大会といった海外の事例についても調査を行っているところでございます。

御指摘のパリ大会の特別法の事例、これも参考にしながら、今のプロジェクトチームの指針案におきましては、これは今後の大会ということでございますが、オリピック・パラリンピック競技大会等の開催に伴い特別措置法が制定されるような場合においては、有識者により構成される外部の委員会又は会議体等を設置し、当該外部委員会等の求めに応じた文書等の提出を組織委員会等に義務づけるということも提案されているところでございます。

今後、仮に立法措置が必要となる大会におきま

しては、その措置内容について、今回の点を踏まえて検討するということが必要となるものと考えております。

○吉川(元)委員 指針ですけれども、先ほど触れたとおり、強制力を伴わない、望ましいだとか、一案であるなどというのは、もうほとんどどの意味もないような文言が並んでいるわけですが、その中でも、指針の遵守状況の公表、あるいは組織委員会の役員候補者選考委員会の設置、さらに、利益相反を管理する、理事会から独立した機関の設置、これは義務づけられているようではありませんか。

伺いますけれども、今年も大きな国際大会が日本で行われます。七月には世界水泳、八月からはバスケットのワールドカップ、こうした年内にも行われる大規模な国際スポーツイベント、これらについてはこの指針は適用できるというふうに理解しているのか、この点についてはいかがですか。

○角田政府参考人 お答えいたします。

現在検討しております指針案につきましては、スポーツ界や経済界から幅広い意見を聴取いたしまして、更に内容を充実し、今月中の策定を目指しておりますが、指針案の記載にありますように、今後設置される大会の組織委員会等を対象とする、こういう指針案でございます。現在既に設置をされております組織委員会等は想定をしていないところでございます。

一方で、指針案で示されました各原則につきましては、既に設立された組織委員会等においても重要なものがございますので、対応することが望ましいということから、組織委員会等の準備状況も踏まえつつ、できる限り指針に準拠した形での運営を行うよう努めていただきたいと考えているところでございます。

○吉川(元)委員 つまり、もう既にできているものについては今までどおり御自由によってください、特に強制力もないですしという話ですよ。そういうことをやっているから、いつまでたつて

もこうした問題が再発をするんだと。是非、大臣、そういう自覚を持ってやっていただきたいというふうに思います。

次に、ちよっと飛ばしまして、教員の働き方について伺いたいというふうに思います。昨年末に、質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会、非常に長つたらしい名称なんですけれども、これが文科省に設置されて、何回か議論がされているというふうに承知をしております。

その中で、最初に給特法について伺うんですが、給特法の第一条では、教育職員の職務と勤務態様の特殊性によって、いわゆる超勤四項目以外の残業代は支払わないというふうになっておりますが、これは確認なんですけれども、職務と勤務態様の特殊性とは具体的に何を指すのか、説明をお願いいたします。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

給特法における教師の職務の特殊性とは、子供の人格の完成を目指す教育を職務とする教師が有している、極めて複雑困難、高度な問題を取り扱うための絶えず研究と修養に努めることが求められるなど、個々の教師の判断、責任に委ねられる側面があり、どこまでが職務であるのか切り分け難いという職務の特殊性のことを指すというふうに承知をしております。

また、教師の勤務態様の特殊性とは、通常の授業の学校内で行われるもののほか、修学旅行等の学校行事や家庭訪問など学校外で行われるものがあることや、夏休みなど長期の学校休業期間があり、その期間においては児童生徒への直接指導よりも研修等を行うことが求められること、こういったことを指すものと承知をしております。

○吉川(元)委員 だったら、先ほど少し議論がありました、いわゆる国立あるいは私立、そうした学校、それは、今言ったような、複雑で困難で専門的ではないという理解でいいんですか。

○藤原政府参考人 国立、私立と公立の違いというところでございますけれども、経緯的には、先生御承知のように、給特法を制定した当時、国立と公立の学校の教師について、これは、一般の行政職の公務員とは異なる職務等の特殊性を踏まえ、時間外勤務手当を支給しない代わりに、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して処遇する仕組みということで構築されたわけでございます。

その後、国立学校の教師については、国立大学の法人化時に公務員法制から外れ、その労働法制は民間企業と同様となった、こういった経緯があるわけでございます。

その中で、現段階の公立学校の教師と国、私立の学校の教師との違いということでございますけれども、教師の職務と勤務態様の特殊性という点につきましては共通の性質があるわけでございますけれども、その中で、特に公立学校につきましては、教師は、通学区域内に居住する多様な子供たちを受け入れて教育の機会を保障するなど、その公的性質が強い職務であることから、地方公務員の公務としてその職務を遂行することとされ、その勤務条件は条例で定めるなどの性格の違いがある、このように承知をしております。

○吉川(元)委員 それはもう無理くり理屈をつけているだけですよ。いわゆる大学の附属小学校、中学校、そこだってやはり地域と関わりがありますよ。私立だってもちろんそうですよ。何でそれが違うのかというのは、それはもう、いわゆる公立の義務教育諸学校等というのを無理くり特殊なものに仕立て上げようとする、ある意味ではへ理屈ですよ、これは。そうとしか思えませぬ。

次に、ちよっと伺いたいんですけども、二〇一九年の臨時国会、ここでは給特法の改正案が議論されました。そのとき、萩生田文科大臣は、これは参議院側ですけども、こういう答弁をしております。校長の時間外勤務命令は超勤四項目以外の業務については出せない仕組みになっている

ため、途中、はしよりまずけれども、給特法の仕組みは、労働基準法の考え方はずれがある、このように言っております。

まず伺いたいんですけども、超勤四項目以外の業務について出せない仕組み、これは具体的に何を指しているんですか。

○永岡国務大臣 校長の時間外勤務命令は超勤四項目以外出せないということの四項目でございますが……(吉川(元)委員)そんなことは聞いていない。もう一回質問します。いいですか」と呼ぶ。

○宮内委員長 では、吉川元君。

○吉川(元)委員 私が聞いていたのは、超勤四項目以外の業務についてはいわゆる超勤命令が出せないのはなぜですかと聞いています。超勤四項目が何かなんていう話は聞いていないです。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

いわゆる超勤四項目は、教師に対して時間外勤務を無定量に命じられることがないよう、あらかじめ予測される業務については正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときには正規の勤務時間を超過して勤務させる場合の基準として、限定して定められたものでございます。

それが四項目ということでございますが、具体的に、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務……(吉川(元)委員)それは分かっています。だから、出せない理由を聞いています」と呼ぶ(はい)。

出せない理由というのは、ですから、元々、この給特法を作ったときに、教師の職務というのは時間外勤務を無定量に命じられることがないよう、超勤四項目というのを定めて、その内容を限定しているということでございます。

○吉川(元)委員 法的根拠は何ですか。出せない法的根拠。

○藤原政府参考人 法的根拠はまさに給特法でございます。その中で、給特法に基づいて政令を定めているわけでございますけれども、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超過して勤務させる場合等の基準を定める政令というもので定められているものでございます。

○吉川(元)委員 つまり、給特法六条、今少し読まれましたけれども、「教育職員を正規の勤務時間を超過して勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」、つまり、これは四つのものですけれども、超勤四項目ですが、この法律があるから、つまり、実態として、校務として行われている、つまり、ほかの、いわゆる正規の勤務時間と同じことを、何度でもどこでも議論しました、丸つけをしている、その丸つけをしているのが勤務時間が終わっても当然続くわけです。同じ仕事、同じ質の仕事をしているにもかかわらず、そこから先はいわゆる超勤命令が出せない。この原因というのは、この六条ですね。これでいいですね。確認です。

○藤原政府参考人 先ほどお答えいたしましたように、給特法の規定に基づいて、超過勤務が命じられる場合をこういう形で限定しているところでございます。

○吉川(元)委員 つまり、当時の萩生田大臣は、それがあって、労基法というのは、別に、自治体の職員であろうと、教職員であろうと、全てに關わる法律です。その中から、例えば教員の場合は給特法というのがある、ここはこういうふうにしますよとなつていきますけれども、それがあつちやまらずいんですよ。そのずれの原因というのは、まさにこの六条、命じることができないということを理由にして超勤命令が出せなくなつてい

る。萩生田大臣は、答弁の中で、労働基準法の考え方とずれがあるとの認識は見直しの基本だというふうに述べているわけです。とするならば、この六条というのは、当然、先ほども少しありましたが、なくさないと根本的な解決にならな

い。在校等時間というのをつくって、これは校務である、学校教育法上の校長がつかさどる校務である、そういう答弁もこの委員会でありました、にもかかわらず、これが労働時間にカウントされない。その大本の原因はどこにあるかといつたら、この六条だと考えますが、大臣、いかがですか。

○永岡国務大臣 公立学校の教師に關しましては、現在の給特法の下では、校務であつたとしても、校長からの指示に基づかず、所定の勤務時間外に、いわゆる、済みません、先ほど申し上げましたけれども、超勤四項目に該当するもの以外の業務を教師が行つた行為は、勤務時間ではないが、校務に従事している時間という整理になつているところでございます。

いづれにいたしましても、今後、令和四年度実施の勤務実態調査におきまして教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握いたしました、その結果等を踏まえまして、教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含めて検討してまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 今大臣がおっしゃつた、指示に基づかず、これはまさにこの六条があるからなんです。六条がなければ、指示に基づいていられる。実態としても、黙示的にも、これは指示に基づいているんです。

例えば、部活動があります。部活動は大体放課後にやります、土日もやります。これって、校務分掌で割り当ててますよ。教員が、私はこれをやりたい、あれをやりたいといつて勝手にやつていられるわけじゃないんですよ。一番最初に、校務分掌として、じゃ、あなたは若くて元気があるから運動部をやつてくださいね、男性だから、女性だからということも含めて、そういう校務分掌が行われているんですよ。そこは指示があるわけですよ。ところが、いざ働き始めて、部活をやり始めたら、これは指示に基づかず自主的、自発的にやつていられる、この整理の仕方はもう無理なんです。

これを維持する限り、今、与党内でも、自民党の中でも何かいろいろ検討はされているとは聞いております。ただ、当時の萩生田大臣が示した答弁というのは、このやり方というのはもう無理が来ているんだと。これがある限り、労基法とのずれというのは、幾ら調整額を上げたりとかなんなりしたにしても、結局、この構造自体がなくなれば、相変わらず、校務であるけれども指示に基づかない、自主的、自発的、在校等時間ではあるけれどもいわゆる労働時間ではない、こんなへんてこりんな解釈が続いていくというふうに自身は思います。

是非、小手先の改革ではなくて、この構造自体を変えない限り、教員の働き方改革、これは進まないんだ、そういう自覚を持ってこれからの議論をしていただきたいと思っておりますけれども、大臣の決意を伺います。

○永岡国務大臣 この春出てまいります勤務実態調査におきまして教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握をしまして、その結果等を踏まえて、教師の処遇を含めた給特法等の法制的な枠組みを含めて、しっかりと検討させていただきます。

○吉川(元)委員 私が言いたいのは、この構造自体にメスを入れない限り、どうしようもないんですよ。もう矛盾を来しているんですよ。

この委員会で、校長がつかさどる校務ですね、在校等時間と言つたら、最初、初中局長は、そのうでもないものもあるといつて答弁して、混乱したんですよ。

何で混乱したかという、それは結局、今の構造というのはそもそも無理がある構造で、これが温存される限り、働き方改革、本当の意味の働き方改革は進まないということを指摘しておきたいというふうに思います。

ちよつと中途半端な時間なんです、あと一問だけ伺いたいというふうに思います。

文教予算についてですけども、部活動の地域移行について。

概算では百十八億円を要求していたんですけども、実際の予算を見ますと、補正も含めて四十七億円という状況です。実際に今年度予算で計上されたのは二十八億円ということで、余りに落差がある。

概算要求時には、部活動の地域移行に向けた支援、これは八十八・一億円と出ているんですが、これが、予算案の方で見ますと十一億円で、八分の一に減っています。なおかつ、名称まで変わっているんですよ。部活動の地域移行等に向けた実証事業に、いつの間にかすり替わっているんですよ。

これは以前も指摘しましたけれども、概算要求というのは何のためにやっているんですか。いろいろなものを積み上げて、これが今必要だからということ、文科省として概算要求を出しているわけですよ。それがいつの間にか、財務省との折衝の中で削られ、減らされ、そして、減らされたがゆえに名称まで変えてしまう、こんなことをいつまで繰り返すつもりなんですか、大臣。伺います。

○永岡国務大臣 令和五年度の文部科学省の所管の一般会計予算のうち文教関係予算案は、これは概算要求から減額となっておりまして、対前年比におきましては八十三億円の増となっております。総額は四兆百四十六億円を計上しております。また、文教関係施策の振興に必要な予算、これを盛り込むことができました。

加えまして、令和四年度二次補正予算につきましても、文教関係予算として六千億円、これも措置をしております。

この予算案を国会にお認めいただいた際には、その後の適切な執行に向けまして、文部科学省としても全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 ほかにもそういう事例が散見されます。

ただ、義務教育国庫負担金については、概算よりも若干プラスとなっております。

つくづく感じました。法律を変えることが必要なんだ、義務標準法を変えれば、こうやって、今までは削られていたものが削られなくなる。とすれば、いろいろなものについては法定化をしていくというのは私は重要だということ最後に指摘をして、質問を終わります。

○宮内委員長 次に、山崎正恭君。

○山崎(正)委員 公明党の山崎正恭です。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

早速質問に入りたいと思います。

初めに、先日の大臣所信の中にございました不登校について、何問かお伺いいたします。

実は、一問目は、時間が押して押して、大臣の方が答弁が難しくなりましたので、申し訳ありませんが、一問目に関しましては飛ばさせていただきますかと思っております。またの機会にさせていただきますというふうになります。

それでは、永岡大臣の所信の中で、様々な課題を抱えた子供たちを誰一人取り残さず、可能性を最大限に引き出すことが極めて重要とおっしゃられました。その点において、一点、すごく気になっておられることがありますので、まずお伺いしたいと思います。

前にも言いましたが、私は元々中学校の教員として、二十四年間勤務し、特に不登校の子供さんたちの支援には力を入れて取り組んでまいりました。

最近の不登校の子供さんへの支援について、すごくいいなと思うのが一点ありまして、GIGAスクール構想の中で一人一台タブレットの取組が進みまして、不登校の子供さんたちが自宅にいても学校の授業を受けることができる。どういうことかといいますと、自分のクラスの授業の、教室の後ろにカメラを設置して、それを映して家に配信できて、家で勉強ができるようなことが今進んでおります。これは本当にすばらしい取組だと思います。

なぜかといいますと、なかなか行きづらくなっ

たときに、我々から見たときに、中長期的に見たら、今、少し休ませてあげた方がいいなと思うところでも、どうしても親御さんは勉強のことが気になるって、そういったところへ進めないというところがあつたんですけれども、こういった取組の中で、少し、強引にはなくて、待つてあげられる、そういったケースが増えてきているというふう聞いております。

実は、そうやってきたときに、私がすごく気になってるのが、自宅での学習をどのように評価し、そしてその子の未来につなげていくかということです。

文部科学省は平成十七年に、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき」中は飛ばしますけれども、「その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるとの通知を出しています。非常に子供たちに寄り添った通知文になっております。

しかし、今年一月二十四日の共同通信の記事では、不登校児童生徒の成績に関する記事が掲載されており、小学校のときの通知表は五ばかりの優等生が、小学校六年生のときにいじめを受け、学校に行けなくなり、中学校では不登校になりました。そのときに送られてくる、今、実はどうして

も、なかなか、テストも受けていないということ、どういった評価がつくかというところ、テストを受けていない子供さんには一がついたりとか評価不能の斜線が並ぶんですけども、一と斜線ばかりが並んだ通知表を見て、私が欲しいと言ったわけではないのに一方的に送られてきて、何の価値もないと感じるようになったとその彼女がつつつております。

しかし、その記事の中では、彼女が中学二年生、三年生のときの担任がずっと定期的に通ってきてくれた、二年生のときは一度も会わなかった

が、三年生のときに通知表を持つてきた担任が、ここに君を評価することが書いてある、制度上必要だから書いたけれども、君の全ての評価ではない、一番悪い数字が並んでいるけれども、これは君の価値じゃないと言ってくれたことを機に、この先生の通知表だつたら読んでみてほしいかもれないかと思ひ、見てみると、評価は相変わらず一ばかり並んでいたが、気にならなかったと彼女は言っています。

そして、通知表の所見欄に、フリースクールに通えるようになった自分のことを認め、励ましてくれる文章の記載があり、通信制の高校に彼女はその後進学し、海外の短大を出た後、今、編集者になっていらっしゃるけれども、今もその担任の先生の通知表を手元に持っているといった記事の内容でした。

この記事が示唆しているのは、永岡大臣が所信で言われた、様々な課題を抱えた子供たちを誰一人取り残さず、可能性を最大限に引き出すことが極めて重要ということではないでしょうか。

特に、現在困難を抱えている生徒にどう前向きなエネルギーを与えるような評価を行うことができるのか、ここに教員の力量が問われていると思ひますし、そこに教員の仕事の醍醐味もある。もつと突っ込んで言えば、厳しい評価も含めて、子供たちに前向きなエネルギーを与えていくことがこそが教育における評価の本質であると思ひます。

そこで、不登校の生徒の高校進学を支援するため、学校の授業などを自宅等で受けられるようにするとともに、児童生徒の状況を踏まえつつ、その学習成果について、一定の条件下で成績評価を行うことを努力義務とすることが重要であると思ひますが、文部科学省の認識をお伺いいたします。

○築副大臣 お答えいたします。

不登校の児童生徒の数が増加する中、たとえ不登校になったとしても、本人の状況に応じて、御指摘のあったような、ICTを活用して自宅学

習活動を行うことや、その学習成果が適正に評価されることは重要であると考えております。

文部科学省では、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行う旨を、通知において教育委員会等に周知をしております。

一方で、自宅等における不登校児童生徒の学習の状況を全て把握することが困難な場合があることと、また、体育や音楽等の実技や理科の実験など、学校と自宅等の学習環境が異なり、成績評価する際に留意が必要な学習があること等を踏まえ、現状の把握や自宅等における学習評価の方法の整理等を行うことが必要であると考えております。

いづれにしましても、不登校児童生徒の社会的な自立の観点からも、学習評価が適切になされることは重要であり、現在検討している不登校対策においては、学習評価の在り方も含め、引き続き必要な検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山崎(正)委員 ありがとうございます。

非常につけにくいというのは私自身も実感してきましたのですが、先ほど言ったように、根底に、その子を励ましていく、前向きにいくという評価の姿勢が最も大事だと思えますので、また全国の学校への周知をお願いいたします。

次に、不登校の保護者の会の支援についてお伺いいたします。

先日、我が党のプロジェクトチームで、不登校の児童生徒の保護者の会の皆さんのお話を直接お伺いしました。皆さんが一言に言われていたのが、子供さんが不登校になられて、出口が見えず、本当に不安な中、この保護者の会の存在に救われた、この保護者の会の存在があったから何とかここまで頑張ってきたことができた涙ながらに語られていました。

この方たちが住んでいる自治体が保護者会を設置し運営してくれており、また、支えてくれる民

間の専門家の方がいたためよかったです、全国的な状況を見ると、現在は、行政からの支援はなく、意欲ある保護者の方が自主的に設置するものであることから、地域によって保護者の会の設置にかなりばらつきがあります。そういった意味において、不登校の子供さんを持つ多くの保護者の方が孤立している状況にあります。

そこで、例えば、現在、学校に派遣され、心の専門家でもあるスクールカウンセラーが、不登校の子供さんを持つ保護者の会のコーディネーターの役割を担うことはできないでしょうか。保護者の会にスクールカウンセラーを定期的に派遣することができるよう措置することで、保護者の会の設置が飛躍的に進むことが期待できると思いますが、文部科学省の認識をお伺いします。

○築副大臣 答えたいと思います。

不登校児童生徒の保護者がそれぞれの悩みを共有する保護者の会の取組は、不登校児童生徒に関わる保護者の心理的な負担を軽減する等のお声もいただいております。こうした保護者の会等は重要だと考えております。こうした保護者の会等に対して、求めに応じて専門的な助言や支援がなされることは重要であると考えております。

このため、文部科学省では、学校や教育委員会が実施する保護者向けの学習会等に対する支援を実施しているほか、今年度より、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校以外の場でも相談支援することができることを、実施要領において各自治体に対して明確に示したところでございます。

今後、現場の実態等も把握した上で、年度内を目途に実効性のある不登校対策をまとめたいと考えております。

○山崎(正)委員 私も教えていただいたんですけど、山崎(正)委員、私もお話したんですけど、宮城、石川、山梨、鳥取、岡山などではそういった取組が県単位でも開かれているというふう聞いております。是非、やはり保護者の方を支援していくことが非常に重要になってまいりますので、今後ともよろしく願います。

次に、大臣は所信の中で不登校特例校の設置推進についても言及されましたが、前回の質問でも岐阜市の草潤中学校の話をしたことが、なかなか学校に来ることが難しかった子供さんたちが登校するという実践がなされています。

ここで、不登校特例校を設置する意味について確認したいと思います。

今、全ての全国都道府県、政令指定都市に最低一校ということを進めておりますが、仮に全国都道府県、政令指定都市に一校設置されたとしても、全国二十四万人と言われる不登校児童生徒の皆さんを全て受け入れることは無理です。そうではなくても、不登校特例校において多くの子供たちが学校に来るようになった、そこにはどういった要素があるのか、それを分析、抽出、そして確認することが大事だと思います。

こういう取組を行えば子供たちは学校に来るようになるんだなということを、不登校特例校の中で実践した、経験した教員が、人事異動で一般の学校に戻ったときに、そこでこの経験を生かして、一般の中学校で新たな不登校対策の取組を開始し、子供たちを登校へと導いていく、ここに本当の不登校特例校の狙いがあるというふうに思います。

公明党PTで実践を聞かせていただいた岐阜市の不登校特例校、草潤中学校と、不登校特例校ではありませんが、昨年から新たに不登校生徒を積極的に受け入れていくニューコースをつくり、多くの生徒が登校できるようになった取組を行っている愛媛県の松山学院高校では、例えば、両校には似た特徴がたくさんございます。ど真ん中に置いている理念が、どちらも、今までの固定観念を捨てて、学校が子供から学び、寄り添っていくであつたり、登校時間や時間割りの工夫がなされております。そして、子供たちの選択できるものがあつたり、意欲的な教員に手を挙げて来ていただく、そういった幾つかの共通事項があります。こういったノウハウを抽出した上で、不登校特例校を普及していくことが大変重要であると思いま

す。

そういった意味において、不登校特例校においては、教員の人事配置率や、希望する教員を募るなどの人事配置の仕方や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員、児童精神科医等の専門家の配置等の標準を例えば不登校特例校の指導、支援体制パッケージとした上で、全国のどの不登校特例校でもほかの学校の不登校支援のモデルとなるような取組を行える仕組みをつくることも重要だと思いますが、文部科学省の認識をお伺いします。

〔委員長退席、中村(裕)委員長代理着席〕

○藤原政府参考人 答えたいと思います。

様々な背景のある児童生徒が多く在籍する不登校特例校では、きめ細かな指導、支援体制が必要であり、文部科学省では、生徒指導等のための加配定数の措置や、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの重点配置、学習指導員等の支援スタッフの配置を行っているところでございます。

地域の実情や生徒の実態に応じた柔軟な指導体制が取られるよう、今お話のありました人員配置の在り方といったことも含めて、しっかりと支援をしまいたいと考えております。

また、不登校特例校のノウハウということでございますけれども、画一的な指導ではなく、より子供たち一人一人に寄り添った教育ということ、これは不登校特例校以外の学校でも参考になるところが多いというふうに考えております。

文部科学省といたしましては、こうした取組の事例をしつかりとほかの学校においても共有されるように、取組を進めてまいりたいと存じます。

○山崎(正)委員 ありがとうございます。

次に、深刻な教員不足についてお伺いいたします。

今、学校現場は厳しい教員不足の状況です。ここ数年は、まさに教育現場が悲鳴を上げている状況であります。

この問題に詳しい、ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会の山崎洋介さんから、先日、直接お話を聞きしましたが、二〇二一年始業時に公立学校全体で二千五百五十八人も教員不足が発生し、全国的に、年度が始まってからも産休、育休などの代替教員が見つからないため、子供たちが自習を余儀なくされたり、管理職が担任をしたりする事例が頻発している、欠員分の業務をカバーする教員の過重労働が更なる病気休暇や離職につながる教員不足の負の連鎖が出てきているとの指摘がありました。

これは、私たち公明党議員に届いている声と同様で、私の地元の高知県においても深刻な状況で、病休、産休、育休の教員が職場で出ても、教育委員会の臨時教員の待機者がいない状況で、代替教員を送ることができないため、校長先生が自ら退職した教員に個別に当たって、臨時教員をやつてもらうように頼み込んでいるという状況が常態化しております。

六十歳代はもちろん、七十歳代の先生、この間はずいぶん、関西方面のある学校では、八十歳代の元教員の方にカムバックしてもらって臨時教員をやつてもらおうという状況になっておられるとお伺いしております。

また、高知県では、近年、小規模、中規模の小学校の教頭先生は、休んだ先生の後を受けて、学級担任を兼務しているのが当たり前の状況になってきています。

この状況に、教員の精神状況は疲弊してきていますし、何より、補充できない教員の職務を兼ねるため、子供たちと向き合う時間が減少してきています。

子供の学習権を保障し、教育活動を充実させることを両立させるには、教員が子供とじっくり向き合う時間を確保することが重要であり、そのためにも、正規の教員数を増やし、教員一人が担当する授業のこま数を減らしていくことが重要であり、そのことが教員の長時間過密労働を解消することに直結していくとともに、子供の教育の充実

につながると思いますが、文部科学省の認識を改めてお伺いいたします。

〔中村(裕)委員長代理退席、委員長着席〕  
藤原政府参考人 お答えいたします。

教師が授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備することは極めて重要であり、そのためには学校における働き方改革の更なる推進が必要でございます。

このため、文部科学省では、小学校における三十五人学級の計画的な整備や、持ちこま数の軽減にも資する高学年教科担任制の推進などの教職員定数の改善を図るとともに、教員業務支援員を始めとする支援スタッフの充実、校務のデジタル化等の学校DXの推進など、様々な取組を総合的に進めているところでございます。

引き続き、教職員定数の改善や、教師の業務の負担軽減に資する様々な手だてを尽くして、学校における働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○山崎(正)委員 深刻な教員不足問題について、もう一問お伺いいたします。

今、何とかこの教員不足問題を解決していこうと、例えば特別免許状を授与しての多様な人材の確保等、様々な取組が行われていると思いがすが、それでも、先ほど申しましたように厳しい教員不足の状況です。

そこで、この問題対策に一つ提案がございませう。

それは、既に教員免許を持っている大学院生と教員採用試験に合格した大学四年生に限って、四年生の後期に臨時教員として採用していこうという提案です。大学四年生の後期といえは、理系は厳しいと思いますが、文系や教育系の大学は、ほとんど履修している授業もなく、卒業論文を残すのみという学生さんも多いというふうに向つております。

この提案には三つの効果があると思つていますが、一つは、そんなに全国的にもそこに対象する学

生は少ないとは思いますが、教員不足の解消につながるというのが一つ目でございます。

二つ目には、実は、今、皆さんも御承知のとおり、教員志願者数も減少し、小学校においては競争率が二倍を切るうかという状況なものですから、新卒、新規採用者の方が多くて、我々のときだったら、新規採用者については、一年目は例えば副担任から始めていこう、教員生活をスタートしていこうという配慮ができたものの、今はそんな余裕がなく、一年目からいきなり担任を持つてもらう、その中で、なかなか子供さんや保護者とうまくいかなかった場合に辞めてしまう、早い人は新規採用になった九月に辞職してしまつたという話を私もつい先日お聞きしました。

そこで、採用試験に合格した大学四年生を、大學生のうちに、非常勤講師という立場で、大学の指導教員についていただいで、少しでも重圧の少ない環境で教員生活のスタートを切つてもらうということも重要であると思つております。

先日、ある大学の先生とお話ししたときにも、せっかく大学四年で教職課程を取つて、一生懸命頑張りの、採用試験も合格して、僅か数か月で辞めてしまつたのは残念でならないとおっしゃつておられました。

そういった、近年課題となつてきています若年教員の早期離職の問題についても効果があると考えますし、最後、三点目には、非常勤講師として働くことでも、お給料が出ます。大學生の経済的な支援にもなります。このことで、経済的に厳しい家庭の子供さんが、奨学金と併用して、教職を目指すことも出てくるかもしれません。

ちなみに、三点が絡む問題ですが、早期離職で、早めに経験を積ませるなら、実習を増やせばいいじゃないかという御意見があるかもしれませんが、これは、実習となりますと、受け入れる現場の教員の先生方の負担が多くなりますので、先ほど言ったように、休んでいる教員の代替教員が来ずに、その休んだ教員の職務を補充して業務過

多になつている今の教育現場には、やはり、実習を増やすというのはいいじゃないかと、このタイミングでは思います。やはり、現場が求めているのは、教員として同じ立場で働いてくれる方を求めているのであって、臨時教員として行くのがいいと思つています。大学四年生も、大学院生も、実習とは違う、臨時教員というお給料をいただく立場で行き、その緊張感、責任の中で、一方で大学教員が指導、サポート役でいてくれる状況で教員生活をスタートさせる、この微妙なバランスが重要だと思つています。

そこで、教員不足が深刻であることを踏まえ、既に教員免許を持つている大学院生や教員試験に合格した大学四年生を四年次後期に講師等として採用することで、切迫している教育現場を救い、子供たちの学びを保障していくとともに、近年課題となつている若年教員の早期離職についても効果的であると考えますが、文科省の認識をお伺いいたします。

○築副大臣 お答えいたします。

全国的な教師不足の実態につきましては、憂慮すべき状況として危機感を持つて受け止めております。

その上で、今御提案いただいた点についてですが、けれども、既に教員免許を持つている大学院生等が臨時講師として単独で授業を行うことは可能でございます。

一方で、まだ教員免許を有していない大学四年生の場合には、臨時免許状の授与が必要です。この臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教職員検定を経て授与ができるとされている点には留意が必要でございます。

教師を志す学生が、教員免許を取得するための学びと両立して、学習指導員など様々な形で学校現場を経験することは、学生と受け入れる学校の双方にとって有益であり、文部科学省としては、こうした教職志望を維持向上させる取組を一層推進してまいりたいと考えております。



でしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

マスクの取扱いについては、二月十日の政府対策本部決定において、学校教育活動の実施に当たって着用を求めないことを基本とし、四月一日から適用することとされたところでございます。円滑な移行を図る観点から、具体的なマスクの取扱いや活動の場面ごとの留意事項等について、改めて教育委員会や学校等に対して周知することを検討しており、各学校の新年度からの対応に間に合うようにお示しをしたいと考えております。

また、マスク着用以外の感染症対策については、五類感染症に移行する五月八日に向けて見直しを行う必要があると考えております。五類感染症移行後の社会一般における感染症対策の在り方の検討を踏まえつつ、子供たちが安全、安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、速やかに検討してまいりたいと考えております。

○上杉委員 ありがとうございます。是非よろしくお願いたします。

というのも、私も自分の息子の学校でPTAの役員をやっております。まさに先日、来年度の運動会をどうするかというので、今のところ、うちの地元の小学校は、大体去年と同じようにやらざるを得ないのかなという議論でした、先生を始め、我々親も、分らないので。例えば先ほど申し上げた時短で、十二時半ぐらいに、お弁当なしで運動会をやるのかということもそうです。去年だと、親は、保護者二名までだったんですけどね。パパとママが来たらしいちゃん、ばあちゃんも、外でもありますし、そろそろもう通常の運動会をやってもいいと思います。

四月から年度が替わるので、三月中の通知、あと五月八日のそれを見て、また修正版なのか、新たな詳細版なのか分かりませんが、二段階で構いませんから、是非ともお願いをしたいというふうに思っています。

続いて、同じ学校現場の中で、医療的ケア児についての支援に関してであります。

医療的ケア児というのは、例えば胃瘻ですとか酸素チューブをつけている子供たちということになります。

一年半前に、晴れて医療的ケア児支援法案というものが成立をいたしました。その前から学校現場に対して文科省さんも補助をしてくださってございましたけれども、この法案ができたことにより、一番いいことは、例えば酸素チューブをつけていても胃瘻をやっているも、通常の小学校、中学校に通ってみんなと一緒に勉強したいという子が勉強できるようにすることですね。そのために看護師を配置したりですか、そういうことが必要で、そこをケアする、こういう法案なんですけれども、しっかりと、今回、大臣の所信の中でも、医療的ケア児に対して言及をしてくださっております。

実際に学校現場においてどのように取組まれているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立、施行を受け、文部科学省においては、法の趣旨の徹底を図るとともに、医療的ケアが必要な児童生徒等に対する支援の充実に取り組んできたところでございます。具体的には、本年度、登下校時の送迎車両への同乗も含め、医療的ケア看護職員の配置に係る経費を大幅に増額して確保するとともに、令和五年度政府予算案においても同様に拡充して計上するなど、必要な財源の確保に努めているところでございます。

各自自治体等からの申請につきましても、法の施行により大幅に増加しているところでございまして、現在、文部科学省においては、法施行後の具体的な状況を把握するための調査を行っているところでございます。

引き続き、各自自治体の取組を把握しつつ、法の趣旨を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒

等に対する支援の充実を努めてまいりたいと考えております。

○上杉委員 よろしくお願いたします。

まだ周知が完全でなくていいですか、やはり、お願いをしても、受入れが難しいというふうにご答えてしまう施設もありますから、そういうところもしっかり周知をしていただくということもそうでありまして、特別支援学校も含めて、しっかりとこれからの支援をしていただきたいと思っております。

続きまして、今、三月ですけれども、今度は四月から晴れて入園式、入学式になります。毎年、やはり新一年生、それは小学生も中学生も高校生もそうでありまして、交通事故が増えるんですよね。今まで親御さん、例えば小学校一年生であれば、急に学校に行き始めて、通学で、徒歩で行くわけがあります。スクールバスのところもありますけれども。

これは必ずやらなければならないと思うんですけども、子供たちの交通死亡事故はゼロにしないといけないというふうに思っています。特に、通学のときに亡くなるのはあってはならないわけがあります。たまにそういうかわいそうな事故というのがあるわけでありまして、これはゼロにしないといけないということで、交通安全、本当に大事なんだというふうに思っております。

文科省さんも、緊急安全点検、よくやっていますし、平成二十四年もありました。ただ、何か事故が起きてから、報道を見て、じゃ、対策しよう、じゃ、緊急安全点検だといって、各学校に危ないところはありますかとやっています。各自治体にも危ないところはないですかとやっています。常日頃、危険を消化する必要がありますけれども、常日頃、危険な横断歩道とか、いろいろな要望は上がってくるわけでありまして。信号をつけてくれ、横断歩道がないところを渡って通学している、そういう通学路設定しているところだということでありまして、そういうものを一つ一つしっかりと対策を

して、それで交通死亡事故をゼロにしていかなければならない、こういうふうにご答えております。

また、文科省さんだけでなく、実際にやるのは自治体もそうでありまして、国道だったら国交省です。信号をつけるんだしたら警察庁でありますから、地元の公安委員会。そういうところがしっかりと連携してやっていくべきだということに思っていますけれども、御見解を教えてください。

○藤江政府参考人 お答え申し上げます。

令和三年六月に千葉県八街市で発生した痛ましい交通事故を受けて実施されました通学路の合同点検の結果、文部科学省、国土交通省、警察庁合わせて、全国で約七・六万か所の対策必要箇所が抽出されたところでございまして、政府といたしましては、この抽出箇所について、令和五年度末までに必要な対策をおおむね完了させるということで進めているところでございます。

令和四年三月末の時点における対策の進捗状況としては、教育委員会、学校による対策箇所のうち約八九％、道路管理者による対策箇所のうち約四二％、警察による対策箇所のうち約六七％が対策済みというふうになっております。

文部科学省といたしましては、各地域において、それぞれの推進体制の下、次の安全点検を待つことなく、通学路の安全確保について不断に見直しをしていくよう、国土交通省、警察庁と連携して、引き続き各地方自治体の取組を促してまいりたいというふうに考えております。

○上杉委員 よろしくお願いたします。強く要請をしておきます。

子供見守り隊のおじいちゃん、おばあちゃんとかが交差点に立つことでも一か所解消になるわけでありまして、でも、それもない交差点ってたくさんあるんですよ。私は、選挙じゃないですけど、選挙ですけれども、朝、交差点に立って演説していますから。いろいろな交差点でやっていますけれども、みんな、いるところと、いないところ、随分ありますよ。いると気まずいというのがありますので、いないところをやっ

るといふのもありますけれども、でも、交通量の多いところでつじ立ちするわけでありますから、子供も横断歩道を渡るんですね。そのとき、こう左折してきたりですか危ないんです。なので、私は、つじ立ちしながら、マイクを途中で黄色い旗に替えて、子供が通学するとき、そのときはそれをやっているんですね、ちゃんと。(発言する者あり)ありがとうございます。

なので、危険な箇所は全然たくさんありますから。なので、自治体だけでなく、あと学校にも、学校とか自治体も一つずつ上げればいいのかなど思っているかもしれませんが、全て上げてくださいます。上げて、対策を立てていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

同じく、関連して、子供の安全という意味では、今、災害が多発する、そういう時代になってしまいました。例えば、令和元年の台風十九号では、私も福島県とか、大変な被害に遭いました。それと、今度、子供の安全という意味で、今、避難所がどこに指定されているかというところ、学校というのが多いですよ、小学校も中学校も、そうすると、仮に、じゃ、河川が氾濫しました、そのときに、子供たちは学校に避難しようというときに、通学路を通って避難しますよね。だけれども、その通学路が河川敷の上だったら避難できないじゃないですか。

イメージでいいですよ、例えば、もうあれですけれども、昔の三年B組金八先生というテレビドラマは、最初のオープニングって河川敷を歩いてますよね、金八先生も生徒さんも。あそこがもし氾濫していたら、避難できないわけであります。ということは、通学路とは違う避難経路というのを設定しておかないといけないわけであります。

これは台風のとときの別の委員会とかでも御指摘させていただいたんですけれども、そういうところをしっかりと対応していく必要があるというふう

に、災害時に子供たちが避難所となる学校へ避難する際、ふだん使用している通学路が安全な避難経路とはならない場合もあります。このためには、各家庭において災害時の避難経路を事前に確認しておくことが大変重要となることから、自宅から避難所となる学校までの避難行動をあらかじめ決めることができるマイ・タイムラインというものの活用によって、親子で話し合う機会をつくっている学校もあるというふうに承知しております。

文部科学省におきましては、こうしたマイ・タイムラインの取組事例を学校安全ポータルサイトに掲載して紹介するなど、様々な機会を通じて情報発信をしているところでございます。

今後も、マイ・タイムラインを始めとした実効性のある防災教育の好事例を共有し、各家庭からでも災害時に避難所となる学校まで安全に避難できるよう、引き続き、各自治体及び学校の取組を支援してまいりますというふうに考えております。

○上杉委員 ありがとうございます。

今の取組も大事ですので、是非していただきつつ、ただ、災害における避難ということであれば、地元の消防団の人は、どこが浸水して、どこが浸水しないか分かれますから。文科省さんで、地域連携の、学校を中心としてそういう取組もやっているわけですから、そういう箱も利用して、しっかりと、災害が起きたときに、自然災害が起きたときに安全に避難できるというのをちゃんとシミュレーションをした方がいいと思いますので、是非促すようによろしくお願いしたいというふうに思います。

もう一点、災害ということに関連をしまして、避難しなければならぬ状況というのは、困ったこと、今、自然災害だけでなくなりましたというところであります。日本を取り巻く安全保障環境がこれだけ極めて不安定な現在にあって、万が一ミサイルが飛んでくる、着弾をしまして、

そういう可能性もなきにしもあらずというところであります。じゃ、そういうときに子供たちをしっかりと守れるのですか、万が一、それで着弾するおそれがあったときにどうやって避難するんですかということ、それは、そろそろ議論をいかなければならない、既にしていますけれども、となっている状況であります。

国民保護の視点ということが大事なわけでありますけれども、学校現場において今どういうふう

に検討されているのか、教えていただけますか。○藤江政府参考人 委員御指摘のとおり、各学校で弾道ミサイルに関する避難訓練や防災教育を充実することは、子供たちの命をしっかりと守るためにも重要な取組でございます。

文部科学省といたしましては、学校の危機管理マニュアルの作成の手引というものを作成、配布しておりますけれども、その中で、基本的な避難行動の流れですとか、登下校中の避難行動の留意点など、様々な場面に応じた対応を具体的に掲載しているところでございます。

そして、昨年のJアラートの発信を受けまして、先ほども申し上げました学校安全ポータルサイト、弾道ミサイル発射への対応に関する情報を集約して掲載するとともに、事務連絡を发出して、各教育委員会や各学校向けに改めて周知を図ったところでございます。

また、一部の学校においては弾道ミサイルを想定した住民避難訓練に参加したという事例も承知しております。このような実効性のある対応を学校が行うためには、危機管理部局等の関係機関との連携が大変重要であるというふうに考えております。

文部科学省では、各学校において、地域の実情を踏まえた危機管理対応が関係機関との連携の下で行われるよう、これまでの取組の事例を収集、周知するとともに、引き続き、内閣官房等の関係機関と連携して、学校安全の取組を推進してまいります。○上杉委員 ありがとうございます。

先ほどの台風ですとか自然災害のときを含めて、是非よろしくお願したいと思います。

学校では避難訓練をするわけでありますから、ただ、その避難訓練において、子供たちに対して、ミサイルのための避難訓練と言わなければならないことであるというふうにも思いますが、ただ、万が一があったときに、教育委員会と各学校の現場で何をしていたか分からないというふうになつては困るわけであります。机の下に潜るんでしようけれども、しっかりとシミュレーションしないといけない。それはミサイルもそうですし、災害が起きたとき、津波も台風も地震もそうです。そういうことをしっかりと日頃からやっていると、先生方が、どういうふうにするかというのを理解して、頭の中に入れておくことが大事であるというふうに思いますから、しっかりと学校については以上でありまして、続いて、別の質問に移りたいというふうに思います。

災害にも関係いたしますが、明日で三・一一を迎えます。東日本大震災から十二年というところがあります。十年を超えたところから、創造的復興というところで、福島県も多々復興を、しかも政府、関係の皆様から御支援をいただいて、復興してきたところでもあります。

そういつた中で、今回の大臣の所信の中でも、福島国際研究教育機構について言及をしてくださっております。しっかりと支援してくださるというふうにおっしゃっていただいております。

この福島国際研究教育機構が、福島県の創造的復興と今言っているんですけれども、その創造的復興の中身の、具体策の一つであるというふうにご考えております。地元もみんな期待している機構であります。どのように文科省さんとして御支援をいただけるのか、御説明、教えていただければと思います。

○森政府参考人 本年四月に設立されます福島国

際研究教育機構は、我が国全体の科学技術力を強化するとともに、福島を始め、東北の創造的復興の中核拠点となるものと認識をしております。

文部科学省といたしましては、関係機関との連携の下、放射線科学、創薬医療分野において、オール・ジャパンの研究推進体制を構築をいたしまして、放射線科学に関する基礎基盤研究や、RI、放射性同位元素の先端的な医療利用や創薬技術開発を推進するとともに、環境動態分野におきまして、放射性物質の環境動態の解明や取組の発信などを実施する予定でございます。

今後、所管するこれらの分野の研究開発等が同機構においてしっかりと実施されますよう、復興庁と緊密に連携して取り組んでまいります。

○上杉委員 ありがとうございます。

復興庁任せにしては駄目だというふうにも思うんですが、レクのとくにも申し上げましたけれども、研究、教育を所管する省庁はどこですか。文部科学省ですよ。文科省さん側から見てみたら、別の省庁で研究してくれるわけでありまして、この箱をもっと積極的に利用したらいいと思うんですね。

是非、そういった視点で、もっとアサインしていただいて、縦割りで、ここは経産省さん、ここは農水省さん、いろいろあるとは思いますが、様々な研究をするに当たって、文科省さんもしっかりと関与していただきたいというふうにも思っております。

というのも、この国際研究拠点で、エネルギー分野ですとかロボット分野とか、先端の取組もするわけでありまして。先端研究というのは、文科省さん、管轄でありますよ。しかも、東日本大震災、福島第一原発事故があつて、ある意味、原子力発電所、原子力という技術は昭和の最先端技術だったわけでありまして。その昭和の最先端技術が、平成の時代に事故を起こしてしまつた。今、令和の時代になって新たな時代を迎えて、そこにこの研究機構をつくってくださるわけでありまして。その研究テーマの一つがエネルギーなわけ

であります。

そうしたら、どうすべきかといったら、令和の時代に、新たに、福島の創造的復興のみならず、日本、そしてある意味で人類に貢献するような新しい次世代のエネルギーを開発するぐらいの、そのぐらいの意気込みでやるべきであるというふうにも思っています。それが本場の福島の創造的復興だということに思っています。原子力に代わる、水素かもしれないし、もっと違う何か新しいエネルギーかもしれない、それをこの福島の研究機構が開発できて、それを世界に出せば、人類自体が変わるわけでありまして。

是非、そのぐらいの気合、やりがいを持ってやっていたらいいというふうにも思っております。私も、福島県選出の議員として、地元議員としてしっかりと御協力をしていきたいというふうにも思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうにも思っています。

続いて、原発の補償についてであります。先日、原発の補償に対しての中間指針というのが、第五次追補という形で改定をされました。これは、地元から多々いろいろな強い要望があつたというところでもあります。

まず、一旦、この第五次追補について、文科省の見解を教えてくださいませんか。

○千原政府参考人 お答え申し上げます。

東電福島原発事故の損害賠償につきまして、令和四年三月に集団訴訟の高裁判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会は、専門委員による各高裁判決の詳細な調査分析を踏まえ、令和四年十二月に中間指針第五次追補を策定したところでございます。

この第五次追補におきましては、過酷避難状況における精神的損害でありますとか、生活基盤の喪失、変容による精神的損害など、これまでの指針には示されていなかった損害についての指針を示したものとさせていただきます。

○上杉委員 ありがとうございます。

この第五次追補に当たって、去年から、私ども

福島県の県南地域というのが対象から外れてしまったので、何とかそれを対象に盛り込んでいただきたいという地元の首長さん始め強い要望がありましたので、それをやらせていただいています。

今回はその対象の中に入らないということにはなつてしまつたんですけれども、引き続き、やはり福島県の復興を考えると、福島県で一つなわけです。県南、会津、そういう地域を外す。小さい地域地域ではないんですね。福島ということで風評が起きているところでもありますから、是非とも県南を対象に入れていけるように、これからも努力をしていただきたいというふうにも思っています。

ただ、今回追加にはならなかつたわけでありまして、今回追加にはならなかつたわけでありまして、自主的な賠償という形で県南の皆さんに賠償をしてくださるといふことになつたところでもあります。これは、自民党の復興加速化本部の方でも強い要望を出したところでもあります。

実際どのようになつているか、経産省さんにもお越しいただきましたので、御説明いただけますでしょうか。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

中間指針第五次追補を踏まえました賠償における福島県南地域に関する対応につきましては、委員御指摘のとおり、与党の東日本大震災復興加速化本部から、福島県南地域及び宮城県丸森町につきまして、これまでの東京電力の賠償実績を踏まえました措置を講ずることなどを求める申入れを経済産業大臣及び東京電力にいただいたところでございます。

経済産業省からも、与党の申入れを踏まえました、適切な対応を取るよう、東京電力に対しまして指導を行ったところでございます。

これらを踏まえて、東京電力は本年一月末に、中間指針第五次追補を踏まえた賠償基準の概要を公表したところでございます。その中では、原発事故時点で福島県南地域及び宮城県丸森町

に居住していた子供及び妊婦以外の方に対しては、追加で賠償を行うことが示されてございます。

現在、東京電力におきまして、詳細な賠償基準や請求手続につきまして、三月中の公表を目指した検討が進められているものと承知してございます。

引き続き、東京電力に対しまして、中間指針の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切な賠償を行うよう指導してまいります。

○上杉委員 ありがとうございます。

しっかりと東電が補償してくださるよう、引き続き、経産省さんの方で後押しをよろしくお願ひしたいというふうにも思っています。

時間がなくなつてまいりましたので、最後の方の質問になりますけれども、日本語教育の推進についてであります。これから法案が提出されるものでありますので、簡単にちよつと御質問したいというふうにも思っています。

日本語教育の推進については、宮内委員長からも、また中村部会長からも御指導いただきまして、いい形での提言がなされたというところでもあります。

そういった中から、我が国が外国の方々から選ばれる国となるということが大事でありまして、そのために、今回、外国の方に日本語を教えるに当たって様々な整備をしていくということでもあります。特に二つの柱があつて、日本語教育機関そのものを認定すること、もう一つはそこで働く先生、教員の資格制度ということ、この二つからできております。

これからの細かいところは法案のときの委員会に議論を委ねるといたしまして、現在どのように検討がされているか、今後の見通し等、御説明いただけますでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、一定の質が担保された日本語教育機関の認定と日本語教師の資格創設を柱といたします法案を今国会に提出いたしましたところ

でございます。また同時に、円滑な外国人の受入れや共生社会の実現のためにも、こうした制度の整備と併せまして、各省庁との連携も重要となつてきますことから、関係省庁から成る日本語教育推進会議を開催し、各省庁との連携施策の方向性を取りまとめてきたところでございます。

具体的には、今後、認定された日本語教育機関に関する情報を在外公館等を通じ多言語で広く海外に発信すること、資格を持った日本語教師を外国人の児童生徒等の日本語指導に活用することなどに取り組むこととしており、外務省等の関係省庁とも互いに協力して進めてまいりたいと考えております。

○上杉委員 ありがとうございます。

まだ質問がありました。時間が来てしまいましたので、これで終了したいと思います。

ありがとうございます。

○宮内委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時開議

○宮内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。高橋英明君。

○高橋(英)委員 日本維新の会の高橋英明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、質問が前後しちやいますけれども、どうぞ御容赦をお願いいたします。また、最後までちょっと質問、終わるかどうかわかりませんが、終わらない場合には、御容赦のほど、お願ひをしたいと思います。

では、早速質問させていただきます。

まず、教科書検定についてですけれども、東京書籍の「新高等地図」ですか、約千二百か所の訂正があったということなんです、この教科書、大臣、御覧になりましたか。

○永岡国務大臣 地図でございますので、ちよつ

と拝見させていただきました。

○高橋(英)委員 私も見たんですけれども、訂正前と訂正後、両方こうやって見たんですけれども、まあよく千二百か所も見つけたなと感心しましたね。両方見比べてもなかなか私は分からなかったんですけれども、本当にちよつとびっくりいたしました。

そこで、まず、文科省、どのような検定方法を取っているのか、お聞かせください。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

教科書検定の基本的な流れについてでございます。

まず、学習指導要領や教科用図書検定基準に基づき、民間が図書を著作、編集をいたします。検定の申請が行われ、その図書について、教科用図書検定調査審議会において専門的、学術的な観点から調査審議が行われます。そして、審議会においては、図書の内容が教科書として適切か否かを基準に照らして判定をし、その結果を文部科学大臣に答申をいたします。文部科学大臣は、この答申に基づいて検定の決定を行います。検定審査を合格したものは教科書として使用することが認められる、こういった流れになっておるところでございます。

○高橋(英)委員 ありがとうございます。

ということ、文科省としては、そんなに細かい、今回のような細かいことにはタッチはしていないということでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

この度の東京書籍が行った訂正申請についてでございますけれども、その大部分は、索引と本文における用語の位置との対応について、検定を経て本文の内容が確定した後に発行者の責任において行うべき校正、また、検定申請後に生じた情勢変化を踏まえて情報の更新を図る、検定後に必要な訂正、さらに、内容が誤りでなくとも、より適切な表現に改める訂正など、検定で指摘される欠陥とは異なり、検定後に発行者による対応が求められるものでございます。

一方で、訂正申請のあった約千二百件の訂正には約二十件程度の本文での誤記等が含まれておりまして、検定の限られた審査期間の中で一部の誤記等が指摘し切れなかったことは遺憾に思っているところでございます。

○高橋(英)委員 ありがとうございます。

やはり、これは基本的にはあってはならないことなんだと思いますので、何か今後の対策のようなことはお考えでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

この東京書籍の地図の問題については、発行者が供給前に行うべき校正作業を十分にできていなかったことが原因であり、今後このような事態が生じないように、校正作業に万全を期す体制を確立するよう強く指導したところでございます。

今後とも、教科書への一層の信頼確保に向け、適切な検定審査に努めてまいりたいと存じております。

○高橋(英)委員 ありがとうございます。

そうしたら、検定の合格の基準と不合格の基準を教えてください。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

審議会における合格の判定基準については、教科用図書検定審査要項において定められているところでございます。

具体的には、申請図書に教科書として不適切な箇所がないと判断された場合には合格と判定され、一方、検定意見相当箇所の数が百ページ当たり百か所以上ある場合、あるいは、学習指導要領に示す目標等に照らして教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られる場合、あるいは、一単元や一章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断される場合には不合格と判定されるところでございます。

いずれにも該当せず、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当である場合には、合格の判定を留保して、修正を要する箇所として検定

意見を通知し、修正を求めます。その後、申請者が修正の検討を行い、提出された修正内容について再度審議会における審議を行い、適切に修正が行われたと認められた場合、合格と判定をされます。

一方で、教科書として不適切な記述箇所が存在するかと判断される場合には、不合格と判定をされるところでございます。

○高橋(英)委員 ごめんなさい、ちよつと通告にはないんですけれども、関連なので分かるかと思

いますけれども、これ、検査する方々というのは、もうほとんど変わらない、ある一定の方々なんでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

教科書検定におきましては、教科書調査官が調査を行い、その上で、教科用図書検定審査会において専門的な審議を行う、こういった仕組みになっているところでございます。

○高橋(英)委員 分かりました。

最終的には自治体等々で採択をするんだと思うんですけども、以前も話をしたかと思うんですけども、やはり教育委員会が教育長がこれにするとすると、そのままなんなり決まってしまうというのがほとんどで、何となく出来レースじゃないのかなというふうにも思っているんですけども、この辺の、採択に当たっての公平性とか透明性というのはどのようにしているのか、お聞かせください。

○永岡国務大臣 教科書の採択は、綿密な調査研究を経た上で、採択権者でございます教育委員会等の権限と責任により適切に行われるべきものでございます。

文部科学省におきましても、教科書の調査研究につきまして、必要な専門性を有した者が公平公正に調査研究を行うとともに、教育長及び委員が教科書見本を閲覧をして、そしてその内容について吟味することができるような、そういう環境も整えながら、採択権者としての責務を適切に果たせるように、教育委員会に今通知をしているとこ

ろでございませう。

教育委員会によりまして教科書採択が適切に行われますように、引き続き、より徹底して指導をしております。

○高橋(英)委員 通知徹底、しっかりとお願いしたいと思っております。またこのようなことが起きないように、是非御注意をさせていただきたいと思っております。

次に、部活動の地域移行についてお尋ねをいたしますけれども、まず確認なんですけれども、平日に行われる活動が部活動、そして土日、休日に行われる活動は、これは部活動ではないということとよろしいんですかね。

○永岡国務大臣 土日の部活動を地域へ移行した際に実施される地域クラブ活動というものは、従来の学校教育の一環としての部活動とは異なりまして、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法のスポーツ、文化芸術、これは文化部も入りますけれども、として位置づけられるものでございませう。

文部科学省といたしましては、将来にわたりまして子供たちがスポーツまた文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するべく、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的整備を進めてまいります。

○高橋(英)委員 ありがとうございます。

では、この事業の統括する組織、そして自治体においてのどの部署が推進をしていくのか、お聞かせください。

○角田政府参考人 お答え申し上げます。

部活動につきましては、学校教育の一環ということで、教育委員会が所管をして、担当してございますけれども、今回、地域活動ということになりますと、スポーツ関係の部局が担当して進めるということになります。

一方で、今回、部活動の移行ということでございまして、今回の地域連携、地域移行に当たりましては、各自自治体におきまして、このスポーツ関係部局、これは教育委員会にある場合、首長部局

にある場合、それぞれあるかと思いますが、こちらと学校の担当部局が連携をしながら進めていくべきものというふうにご覧いただくと、この辺りをご案内いたします。

○高橋(英)委員 分かりました。じゃ、平日と土日、休日で担当が変わるという解釈でいいのかわかりませんが、なかなか難しいのかなという気がして、今のところしよるうがないんですけれども、これは、外部に委託したときの経費というのはどうなるんでしょうか。

○角田政府参考人 お答え申し上げます。

この地域活動における経費の負担ということでございませうが、これは各地域におきまして取組が様々でございまして、その内容によりまして変わってくるというところでございませう。これは、それぞれの自治体の方で御負担いただく場合、また、一部につきまして保護者の方に御負担を求められる場合というところも承知していただいております。

○高橋(英)委員 何か最後の方がよく聞こえなかったですけれども、これは、保護者の負担というのはどうなんでしょうか。

○角田政府参考人 お答え申し上げます。

部活動の地域移行を進める上で、生徒や保護者の理解を得つつ、活動の維持運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定するということがどうしても必要になってくると思っております。そういった中で、経済的な事情から生徒がスポーツ、文化芸術活動への参加を諦めることのないようにする必要があらうかと考えているところでございませう。

令和五年度の当初予算案におきましては、運営団体の整備、あるいは指導者の確保、参加費用負担への支援等についての実証事業を実施することとしておりまして、そういった中で困窮世帯への支援も可能となっております。そういった中で、そういった中で、地域の実情に応じた取組を支援するとともに、その成果の普及に努めてまい

りたいと考えているところでございませう。

○高橋(英)委員 いずれにしても、多少なりとも保護者の負担が増えてくるのかなと思っておりますけれども、この辺は何かちよつとフォローかカバーをしていかなければいけないんだと思っております。あと、これは、中体連とのすり合わせというのはどうなっておりますか。

○角田政府参考人 この地域移行を進めるに当たりますと、やはり大会にどう参加するのかが非常に重要になってまいります。御指摘のとおり、大会の参加資格につきましては、日本中学校体育連盟、中体連とお話をしてございませう。既に中体連におきまして全国中学校体育大会、開催基準を改正いたしまして、令和五年度から、来年度からでございますが、地域のスポーツ団体等の参加を認めるということとしてございませう。また、スポーツ庁長官の方からもその着実な実施をも要請をしております。

あわせて、都道府県規模の大会におきましても同様の見直しが行われるよう必要な協力や支援を要請しております。現在、都道府県の中学校体育連盟におきまして必要な検討が行われているところでございませう。

○高橋(英)委員 ありがとうございます。

いずれにしても、非常にこれは、結構難しい課題なんだと思っておりますけれども、やる気のある、土日俺はやるんだという先生も多分いるんだというふうに思いますので、今モデルケースでやっておりますらうと思っておりますけれども、しっかりとこれは見守っていきたいというふうな思いをいたします。

では、次に行きます。

次に、私立学校、これは大学ですね、私、大学の数というのは今めちゃくちゃ多く感じているんですね。多いだけ、うちの余り出来の芳しくない息子も大学に行けたからよかったんですけど、まず、お手元に資料があるかと思うんですけど、授業料、例えば平成元年、五十七万五千八百八十四円なんです、私立ですけれども、令和三年

が九十三万九千四百三十三円。給料なんですけれども、一九九〇年の平均給与が三十二万九千四百四十三円、二〇二二年度が三十二万五千八百七十七円と平均が出ているんですけど、これは減っちゃっているんですけど、こういう状況で、物価もそんなに上がっていないにもかかわらず、何で大学の授業料だけこんなに上がっているんでしょうか。

○永岡国務大臣 お答えいたします。

私立大学の授業料などの学納金は、それぞれの建学の精神に基づきまして、私立が大変多うございませうので、私立の方を言わせていただきますが、充実した教育研究環境を備える観点から、一般に各大学の判断において設定されるというのが決まっております。

御指摘の私立大学の授業料につきましては、その増加傾向が物価の増加傾向に比べて大きいことは事実でございます。増加が続いている背景といたしましては、これは教育研究の高度化や多様化に伴う学校運営に要する経費の高騰等があると考えられます。

文部科学省といたしましては、引き続きまして、基盤経費でございます私学助成について、必要な予算を確保するとともに、めり張りある配分等に取り組むなど、私立大学が社会のニーズに対応した教育研究を展開していくことを後押ししていきたいと考えております。

また、高等教育の修学支援新制度を始めとする学生への支援につきましても、引き続き取り組んでまいります。

○高橋(英)委員 何だか昔は余り充実してなかったような答弁ですけども、私の頃は四十年前ですから、全然充実していなかったんですかね。まあ、いや。

これ、正直、クラウンとかだったら分かるんですけど、三十年前のクラウンと今のクラウンでは全然違いますからね、だから金額も違つのは分かるんですけども、本当に、授業料はちよつと異常だなという気がしてならないんです。

だから、給料も上がっていないので授業料ばかりこんなに上がっちゃうと、これはもう奨学金をもらって行かざるを得ないと思いますので、国として、青天井に上がっていったら、我々は教育の無償化、これをやろうと思っておりますからね、大学まで。でも、青天井でどんどん上がっていったら、これは大変なことになっちゃうので、何か、授業料を抑える対策みたいなのは、どうですか。

引する大学、高専の学部転換等に向けた基金を創設いたしました。早期の公募開始に向けて取り組んでいるところでございます。

また、私学助成におきましても、我が国の課題を踏まえまして、特色や強みの伸びに向けた改革を頑張るんだ、そういう、全学的、組織的に取り組む大学などに対します重点的な支援というのも行なうなど、総合的な取組を進めているところでございます。

また、私学助成におきましても、我が国の課題を踏まえまして、特色や強みの伸びに向けた改革を頑張るんだ、そういう、全学的、組織的に取り組む大学などに対します重点的な支援というのも行なうなど、総合的な取組を進めているところでございます。

授業料を決めるのは私立大学が独自に決めることになっておりますので、それを国が一律に抑えろと言っているのはなかなか難しいとは思いますが、できるだけコストを下げて教育研究の質を上げるというのは、これは大事なことでございまして、

このため、計画的な規模の縮小や撤廃等も含めた経営指導の徹底、そして、定員の充足率による私立の、私学助成のめり張りある配分等にも取り組んでいるところでございます。

このため、計画的な規模の縮小や撤廃等も含めた経営指導の徹底、そして、定員の充足率による私立の、私学助成のめり張りある配分等にも取り組んでいるところでございます。

その大臣所信の中から、四項目、本日はお聞きいただきたいなと思っております。

それと同時に、修学支援、これを充実するというのが、やはり教育機会を確保するという意味で非常に重要だと思っておりますので、コストを削減する、そして質をキープする、そして修学支援の充実を図る、これをセットで進めてまいりたいと思っております。

私の頃で、大学の進学率は十数%だったんですけども、今、六割弱も行っていいというふうに聞いています。だから、少子化なんだけれども、大学に通っている人数はほとんど変わっていないというのが現実だと思えますけれども、

教職員の負担につきましては、取組を通じまして学校運営の改善が進みまして、負担が軽減したとの声もあるわけでございますが、一方で、確かに、学校運営協議会を設置した直後は、会議の対応等で一時的に負担が増加する場合もあると認識しております。

その大臣所信の中から、四項目、本日はお聞きいただきたいなと思っております。

○高橋(英)委員 ありがとうございます。先ほど、最初に言いましたけれども、大学の数がやはり多いんだと思うんですけど、ある程度縛りをかけて、やはり精査をして、残った大学にもっと補助金等々を手厚くしていった方が絶対がいいというふうには思っているんですけども、そういった支援を充実すべきだと私は思っているんですけども、大臣はいかがでしょう。

でも、この授業料と給与の推移を見ると、午前中、どなたかも言っていましたけれども、やはり少子化になっちゃいますよね。一人、大学を出すのにもえらい大変だと思えますので、やはりもっともって教育には予算をつぎ込むべきだということに思っています。

その場合でも、長い目で見れば、学校と地域の連携、協働が進みまして、保護者や地域住民等から支援を得られるなど、むしろ教職員の負担軽減に資すると考えているところでございます。

その大臣所信の中から、四項目、本日はお聞きいただきたいなと思っております。

○永岡国務大臣 私立大学の主な入学者でございます日本の十八歳人口、これは本当に減少傾向にある中、社会人の学び直しや海外の高等教育の需要の増加など、時代の変化と社会のニーズに対応して、教育研究の質を高め、自ら改革に取り組み私立の大学に重点的に支援を行うことは重要だと思っております。

私も二人子供がいますけれども、おかげさまで二人とももう就職していますから、いやいや、楽ですよね。びつくりするぐらい楽ですよ、教育費がなくなるというのは。だから、我々日本維新の会は教育の無償化と声高に言っているんですけども、

是非とも教育に関する予算、もっとしっかりと充実していただきたいということをお願いを申し上げます。

その大臣所信の中から、四項目、本日はお聞きいただきたいなと思っております。

このため、例えば、令和四年度の補正予算におきまして、デジタル、グリーン等の成長分野を牽

引する大学、高専の学部転換等に向けた基金を創設いたしました。早期の公募開始に向けて取り組んでいるところでございます。

また、私学助成におきましても、我が国の課題を踏まえまして、特色や強みの伸びに向けた改革を頑張るんだ、そういう、全学的、組織的に取り組む大学などに対します重点的な支援というのも行なうなど、総合的な取組を進めているところでございます。

その大臣所信の中から、四項目、本日はお聞きいただきたいなと思っております。

ると思いますが、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況、これをきめ細かく把握をいたしまして、その結果等を踏まえて、教師の処遇を定めました給特法等の法制的な枠組みを含めた検討をすることとしております。

勤務実態調査の結果を踏まえまして、教育の質の向上に向けて、働き方改革であるとか処遇の改善であるとか、また学校の指導、運営体制の充実、一体的にスピード感を持って進めていきたいと思っております。

○堀場委員 ちよつと余り、具体的なことは全く見えなかつたんですけども、平成二十八年の勤務実態調査でも、やはり、過労死のラインを超えている人がかなりたくさんいる、小学校で三〇%、中学校で六〇%、これは当時、かなり衝撃的な数字だったというふうに思っていますけれども、じゃ、これから、働き方改革で変わって、今度の新しい調査の結果ではこれがすごく改善しているんだという結論が出るとは余り思えないんですね。やはり、お休みされる先生、非常に多いですし、今、この時期だと、四月からの学級担任が見つからないという事態が発生しているというのはもう報道等でも明らかですし、現場の方からは多くそのようなお声を頂戴しているところだと思います。

なので、やはり、教員を目指すことをやめてしまう人もいます。教員免許を持っていてもやらない人もいます。そういった様々な、魅力がないところという次元ではなく、もう何か、教員という仕事をやっていると過労死になるほど働かなきゃいけないんだよというふうになつてしまつていんじゃないかなと私自身は思っています。

なぜそうなるのかということ、やはり業務が明確化されていないんですね。先生は生徒指導に資することも全てやるとなると、御家庭のことからいろいろなことまで、全部やらなきゃいけない。朝起きられないと言えは電話をして起きます、そういった業務を全て学級担任がやつていいるということを見ると、やはり、業務の明確化、そ

して残業手当を出すと、あとは超勤四項目、これに關してもしっかりと見直しが必要なのではないかなというふうに思っていますし、これは、抜本的な改革、本当に、新しい給特法になるぐらいの改革がなければもう改善しないというふうに申し上げさせていただきまして、今日は余り、項目が多い割に時間がないので、次に行かせていただきたいと思ひます。

学校において、宗教による虐待というのは具体的にどのような体制で対応するのかということについて御質問させていただきたいと思ひます。

厚労省さんと一緒になつてQアンドAをたくさん作られたというふうにお聞きしています。でも、この間のときも言いましたけれども、そのQアンドAを学校の先生たちは全部読むんですか、いやいや、管理職の皆さんが分かつていればいいんですよ、いやいや、でも、先生たちも困りますよね。

どういふところまでが学校に義務があつて、そしてどういふところまで学校が対応して、そして虐待があつたというふうに認定した場合にはどのような体制を取るといふような、具体的な体制づくりについてお願いいたします。

○永岡国務大臣 児童虐待は、いかなる理由があつても許されないものでございます。

宗教に關することのみを理由として消極的な対応をすることがないようにすること、これは重要だと思つておりますし、また、教職員等が児童虐待と思われる事案を発見した場合には児童相談所等へ早期に通告することなどについては周知を行つております。家で行われる虐待というのは、やはり学校の先生は大変見つけやすいのではないかと、そう思つておりますので、今のところを答弁させていただきました。

また、児童虐待の対応につきましては、教職員だけではなくて、養護教諭ですとか、あとはスクールソーシャルワーカーなどを含みますチーム学校、これは学校の先生だけではなくて学校全体として対応することが重要でありまして、教育相

談体制の充実に向けた支援も行つているところでございます。

また、令和四年十二月、厚生労働省におきまして、宗教の信仰等に關係する児童虐待に該當する事例や対応における留意点を記載した、先生おっしゃいましたQアンドA、これもやはり通知はさせていただきますいたるところではございますが、引き続きまして、関係省庁と連携しながら、必要な支援、これをしつかりと進めてまいります。

○堀場委員 今までやつたことがないことをやるというのは結構難しいと思うんですけども、ここは保護者の方が御信仰がありますからこうなんです、いや、虐待ということでも児童に通告してくださいね、警察に通報してくださいねという、これは結構、現場的にはハードルが高いのではないかなというふうな思つていて、目に見える身体的な虐待の場合はそれでも発見しやすいのかなとは思つていんですけども、精神的なものというのは非常に深刻で大きいし、かつ、本人がそのヘルプを出すことが非常に難しいものなので、そういったことも一つ一つ丁寧によつていこうとする体制を取らうと思うと、今の学校の体制では足りないというふうな思つていいます。

様々、文部科学省さんがSCさん、SSWさんを増やそうとすべくござつていことは重々分かつていんですけども、それでも、あえて大きな声で言うと、足りないところなんですね。一週間に一回、若しくは、学校規模においては二回、SCの先生がいてくれるとしたところであつたとしても、日々の生徒の観察、児童生徒の行動観察等々をするにはやはり時間が過ぎますし、人が過ぎ過ぎ。

人が人を育てるのであるならば、やはり学校現場、初等中等教育の現場にもっとも大人目と手が必要だということを改めて強くお話しさせていただきますまして、次の、誰もが学ぶことができる機会の保障という項目に行きたいと思ひます。

今日はちよつと、なかなか、ちやっちゃん行かないと最後まで行けないかなと思つているので、頑張りたいと思ひます。

日本語の指導員、これが非常に不足している場所があるかと思ひます。海外からたくさん人が来てくださつてい、任んでいる場所もそうですし、お父様、お母様が日本語が話せないというパターンもあるでしょう。様々なパターンがありまして、日本語ができていないというのは、非常に、そこにいる子供たちにとつても不安が大きいことなんだろうなというふうに思ひます。

この指導が十分に行われていない地域もある。それは、日本語の指導員が少ないからという理由で行われていない地域というのがあつていんですけども、それに対する方策はどんなものがありますかというふうな質問なんです、やはりICT、一人一台タブレット、これは国籍関係なく配られているはずなので、やはりそこでICT、今、AIの言語ツールというのは、たまに英語とかも無料のものもありますし、様々な学習のそういうアプリケーションというのは開発されているんですけども、そういったものを活用してプログラム化していくというふうなことを考えているかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○永岡国務大臣 日本語指導が必要な外国人児童生徒の数というのは、十年間で約一・八倍に増加してあります。これは、十年前が二・七万人だったのが四・七万人になつてい、大変多くなつております。教育支援の充実がしつかりと求められてい、その中でございますが、日本語指導に必要な教職員定数の着実な改善と支援者の配置、これを進めております。

さらに、今先生おっしゃいましたように、各自治体でICTを活用した遠隔教育、これは三重県で実施をしておりますが、その学習動画等により日本語指導等も行われておりまして、こうした取組について、しつかり支援、また周知も行つてまいりたいと思ひます。

○堀場委員 遠隔教育というのは、向こう側にも

先生がいて、Zoomとかそういうのでつながってお話をやっていくというのだと思うんですけど、いや、そんなことをしなくても、普通に、言語なので、AIでおしやべりして、休みに時間にそれをやるだけで随分、反復練習にもなりませんし、声に出して、それを聞き取って会話をしてくれる、そういうAIツールというのはたくさん生まれているんですね。後ほど法案とかでもあると思いますけれども、様々な日本語を教えるという中にこのAIに関する言語習得ツールというのが全然出てこないというのが、私は、ちょっと、今の時代にマッチしているのかなと。

人が人を教えるんですけども、言語に関しては、週に一回、例えばそういう先生に、遠隔でもいいし、実際にでもいいから、会ってお話したとしても、日々、毎日、例えばAIで会話を試みるとか、何か書く宿題をやってみるとか、そういったことまでできると思うんですけど、そういったアイデアというのは特に今、今後やられる予定はありますか。

○永岡国務大臣 現時点におきましては、文部科学省自らAIプログラムを開発する予定というのはございませんが、各自自治体におけるICTを活用した動画教材などを周知して、活用を進めまして、AI技術の進展についての情報収集を行うなど、研究にはしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○堀場委員 子供って、御存じだと思うんですけども、結構すぐ成長するんですね。何か一年見ない間に随分大きくなったり、この間ちょっとたまたま、二年ぶりに会った中学生が、背も大きくなって、男の子なので、すごく大きくなって、私はびっくりして大きな声を上げてしまったんですけども、それぐらい子供って、一年、二年ですごく変わるんですよ。

文部科学省さんとか教育委員会さんとか話していると、いや、検討しますとか、考えますとかというふうに言ってくださるんですけども、その間に子供ってどんどんどんどん成長すると思う

んです。なので、こういう技術があるならば、どんどん投入して、試してみても、民間のもので、予算だけ持たせてあげて、どんどんやってみればいいのではないかなと。そして、実証実験じゃないですけども、やりながらデータを収集していくという方法でも、言語を習得するということは生死に関わるわけではないので、そういった挑戦を積極的にやっていたきたいなというふうに思っています。

次に、アスリートの国際競争力向上のお話をしたいと思います。東京オリンピック・パラリンピックの件で逮捕者が出たということは非常に、本当に残念ですし、やり方全てが再度検証が必要なんじゃないかなというふうに思うぐらい、非常に残念でした。感動した分、残念だったなというふうに思っています。

アスリートの皆さんをつくってこういうところ、私たちが、皆さんが思っている、そして夢がある、そういうものだとおっしゃっています。けれども、これは部活動との兼ね合いというところを一つ、先ほどの高橋議員も聞いていましたけれども、やはり、部活動の在り方というのは、今までは学習指導要領の中で様々な学びに対する意義を持ってやってきたんですけども、それを維持しながら地域移行することなんだとは思っていますけれども、やはり、国際的な競争力を持つていくようなアスリート、強い、国際大会で勝っていくようなアスリートを育てていく、こういったものに関して部活動というものが余り、今までは、例えば競技によっては非常にリンクしていたと思います。

強い中学校から高校に推薦で行って野球をやっている、甲子園に出て、プロ野球に行っている、そしてというふうな夢を持っている子供たちというのは非常にたくさんいたわけですから、身近なエリアで活動している部活動が夢につながっていると、毎日素振り頑張っていた野球少年なん

かいたと思います。

だけでも、今後、部活動の在り方ということ、アスリートの国際競争力向上を目指すということのバランスについてどのようにお考えか、教えてください。

○永岡国務大臣 やはり、先生おっしゃいますように、部活といえは、相当強い学校の野球部であったり、それとも、たまたま本当に野球が好きで、それをエンジョイしている部活であったりとか、いろいろあるかと思っております。

スポーツを継続的に行う上で、勝利を目指すことは、また、記録に挑戦することというのは自然なものだと思っております。一方で、大会等で勝つことのみを重視した過度な練習ですとか、そういうことを強いることなどがないようにすること、ということも重要です。そして、健全な心と体を培って、豊かな人間性を育むためのバランスの取れた指導を行うこと、これも重要でございます。

このような考え方を、平成二十五年に策定いたしました運動部活動での指導のガイドラインで示してきたところでございます。また、地域スポーツクラブ活動につきましても、令和四年の十二月に策定いたしましたガイドラインにおきまして、生徒の志向や体力などの状況に適したスポーツ機

学校の確保を求めているところではございます。学校のガイドラインを踏まえまして、適切な指導をしていただくことが重要と考えております。競技力の向上ですとか、レクリエーション的な活動も含めた、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるように、引き続きまして、子供のスポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

○堀場委員 学校の場合は、学校でやっているときというのは、例えば、余り運動が得意じゃないんだよねという子が、何か友達に誘われて一緒に入ってみたいというふうな部活動の在り方としてやっています、先生方が目をしっかりと配っていただいて、頑張れ頑張れと言いながらやっている、そういったところというのはたくさん目にしてきたわけですが、地域クラブに移行した

ときに、やはりクラブでは、勝利を目指している地域クラブというのは非常に多いですし、その評判が次の人を呼ぶというふうなこともありますので、非常に厳しいクラブも多いと見受けております。

地域移行したときに、やはり、働いている人がそこで教えるというのはなかなか難しいですから、世代として、ちょっと上の、今は現役を引退したよという方が地域の中で子供たちに自分がついてきたスポーツについて教えてみようかなというふうになったときに、非常に厳しいというか、昭和的というか、そういった指導になりがちの部分というものも、見えてきて、そういう部分もあるんだなというふうには感じているところなんです。

なので、地域移行が、先生の、先ほどやった給特法以外のところでも、非常に重要な、働き方の一つのポイントになっていると思うんですけども、この地域移行が成功しなければ先生方の働き方改革のところもうまくいかないですけれども、子供から見たときに、学校でやっている安心感というのと、地域クラブに行くというところ、先生方が学校の先生じゃないという不安感というのは、恐らくあるんだろ、最初のうちはあるんじゃないかなというふうな思っていますので、先生たちが、別の形で、そこで副業として地域移行をしていく、支えていくというような仕組みづくりも、そしてそれを奨励するような形も取られていくんだろと思うんですけども、非常に重要

なんだろなというふうな思っています。なので、あくまでも、部活動というところを維持していただいて、余り運動は得意じゃないなという人も積極的に楽しめるような形を維持するということも意識してやっていたらいいなということをお願いさせていただきたいなと思っております。

ちょっと最後に、やはりどうしても東日本震災のことを今日は聞きたかったんですね。あしたです。それで、私たちにとっては本当に、あの日

を忘れることはできないと、そのときに生きていた人たちは思うと思います。

今、管理職で、そのとき学校にいたという先生方が、やはり十年、十五年とたつていくと、減っていつてしまふんですね。やはり、東日本大震災を教員として経験したことの無い人がこれからどんどん増えていくところで、私たちは、やはり、忘れないようにしなきゃいけないことをしっかりと知見として蓄えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

私自身は京都ですので、私自身が高校生だったときの阪神・淡路についても、非常に大きな記憶として残っています。あのときは、やはり長田は火事でした。高速も倒れたし、いろいろな建物が壊れるというような地震の被害がありましたけれども、やはり大きな意味では火事だったと思います。やはり、地震が揺れたら火を消すというようになことがすごく言われて、その後、東日本大震災のときは津波だったと思います。

こういった様々な教訓を生かしていかなきゃいけないというのを日々思っているんですけど、でも、このときに生きていた子供たちが本当に今どういう状況なのかというのは常に気にはしているところなんです。心のケアということを非常に国はやってきたと思います。これはすばらしいと私は思っているんですけども、具体的にどのような取組が継続して、東日本大震災で被災したところでは、心のケアというところでは具体的にどのようなものが継続していいのか。

そしてまた、ここで得た知見というものを全国に活用するべきだと私は思っています。特に、子供たちが津波であったり地震で怖い思いをして、そして近い人が亡くなつていった。そういったところで、レジリエント、もう一度頑張ろうとした過程を、どのような過程でつらい思いから立ち直ることができたのか、そういった過程を研究して、それを知見として全国にやることで、ほかの理由でしんどい思いをしている子供たちが、よし、もう一回立ち上がろうという力になるんじゃないかなと思つているので、是非、今、具体的にどのような取組が継続して、そしてこれが全国にどのように広げていくことができるのかといったところの御所見をお願いしたいと思います。

○永岡国務大臣 委員おっしゃいますように、あした、東日本大震災が起きてから十二年を迎えますが、現在でも、地震を突然思い出したり、また、気持ち落ち着かなくなるということがある児童生徒もいらつしやるようでございます。また、きめ細やかな心のケア、これは継続的に取り組むことが重要だと、先生もおっしゃいますように、私もそう認識をしております。

このため、東日本大震災からの復興の基本方針や、また被災自治体の要望を踏まえまして、令和五年度予算案にも、これは震災対応として、スクールカウンセラー等の配置に必要な経費につきましてしっかりと計上しているところでございます。

また、文部科学省におきましては、被災自治体を含みます各自治体におけますスクールカウンセラー等を効果的に活用した事例というものをまとめまして、活用事例集を毎年度作成をいたしまして、周知をしているところでございます。

文部科学省といたしましては、引き続きまして、こうした取組を通じて、しっかりと、被災に遭つた子供たちの心のケアに取り組んでまいります。

○堀場委員 ありがとうございます。

SCさんの、学校の先生たちもそうだと思うんですけども、ここでスクールカウンセラーさんが非常に有効だったというお話を聞いています。相談する相手はいるんですかとか、しんどくなつたときにしんどいと言う相手はいますかというような問いかけをして、そうしたら子供たち、やはり、そこで答えることができる人もいれば、何も答えることができない子もたくさんいるんだ、そういったお話を聞いているところです。

ここでやられていた全員面談、全員に取りあえず会うということだったと思うんですけども、全員面談を東京都の一部の学校なんか、中学校

で、特に中学校一年生かな、でやっていると、非常に多いと思います。全員面談というのは、SCさんと顔を合わせて、初めてじゃないよね、何かあつたらこの人に相談するんだよという顔合わせの意味もあると思うんですけども、このすごい短時間の間にSCさんの行動観察でいろいろなことが分かつてくるというような、大きな取組でもあります。

私たちが日本維新の会は、何度も、先生の仕事の、教育的な仕事と福祉的な仕事、業務に分けましようということを主張させていただいていま

これは何でそれをしつこく言うのかということ、やはり大学生で、私も大学生だったときに、何で教員を目指そうと思つて教職課程を選んだかという、子供たちに教科を教えたかつたんですね。子供たちに勉強を教えて、あつ、楽しいなと思つてほしいなと思つたからやりたかつたんですけども、そうすると、教科指導をやりたいんですよ。指導法の研究とか、そういうことをやりたくて、夢を持って教員になろうと思つたけれども、いざなつてみたら、やはり福祉的な業務が余りにも多過ぎるんじゃないかと思うんですよ。

だから、ここをしつかりと、業務を明確に分けて、教員というのは、一義的な一番の仕事は教科指導と、そして学級運営なんだと。この二つをま

ず教師の仕事として、そして、それに付随する様々な事案に関しては、生徒指導とか生活指導とか、あとは進路指導とか、あと学校行事、こういったものは確かに、生徒たちの楽しさであったり思い出づくりとか、そういったものになりますから、やっていくのはいいんですけども、それは、それこそ大臣のおっしゃるチーム学校で、福祉的な業務、もつともっと学校内でアウトソーシングできるような体制をつくっていきけるように、私たちも質疑を頑張つてやっていきたいと思つています。是非前向きに御検討いただきたい。本日はありがとうございます。

○宮内委員長 次に、西岡秀子さん。

○西岡委員 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

私からも、改めて、明日、東日本大震災から十二年目を迎えます、亡くなられた多くの皆様から哀悼の意を表し、御冥福をお祈りをしたいと思つています。また、今なお避難生活を続けておられる方もおられます。お見舞いを申し上げ、私たちもしっかりと、この震災の記憶を風化させることなく次世代に伝えていくこと、また、学校教育現場においても、防災教育、大変重要でございますので、今後もしっかり、そういう記憶を風化させることなく次世代に伝えていかなければならないということを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

本日は、大臣所信に対する質疑ということでございます。まず、所信の中でも述べられておりましたG7関係閣僚会議、国際会合につきまして質問させていただきます。

五月にG7富山・金沢教育大臣会合が開催されます。今、関連イベントとして、三月には中生によるサミットが開催されますし、四月には世界の食を楽しむG7給食サミットというものも企画をされているというふうにお聞きをいたしております。

永岡文部大臣におかれましては、この重要な会議が日本で開催されるに当たつて、主催国の文部科学大臣として、どのようなテーマでこのG7関係閣僚会合、議論をし、また、どのような成果を目指して臨まれるのか、大臣の決意も含めてお聞きをさせていただきたいと思つています。

○永岡国務大臣 今年五月の十二日から十五日にかけてまして、富山県の富山市及び石川県金沢市でG7の教育大臣会合を開催する予定となつております。

会合では、コロナ禍が社会にもたらした変化や影響、これに教育がどのように対応し、また、今後の社会で求められる人材を育てていくのかを全体のテーマとして議論したいと考えております。

現在、事務レベルで各国と協議を行うほか、私自身も、各国の大臣とオンラインでお話をし、会談をして、調整を進めているところでございます。

会合の成果といたしまして、コロナの影響を踏まえた今後の教育の在り方についての各国の意見を取りまとめまして、本当に世界をリードする責任を有しますG7として、教育の重要性を確認をし、そして今後の教育の在り方について世界に発信をしていきたいと思っております。

特に、日本は、アジアの国ではただ一か国でございます。そのところも、欧米の、G7のほかの国の方にも、やはりアジアの日本ということもしっかりと知っていただきながら、共同していい発信ができればと思っております。

○西岡委員 大臣、ありがとうございます。

まさにコロナ禍は教育現場にも大きな影響を与えたというふうに思いますので、今後の教育を考えると大変有意義な機会になるというふうに思いますので、大臣の会議での御活躍を心からお祈りをして、御期待を申し上げます。

次に、今大臣からお話がありました、新型コロナウイルス感染症拡大によって子供たちに大きな影響が及んだということについて質問させていただきたいと思っております。

三年にわたって新型コロナウイルス感染症が拡大をいたしました、教育現場においても、密を避けるということで、人と人とのコミュニケーションが十分取れない状況が続いたり、また、マスクの着用を含めて大きく学校生活が変化をいたしました、子供たちも、それぞれの年齢ですとか発達段階で受ける影響は異なるものの、様々な深刻な影響を受け続けてきたというふうに思います。

特に、乳幼児期にある子供さんについては、脳の発達に与える影響ですとか心に与える影響も含めて、これは学童期における子供さんたちもそうだと思いますけれども、体や心に大きな影響を与えたというふうに思いますし、言語の取得ですとか、認知機能、また非認知機能の獲得、社会的性

発達などの面で大きく影を落とすということは否定できないということは、発達科学者などの多くの専門家からも指摘をされているところでございます。

今こういう状況にある、影響を子供たちが大きく受けているということについて、文部科学大臣として、どういう御認識の下で分析、また検証しておられるのかということについてお聞きをした後で、また、特に児童生徒につきましては、一斉休校ですとか、オンライン授業や、学校での行事、また部活動が中止や延期をされたことによつて大きな影響があったというふうに思います。それらにつきまして、私は、長期的に子供たちに寄り添い、見守り、そして検証して対策を講じていくということが必要ではないかと思っておりますけれども、文部科学大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

児童生徒等においては、三年以上にわたる感染症流行の影響で、様々な制約の下で学校生活を送ることを余儀なくされているものと認識をしております。様々な調査結果を注視しながら、コロナ禍が児童生徒等に与える影響を把握していくことが重要であると考えております。

コロナ禍の影響のみが原因であるとは断定できませんが、コロナ禍による生活環境の変化が一因となったと考えられるものとして、例えば、令和三年度における小中高等学校の不登校児童生徒数は約三十万人と大幅に増加したこと、それから、令和四年度における小中学生の体力について男女共に低下したことなど、こういったものが影響を受けたものとして調査結果として出されているものというふうに思っております。

○西岡国務大臣 先ほど西岡議員からも意見があったとおり、本当にこの三年間、三年以上ですね、長期にわたりました学校生活に様々な制限が生じまして、子供たちの心や体に大きな負担がかかっているものと考えておりました、様々な我慢をしながら学校生活を送る子供たちのことを思う

と、大変心が痛みます。

また、感染症対策の徹底と児童生徒の学びの保障の両立に全力を尽くしてくださっていらつしやりました学校現場の皆様に、本当に深く深く感謝をしたいと思います。

また、コロナ禍の影響を一因といたします不登校児童生徒数の増加ですとか児童生徒の体力の低下につきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実ですとか、SNS等を活用いたしました相談体制の整備の推進や、あとは、幼児期から運動習慣形成プロジェクトを始めまして、地域の学校及び家庭にかけます運動機会の確保などの対策を講じているところでございます。

文部科学省といたしましては、コロナの影響が長期にわたる中で、子供たちへの影響も長期にわたる可能性も考慮いたしまして、今後の調査結果なども注意しながら、丁寧に対策、検討してまいります。

○西岡委員

是非、寄り添い、見守り、そして、これからの長期的な視野におきまして子供たちを見守っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、文部科学省として幼児教育の長期追跡調査というものに取り組まれるということにつきましてお聞きをしたいというふうに思います。

先生方も御存じだと思いますけれども、一九六〇年代に、米国ミシガン州で、経済的に恵まれない三歳から四歳の子供たち百二十三名を対象に、二年間、就学前教育を受けたグループと受けなかつたグループを比較して、その後の人生、四十年の長期にわたって調査をしたベリー幼児教育計画というものがございます。

また、この調査結果を踏まえて、ノーベル経済学賞を受賞されましたジェームズ・ヘックマン教授が分析、考察を加えられまして、この調査によつて、経済的な理由で教育機会に恵まれなかつた子供たちが就学前教育を受けることによつて非

認知機能が育まれ、大人になって大変成功した、また健康に恵まれるということがこの調査結果ではつきり分かったという中で、大人になってからの経済状況ですとか生活の質の向上に就学前教育が大変有効であるという調査結果が出されました。

今回、こういう長期的な追跡調査を開始するということをお聞きをいたしましたけれども、先ほど述べました調査との関連も踏まえまして、どのような経緯で長期追跡調査に着手されるのかということ、その目的やその必要性についてお聞きをしたいというふうに思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

令和五年二月二十七日付で取りまとめられました中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の審議まとめにおきまして、幼児教育の分野についてデータやエビデンスに基づき政策形成が必要と提言をされているところでございます。

また、諸外国では、先ほどお話がありましたベリー就学前計画の研究において、質の高い幼児教育を実施したグループと未実施のグループを継続的に観察をし、幼児教育の効果を示した研究成果があるわけがございますけれども、各国の教育制度や文化等が異なることから、日本においても、質の高い幼児教育とは何かを明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するよう、長期的な追跡調査を実施する必要があると考えているところでございます。

このため、令和五年度予算案におきまして、幼児教育の質保障に係る調査研究費を計上し、幼児期の環境や体験、学びがその後の認知能力や非認知能力等に与える影響に関する長期的な追跡調査を行うこととしていただいております。

○西岡委員 具体的な調査の進め方ですとか、時期や調査対象、調査の主体、また方法、調査項目、そういう具体的なところはこれからということでございますでしょうか。少し御説明をいただきましたと思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

この追跡調査では、まずは五歳児を対象に小学校四年生までの五年間の追跡調査を行い、幼児期の環境や体験、学びがその後の認知能力や非認知能力等に与える影響を分析することとしていところでございます。

また、この調査の主体ということでございますけれども、国公私立大学を対象に委託して実施することとし、現在、公募を行っているところであり、外部有識者から成る審査会を経て、採択団体を決定してまいりますと考えております。

○西岡委員 大変長期的な調査になるというふうには、先のことになりますけれども、取りまとめをされ、公表され、これからの文部科学行政に活用していかれるというふうに思いますけれども、その辺りの中で御説明いただけることがあれば、お願いいたします。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

こちらの調査結果、もちろん、やった後にどういった結果が出るかということによるわけでございますけれども、やはり、幼児期の教育が大変重要だということが言われている中で、どういった教育、学びをしていくことが最も子供たちの能力を伸ばしていくのか、そうした視点をしっかりと持って、その後の教育要領の作成や、様々な教師の研修を含め、教育施策に生かしてまいりたいというふうな考えでおります。

○西岡委員 大変貴重な調査になるというふうに思います。

先ほど私が永岡大臣に申し上げました、コロナ禍の子供たちへの影響という点についても、ちょっと趣旨は違うかもしれませんが、いづれかの形で、長期的な見守り、支援に結びつくような調査というものは必要ではないかということについても申し上げさせていただきたいと思っております。

続きまして、子供、子育て政策についてお尋ねをさせていただきます。

これは御承知のように、昨年の出生率が、七十万人となりまして、八十万人を切ったという大変深刻な数字だというふうな理解をいたしておりますし、当初、国立社会保障・人口問題研究所が予測をしていた、この八十万人を切るというのが二〇三〇年を予測されておりましたので、八年も早くこの数字が出たということについても、大変深刻な状況であるというふうな思いをいたします。

また、厚労省の調査によりまして、出産をする女性の九割が二十五歳から三十九歳の女性ということでございますけれども、この女性の人口が二十五年後には今の人口よりも二五%も少なくなるというデータもございまして、我が国の少子化が極めて危機的な状況にあるということを表す数字ではないかと思っております。

岸田内閣におかれては、子供、子育て政策は待たなしの、先送りの許されない課題として、三月をめどに小倉大臣がたたき台を示されまして、六月に骨太の方針で将来的な子供予算倍増に向けた大筋を示されるということをお聞きをいたしておりますけれども、教育行政をつかさどる永岡文科大臣として、今のこの状況を含めて、どのような御認識でいらっしゃるかということについてお聞きをさせていただきます。

○永岡国務大臣 委員おっしゃいますように、先日、二月の二十八日の厚生労働省の発表によりまして、昨年の出生数、初めて八十万人を下回る、過去最少となる、やはり危機的な状態であるというふうな認識はしております。

少子化の様々な要因の一つといたしまして、子育てや教育に係る費用負担の重さ、これが指摘をされております。

文部科学省といたしましては、これまで、幼児期から高等教育まで切れ目ない形で教育費の負担軽減を図ってきております。また、高等教育の修学支援新制度につきましても、多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大することとしておりまして、教育予算を引き続き着実に確保することで、教育施策の充実を進めてまいりたいと考えております。

えております。

少子化対策につきましては、こども政策担当大臣の下に設置されました関係府省会議におきまして、三月末をめどに具体的なたたき台を取りまとめた上で、六月の骨太の方針で将来的な子供、子育て予算倍増に向けた大枠を提示することとなっておりますので、内閣官房を始めとする関係省庁、しっかりと連携して、協力してまいりたいと思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

国民民主党としましては、岸田総理にも要請をさせていただいておりますけれども、児童手当、児童扶養手当については拡充をした上で所得制限を撤廃すべきということで法律も提出をさせていただいておりますし、特に障害児福祉の所得制限撤廃、これは障害児については先行して是非取り組んでいただきたいという課題でございます。

その中で、財源というものが、どうしてもやはりしっかりとセットで打ち出さなければいけないわけでございますけれども、国民民主党は、教育や人づくりに対する支出については、従来から、教育国債を創設すべきだということを、法律も提出をさせていただいているわけでございますけれども、先般、自民党の総務会長からも、教育国債ということが、記者会見でお言葉がございましたというふうな聞いておりますけれども、この教育国債に対する永岡大臣の御見解というものは、是非お聞かせいただければと思っております。

○永岡国務大臣 やはり、教育費の負担軽減というものは大変大きな少子化対策になるだろうなというのには私も感じているところでございます。

教育国債の発行につきましては、安定財源の確保や、また財政の信頼確保の観点から、やはりこれは、今私が軽々に申し上げるのは時期尚早と思っておりますし、また、慎重に検討する必要がありますと考えております。

○西岡委員 国民民主党としては、この教育国債が必要だということで、引き続き要請をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、GIGAスクール構想につきましてお尋ねをさせていただきます。

大臣所信の中で、端末更新の時期も見据えつつというお言葉を述べられておりましたけれども、以前も私、委員会で質問をさせていただいたんですけれども、通信機器の保守、更新に係る財政措置につきましても明確な方針が、前回質問をさせていただいたときにも示されませんでした。

セキユリティー確保に必要なソフトウェアも含まれて、持続的なICT機器の活用や更新が図られることは、学校現場にとって極めて重要なことであると考えております。財政措置につきましてもの方針について、永岡大臣に御見解をいただきたいと思っております。

○永岡国務大臣 GIGAスクール構想で整備をされましたICT機器などの運用ですとか、また、今後の端末の更新に係ります費用の在り方につきましても、本日に重要な課題と認識しております。この検討を進めていただくためにも、まずは、整備されました一人一台端末を積極的に活用いただくことが重要だと思っております。

GIGAスクール構想は国が主導して進めてきたものでございまして、その持続的な推進に向けて、地方自治体と連携しながら、端末の利活用状況を踏まえつつ、また、関係省庁との協議の上で、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

御指摘のありましたネットワーク関係費やセキユリティーに関するソフトウェア費などにつきましては、令和四年度までを計画期間といたしまして教育のICT化に向けた環境整備五か年計画に基づきまして地方財政措置を講じておりますが、先般、これを令和六年度までに延長したところでございます。また、あわせて、令和七年度からの新たなICT環境整備計画の策定に向けて検討していくこととしております。

こうしたことも含めまして、GIGAスクール構想の推進に向けて、引き続きまして、必要な支援について積極的に検討してまいりたいと考えて

おります。

○西岡委員 通信機器の保守、更新に係る財政措置については、是非早急に方針について明確化をしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、高校生の一人一台端末についてお伺いをさせていただきます。

令和六年度までに全都道府県、全学年宛てに整備完了するという計画ということでお聞きをいたしておりますけれども、その計画の進捗状況、また見通しについてお伺いをしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

文部科学省としては、義務教育段階において一人一台端末環境で学んだ児童生徒が、高校に進学した後も同様の条件で学べる環境を整えることは重要であると考えております。

高校の端末整備につきましては、保護者負担を原則として個人端末の活用で対応する自治体や、様々な財源を確保して設置者負担で整備を進める自治体など、多様な実態があるところでございまして。こうした中、全ての都道府県において令和六年度までに全学年の一人一台環境整備が完了となるよう、整備が進められているという状況でございまして。

文部科学省では、各自治体の整備状況等について、調査等を通じて状況把握に努めており、今後の見直しについても現在調査を実施しているところでございます。全国の高等学校において一人一台端末環境が速やかに実現されるよう、今後とも、実態把握に努めながら、設置者の取組を促してまいりたいと考えております。

○西岡委員 実態調査、今調査をしていらつしやるというところだというふうにお聞きをいたしましたけれども、先ほど申されました、やはり義務教育のところでしたら一人一台端末で学んだというこの学びを止めることなく、しっかりと整備をしていただくということは大変重要だと思っておりますので、引き続き御努力いただくようお願いをしたいと思います。

また、今後の財源措置につきましては、どのような形で今この整備を進められているのか、今後進められていくのかという財源措置のところがちよつとお聞きをしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

財源措置ということでございますが、高校も含めた端末整備に係る経費については、従前から地方財政措置が講じられてきたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金につきましても高校の端末整備に活用が可能であるということを通知をし、自治体における活用が進んできたところでございます。

また、先ほど申し上げました教育のICT化に向けた環境整備五か年計画に基づく地方財政措置については、高校の端末整備も含めて、令和六年度までこれを延長したところでございます。

令和七年度からの新たなICT環境整備計画の策定に向けて、しっかりと検討を進めてまいりたいと存じます。

○西岡委員 財源も含めまして、令和四年度は地方創生臨時交付金を活用して整備が進められたというふう聞いておりますので、今後もしっかりこの財政措置のところが見通しを取り組むことができる体制をお願いをしたいと思います。

それでは、私立学校の整備状況についてお尋ねをさせていただきます。

公立学校に比べまして、やはり整備は十分と言えない状況でございまして、学校現場の実態を踏まえた上で、実質一人一台端末化の実現へ向けて支援を強化していただいて、また、私立学校につきましても、端末の保守、更新のところが負担の在り方というものがどういうふうになつていくのかということの大変不安もあるというふう聞いておりますので、その辺りも含めて、また永岡文科大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○永岡国務大臣 私立学校におきましても、ICT端末の整備を推進することは大変重要でござい

ます。御承知のとおり、私立学校というのは、それぞれ建学の精神に基づきまして多様な教育が行われておりまして、その教育内容ですとか、また教育方法などを踏まえて、各学校の判断によりまして、ICT教育を含め、具体的な教育環境が整備されております。

このような中で、文部科学省では、私立学校のICT端末の整備を推進するために、各年度の当初予算や補正予算などで必要な予算を措置してきたところでございます。令和五年度の予算案におきましても、十四億円を計上しております。これに加えまして、私学助成におきまして、ICT機器の保守管理委託等を含めまして、ICT端末の効果的な活用の取組、これは、ICT支援員の配置ですとか、セキュリティ対策、校務支援システムの導入等に対してでございますが、支援を行っております。

引き続きまして、各都道府県と連携しつつ、一人一台端末の着実な整備を進めてまいります。

○西岡委員 ありがとうございます。

しっかりと、私立学校につきましても財政措置も講じていただいているということでございますけれども、やはり、公立に比べて整備が十分と言えない面もあるというふうに思います。保護者の負担というものもかなり大きいものがございますので、私立学校も含めた整備の充実強化には非努めていただきたいと思います。

もう時間がほほありませんので、私からは是非、教員の働き方改革、処遇改善につきましまして、給付法の改正も含めて、これまでも議論があつておりますけれども、しっかりと取り組んでいただくことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○宮内委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

まずは、統一協会問題であります。

二月二十八日の宗教法人審議会で四回目の質問内容が了承され、三月一日に質問を教団側に送付いたしました。回答期限は三月十五日とされてお

ります。報道では、解散命令請求の可否判断は四月以降とされております。

昨年十一月二十二日に第一回目の質問権の行使を行つてから、既に三回のやり取りがあり、三か月以上が経過しております。四月ということになれば五か月ですね。

今回、更に四回目の質問を行つたのはなぜなのか、これは文部科学大臣にお答えいただきたい。

○永岡国務大臣 旧統一教会に対しまして四回目の報告徴収、質問権の行使につきましては、一つ、組織運営関係事項、二つ、教会管理運営関係事項、三つ、信徒会関係事項、四つ、予算、決算、財産関係事項、五つ目、献金関係事項の五つの項目につきまして報告を求めております。

今回報告を求めている内容は、これまでに旧統一教会から提出されました資料等の精査を踏まえまして、更に具体的な分析を進めていく観点から整理をしたものとなっております。

○宮本(岳)委員 しかし、こうしている間にも、被害に苦しんでいる方々は多数おられます。新たな被害者も生まれかねないわけですね。既に、元信者の方々約五十人が、弁護団とともに、十六億円の献金返還を求めて集団交渉を始めた。

これは合田次長に確認しますが、報告徴収や質問権の行使について、教団側から回答を待たなくとも解散命令を請求することを、宗教法人法のためつけとしては妨げておりませんか。

○合田政府参考人 お答え申し上げます。

報告徴収、質問の手続の途中でございまして、解散命令を請求するに足る事実関係が明らかになつた場合には、所轄庁は速やかに裁判所に対して解散命令請求ができるという仕組みになつてございます。

○宮本(岳)委員 五月七日には韓国で合同結婚式が予定されていると報じられております。それまでに何もしなければ、更に被害が拡大する可能性がある。

私は、今すぐ解散命令請求に踏み出すべきではないかと思つておりますが、大臣、いかがですか。

○永岡国務大臣 解散命令の要件というのほしかりと宗教法人法に厳格に定められておりまして、この要件に該当するかどうかの判断に当たりましては、法人の活動に係ります十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げ、これが不可欠と考えております。

そのために、報告徴収、質問権の効果的な行使等を通じまして、旧統一教会の業務等に関して具体的な証拠や資料などを伴う客観的な事実を明らかにするための丁寧な対応、これを着実に進めまして、その上で、法律にのっとり必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 報告徴収、質問権を行使するということは、その先には解散命令があるということとは、この間確認されております。

組織性、悪質性、継続性については、既にこれまでの裁判例で証明されていることだと思っておりますね。

解散命令の発出を確実なものにするために、先ほど、五回目もあり得るという話がありました。更に質問権の行使が必要であったとしても、被害者を救い、これ以上被害者を生まない、広げないためには、一番の道は解散命令を早く請求することだと私は思います。

一方、これまで行使してきた報告徴収、質問権でありますけれども、どのような質問がなされたのか。その質問内容について議論された宗教法人審議会の議事録は公開されるんですか、合田次長。

○合田政府参考人 お答え申し上げます。

旧統一教会に対する報告徴収、質問権の行使につきましては、宗教法人審議会において審議するに当たり、審議の内容を明らかにすることは報告徴収、質問権を効果的に行使する観点から望ましくないため、宗教法人審議会の議事についての申合せにおきましては、必要と認めるときは、宗教法人審議会の御判断により、必要な期間、議事要旨を公開しないことができるとなっております。

そのため、旧統一教会に関する審議の議事要旨につきましては、解散命令請求が行われた場合は裁判所の判断が確定するまでの期間、あるいは、一連のプロセスにおいて旧統一教会から文部科学省等に対して訴えが提起された場合はその裁判が最終的に確定するまでの期間などに該当する場合には、その間議事要旨を公開しないということが全会一致で決定されたところでございます。

したがって、議事要旨については、今申し上げました審議会の申合せ及び取決めに基いて取扱いがなされる必要があると考えてございまして、

○宮本(岳)委員 裁判で決着がつくまで出さないという話なんですね。

一昨日、私が要求していたこの平成七年の、宗教法人審議会の審議の概要についてという文書がやつと開示されました。

この文書は、一九九五年の国会、オウム事件を受けての宗教法人法改正案を審議した衆議院宗教法人に関する特別委員会の理事会に対して、当時の文化庁が示した資料なんですね。当時は、国権の最高機関たる国会が宗教法人法改正案を審議するに当たって、その改正案について審議した宗教法人審議会の内容を何一つ分からないままではその役割を果たせないとの議論の上に、要求して、当時から二十八年前の国会でさえ、文化庁は、議事録の公表はできなくとも、これ、二十五ページあるんです、二十五ページに及ぶ宗教法人審議会の審議経過についてというこの文書を開示しているわけですね。

ところが、今回は、質問項目も、その回答の概要も、何一つ公開しておりません。今回の統一協会問題については、その被害の深刻さや二世問題など、当時同様、国民の関心も高いです。加えて、国民の知る権利の内容も当時比べて大きく前進をしております。

今回も、国会の審議を実りあるものにするためには、議事録や必要な資料を適切な形で開示し

て、国民的な議論に資するように取り計らうのは当然ではないか、こう思います。

そこで、少なくとも、議事録の公開の在り方を宗教法人審議会で議論していただきたい、少なくともそのことを検討していただきたい。大臣、いかがですか。

○合田政府参考人 お答え申し上げます。

今般 宗教法人審議会におきまして、旧統一教会に対する報告徴収、質問権の行使について御審議いただいているところで、その議事要旨については、権限の効果的な行使や、解散命令を請求した場合の裁判への影響などの観点から、審議会において慎重に考慮した結果、必要な期間、公開しないこと等をお決めいただいたものでございます。文化庁としては、この取扱いをしっかりと尊重し、踏まえてまいりたいと考えております。

なお、過日、平成七年の宗教法人審議会の審議の概要として、同年の衆議院宗教法人に関する特別委員会の理事会に提出したと思慮される資料を、既に国会に提出した公知のものとしてお示ししたところでございますが、当該資料は個別具体的な権限の行使に関する議論を行なった際の議事概要であることから、今般の宗教法人審議会の議事要旨と同様に扱うことはできないものと認識をいたしてございます。

○宮本(岳)委員 とにかく、きちつと議論していただいて、当然、国民の知る権利に資するようにしていただきたいと思えます。

次に、学生寮の問題を取り上げたいんですね。大臣は一昨日、所信で、少子化問題や格差解消のためにも、経済事情によらず、誰もが質の高い教育を受けられることは大変重要と述べられ、幼児期から高等教育まで切れ目ない形で、教育の無償化や負担軽減を着実に実施すると述べられました。

そこで、資料一を見ていただきたいと思います。今年三月末をもって金沢大学の学生寮である泉寮、白梅寮が廃寮されようとしていることを報じ

る朝日の記事であります。

寮生からの訴えを受けて、私は、今年一月十九日、金沢大学泉寮へ伺って寮生の皆さんから話をお聞きし、翌日は馳浩石川県知事、御存じのとおり元文部科学大臣、とお会いをし、その後大学関係者とも面会し、学生の皆さんの声を直接届けてまいりました。

この泉寮の最大の魅力は、寄宿料、寮費が一月七百円。光熱費等の必要経費を合わせても一万五千円程度であります。寮は町中にあるのでアルバイトもしやすいということでした。しかし、廃寮になると、現在は町中にはなく、キャンパスのある山の上の学生留学生宿舎へ移らなければならぬ。寮費も、北溟宿舎二万六千八百円、先魁宿舎でも二万二千円以上、光熱費を含めると優に三万円を超えてしまいます。

学生たちからは、勉強したいが、学生留学生宿舎へ移るとバイトを増やさざるを得ない、バイトをするために大学へ来たのではない、勉強に専念したいとか、双子の兄弟で二人同時に大学入学、一人は東京の私立に進学したため七百円の泉寮寮に入寮することにしたなどと、切実な声が出されました。寮生は一人親家庭、浪人経験者が多いという声も聞きました。

大臣が、経済事情によらず、誰もが質の高い教育を受けられることは大変重要とおっしゃるのであれば、この学生たちの声に耳を傾けるのは当然だと思えますが、大臣、それはお認めいただけますか。

○永岡国務大臣 金沢大学では、学生寮の泉寮及び白梅寮というのでしょうか、につきまして、大学側では、コンクリートの劣化等の老朽化が進行しておりまして、建物の安全性を維持することが困難であることから、令和四年度末に廃寮することを決定しているという旨、これは私も承知をしております。

金沢大学におきましては、これまで、寮生への説明会の開催ですとか、寮長との懇談会を開催するなど、学生に対して説明を実施してきたと

聞いております。

引き続きまして、学生たちの意見を聞きながら丁寧な対応を大学には行っていただきたい、そう考えております。

○宮本(岳)委員 金沢大学当局は、学生には入寮の際に過去の確約書を取っているとおっしゃるわけです。それは現三回生以下の寮生だけのことであって、四回生を含む四回生以上の学生からは確約書などは取っていないことが確認されており、昨日、文科省も私の前で金沢大学に問い合わせて、四回生以上は取っていないと確認しておりますが、これは間違いではないですか。

○伊藤政府参考人 お答えを申し上げます。金沢大学泉学寮及び白梅寮の廃止を決定をいたしました平成三十一年二月時点では、既に平成三十一年度学生募集要項で学生寮の案内を行っていたことから、平成三十一年度入学者、現在の四年次生でございますが、については、標準修業年限である四年間の在寮を保証した上で、廃寮日を令和四年度末に設定をしたと聞いてございます。

また、平成三十一年度、四月以降入学の寮生については、廃寮日について入寮許可書への記載により通知をしており、平成三十一年度以前入学の寮生にも、廃寮日決定通知から一定期間を確保した四年後に廃寮日を決定することで配慮を行っている旨を聞いていますと聞いてございます。

○宮本(岳)委員 確認書、確約書を取ったか、取っていないか、それのみ答えてください、再度。

○伊藤政府参考人 いわゆる確認書という形では、現三年次以下の学生については、入寮時に令和五年三月三十一日までに退去する旨の確約書を提出をいただいておりますが、それ以前の入寮者には、この形で確約書の提出はいただいておりますが、先ほど申しましたように、廃寮日について入寮許可書への記載により通知をしているところでございます。

○宮本(岳)委員 つけ加えなくていいんですよ。取っていないんです。三回生以下の学生と四回生

以上では明確に違うんですね。だから、全て取っているという議論はそもそも成り立たないんです。

そもそも、日本政府は、二〇二二年九月十一日、長らく留保してきた国際人権規約、A規約十三条二項(c)、高等教育の漸進的な無償化条項の留保を撤回する旨を国連事務総長に通告いたしました。今では、無償教育の漸進的な導入、つまり段階的な学費無償化は、日本政府の国際的な責務となっております。

泉学寮廃寮の話聞いた私の地元の金沢大学卒業の医師からは、自分も金沢大学の寮出身だが、寮があったから進学できた、安い寮をなくさないでほしいという訴えが寄せられました。寄宿料七百元という安い寮があったから、安心して進学できたという話なんですね。

大学の学生寮には、集団生活による教育的効果、コミュニケーション能力の育成、外国人留学生との混住による異文化交流など様々な意義があることは十分分かっています。しかし、同時に、学生の経済負担の軽減、福利厚生も学生寮の重要な意義の一つであると考えますけれども、これは文科省もよろしいですね。

○伊藤政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、学生寮には、学生の集団生活を通じたコミュニケーション能力の向上や、日本人学生と外国人留学生との共同生活を通じた異文化理解、外国語能力の向上など様々な教育的な意義に加え、低廉な寄宿料により学生の経済的負担軽減の意義も有しているというふうに認識をしております。

○宮本(岳)委員 経済的に困窮する学生の福利厚生施設としての寮を存続してほしいというのが、学生や寮生から寄せられている、またOBから寄せられている熱い願いなんです。

私は、泉学寮で学生たちの話を聞いた翌日、馳浩石川県知事と面会をいたしました。こうした学生の思いや実情を伝えるとともに、県営住宅に学生が一定の条件の下で入居できるよう検討してい

るということを確認をいたしました。しかし、検討は進んでいるんだけど、年度内、つまり寮生の退寮期日予定日である三月三十一日までに間に合わないとの見通しでありました。そこで、その後、金沢大学事務方に話を聞くと、既に県営住宅の活用についての県との協議を始めていて一月二十日時点でおっしゃったわけでありました。確認しますが、このように、国立大学と都道府県当局、自治体が連携協力して学生の学びを支えることは大いに喜ばしい、よいことだと思いますが、これもいいですね。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。一般論としてでございますが、大学が、自治体と連携し、学生に対して住環境支援を行うことは、学生の修学機会を確保するなどの観点から望ましいものであると、文部科学省としても考えております。

○宮本(岳)委員 当然ですね。さらに、私に対応してくださいと金沢大学の職員のお一人は、本省の児童生徒課生徒指導室におられた方でございます。この度、初等中等教育の生徒指導提要の改訂作業に当たって、子どもの権利条約、子供の意見表明権についてしっかりと書き込んでいただいた方でもありました。

私からは、今年一月十八日に開催された国大協の総会では、各国立大学の学長から、物価高騰を反映する仕組みを考えてほしい、大学の努力を超えているなど、次々と悲鳴のような声が上がったことを大学に紹介しておきました。

これを確認します。確かに、国大協の総会で、各学長からそういう声が上がりましたね。

○伊藤政府参考人 一月十八日に開催されました国立大学協会の会議におきまして、光熱水費の高騰などにより大学の経営が圧迫されている状況にあるという趣旨の、複数の発言があったというふうに承っております。

○宮本(岳)委員 物価高で国立大学の経営が大変ならば、学生の生活はもっと大変になっているという想像力を持ってほしいと私は訴えたんです。

大学側は、廃寮は既に四年前、二〇一九年に決まっていることだと、大臣冒頭におっしゃったような、ちゃんと前々から決まっておついたらいい。しかし、自分たちだって今悲鳴を上げざるを得ないような、従来の延長線上でない物価高騰、新型コロナウイルスの影響、これが起こっているわけですよ。だから、運営費交付金を、従来の延長上じゃ駄目だ、何とかしてくれとおっしゃっている。

これは、本当に、そのことを考えれば、大臣がおっしゃるように、経済事情によらず、誰もが質の高い教育を受けられることは大変重要と言われている、この問題に、もうちょっと、ちゃんと学生たちの立場に立つて対応する必要があると思わうんですが、大臣、思いを共にしていただけないか。

○永岡国務大臣 金沢大学では、これまで、寮生への説明会の開催や、また寮長との懇談会を開催するなど、学生に対して累次にわたり説明をしてきたと聞いております。

また、私は存じ上げておりませんでしたけれども、馳知事とも議員はお話合いがあったというふうに伺いまして、大変驚きましたとともに、随分と積極的なのだなというふうには感じさせていただきました。

引き続きまして、やはり、学生たちの意見を聞きながら、しっかりと丁寧に対応していただきたいと思います、そう考えておりますので、そちらの方も金沢大学の方にはお話しさせていただきますと思っております。

○宮本(岳)委員 個々の事情があるなどといった放置すれば、経済的事情によって学びが続けられなくなる状況が生まれると思うんですね。

この泉学寮は、四月以降の用途が決まっているわけではありませぬ。直ちに取り壊す、そして土地を処分するというような話でもありませんでした。慌てて放り出す必要があるわけではないんですね。

私は、初等中等教育における生徒指導提要でも、子供の意見表明権とか、規則制定への子供の

参画などを掲げる時代なのだから、学生、寮生の声をしっかりと聞くことは当然だ、よく話し合ってもらいたいというふうに申し上げました。

最後に残った理由は、大地震に耐えられない、危険だという、大臣が冒頭おっしゃったことなんですけれども、耐震強度の不安ですね。

あしたは、各委員がおっしゃったとおり、東日本大震災から十二年。耐震化は大切であります。

しかし、資料二を見ていただきたい。これは文科省からいただいた資料であります。大学が二〇〇四年に行った耐震診断で、泉学寮のI s値が〇・二三と耐震性が不足していたため、二〇〇九年に補強設計を行い、二〇一〇年に耐震改修工事を完了し、I s値は〇・七一を確保したとなっております。

国土交通省の基準で、一般の建物はI s値〇・六以上、こうなっているんですけども、これでも、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が低い建物とされており、しかし、学校施設は更に、〇・七以上とされています。この理由について、文科省、お答えいただけますか。

〇笠原政府参考人 お答えいたします。学校施設について〇・七以上の基準を適用している理由でございますけれども、一般的に、御案内のように、学校施設は、児童生徒、学生の教育、研究や生活の場であるとともに、被災時には地域の避難所としての役割も担っております。

こうした学校施設の特性を考慮し、一般建築物であればI s値〇・六以上を耐震改修の目標とするところでございますけれども、学校施設につきましては〇・七以上を求めているというところでございます。

〇宮本(岳)委員 より安全を考慮して〇・七以上になっているんですね。〇・七一ですから、クリアしているんです。古いということでしょうか、泉学寮よりも、私のおります衆議院議員青山宿舎は三年古いので、ぼろいだけで危ないのなら衆議院議員の方が危ないんですね。大地震には耐え得るということではありません。

学生も、永久に存続せよと言っていないんですよ。学生たちも、せめて過去の確約書を書いていない四回生が卒業するまでとか、新たな住居が決まっていらない寮生が住居を見つかるまで、県営住宅にスムーズに移行できるまで寮の存続を求めているんですよ。ところが、大学の対応は冷たいんです。

資料三を見ていただきたい。私が大学を訪ねた日の僅か十一日後の一月三十一日に教育担当の副学長名で出された泉学寮・白梅寮の廃寮という文書であります。令和五年三月三十一日の十七時をもって廃寮とするから、在寮生は同日同時刻までに退寮を完了せよと書いてあります。最下段には、期限までに退去しない場合には、金沢大学学生懲戒規程に基づき、何らかの不利益処分がなされる可能性がありますとまで書いてあります。

他方で、寮存続を求める声も広がっており、寮生だけではなく、卒業生、大学教員、学生、超党派の県議、市議らの支援を受けているとのことで、昨年四月に始めた署名は四千百三十二筆に達し、今年二月二十七日には大学に提出をしたそうであります。

文部科学省は、初等中等教育については子供の意見表明権、こういうふううたっておりますけれども、高等教育局は学生の声に耳を傾ける必要はない、こう考えておるんですか。

〇伊藤政府参考人 御指摘の寮につきましてでございますが、先ほど施設部長から御答弁申し上げたとおり、耐震性の観点は一定の耐震性が確保されていると考えられますが、金沢大学においては、コンクリートの劣化や経年による電力、給排水設備の老朽化が進行している状況であることから、今後、大地震等により建物の安全性を維持することが困難と考え、計画的にこの整備を進めているところでございます。

その整備に当たりましては、廃止の決定等の経過の中でも、平成三十一年の段階で寮生説明会を実施するなど、寮生に対する説明を丁寧らせていただくとともに、退去学生への支援策といったし

まして、設備等がより充実し、角間キャンパスへの通学費用が不要である学生留学生宿舎、先魁や北浜への優先的入居を支援したり、また、学生留学生宿舎へ入居する学生に対しては、特定の日時に引越し業者を大学が手配し、一括で学生寄宿舎への物品搬送を費用を大学が負担して行うなど、丁寧な対応をしているというふうに承知しております。

〇宮本(岳)委員 そんなことはとつづく昔に論じた後でしょう。

それで、やはり大学、学生とも話し合う必要があると、大臣もおっしゃっているとおりですけれども、やはり、経済的に困窮している学生や家庭的な事情のある学生など、学びの保障のためには、話を聞いて、誠意を持って話し合うべきだと思っております。学生たちは、特に学長さんへ会ってほしい、そういう願いを持っているんです。それは大学の判断でしようけれども。

是非、それは命令したりできないことは重々分かっているんですけども、寮生と学長とよく話し合ってみてほしいという助言といえますかアドバイスを、大臣、ひとつやっていただけませんか。

〇永岡国務大臣 お答え申し上げます。

引き続きまして、やはり、学生たちの意見を聞きながら、金沢大学もきちんと話合いに応じていただきたいと思えますし、また、丁寧な対応、これを行っていただきたいと考えておりますので、大学の方には、少々、これはちよつと問合せをさせていただきます。これは大学の問いなんです、実は、これは大学だけの問題じゃないんです。

〇宮本(岳)委員 最後の問いなんです、実は、こういう問題の背後にあるのが、やはり運営費交付金が、さっき、国大協の総会で意見が出たと。それは、お金がふんだんにあれば、こんな問題は、それはお金を糸目をつけずに使えば解決できることですが、そうでないところに一つの大きな問題があると思うんです。

それで、運営費交付金がどういう推移をしているかという資料を最後に、資料五につけました。これは、はっきりしているのは、平成十六年、二〇〇四年度には一兆二千四百十五億円あった運営費交付金は、減らされ続けてきて、今参議院で審議中の二〇二三年度予算案では一兆七百八十四億円、千六百億円以上もこの間に減らされてしまつたわけです。昨年と比べても二億円減っているんです。

大臣は所信で、国立大学法人等の運営費交付金や施設整備補助金など基盤的経費を安定的に確保してまいりますとおっしゃったわけですが、これでは国立大学法人のやはり大学運営そのものが到底成り立たない。そして、そのしわ寄せが学生たちや寮生に行きかねない。

この点で、運営費交付金をもっと増やす必要について、大臣、当然そういうお考えをお持ちだと思っております。

〇永岡国務大臣 国立大学法人の運営費交付金というものは、平成二十七年以降、毎年度、同額程度を確保しているところでございまして、法人化以降の各大学の経営努力に伴う外部資金の増加等に伴いまして、全体の経常収益というのは、実は年々増加しております。

また、光熱費を始めいたします物価高騰への対応というのは、基本的には各大学の自助努力におきまして対応していくものでございますが、国立大学は、光熱費価格が本当に高騰する中で、これは理工系なんですけれども、常時稼働をします施設というのを多く有していることなどを踏まえまして、全ての国立大学に、令和四年度の第二次補正予算等におきまして、緊急的に激変緩和としての支援を行ったところでございます。

文部科学省といたしましては、引き続きまして、国立大学が安定的そして継続的に教育研究活動、これを実施できるように、必要な支援、努めてまいります。

〇宮本(岳)委員 時間が参りましたから終わりますけれども、大臣は、基本的には各大学の自助努

力とおっしゃるわけですが、その自助努力でいかにほどの事態が起こっているというのが大協で出された学長さんたちの声でありますから、しっかりとこれに添えていただくように申し上げて、私の質問を終わります。

○宮内委員長 次に、内閣提出、私立学校法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。永岡文部科学大臣。

私立学校法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○永岡國務大臣 この度、政府から提出いたしました私立学校法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校に在学する学生生徒等の割合は、大、短大で約七割、高等学校で約三割、幼稚園で約九割を占めており、それぞれの建学の精神に基づいて、個性豊かな教育活動が展開されております。質及び量の両面から我が国の公教育を支える私立学校が、社会の一層の信頼を得て、今後も持続可能な発展を遂げるためには、社会の要請に応えつつ、学校法人自らが主体性を持って実効性のあるガバナンス改革に取り組んでいくことが必要です。

この法律案は、このような観点から、執行と監視、監督の役割を明確化し、分離することを基本的な考え方として、理事、理事会、監事及び評議員、評議員会の権限分配を改めて整理し、私立学校の特性等に配慮した上で、各機関の建設的な協働と相互牽制を確立し、学校法人の管理運営の制度の改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、役員等の資格、選解任の手續等や、各

機関の職務及び運営等の管理運営制度の見直しを図ることとしております。具体的には、理事の選任は理事選任機関が行うこととし、選任に当たっては、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととするほか、監事の選任は評議員会の決議によつて行うこととし、役員と親族関係にあるなど、特別な利害関係を有する者の就任を禁止することとしております。加えて、評議員と理事との兼職を禁止することとし、理事や理事会により選任される評議員や、役員等と特別な利害関係を有する評議員及び教職員である評議員の評議員総数に占める割合に一定の上限を設けることとしております。

第二に、学校法人における意思決定の在り方について見直しを図ることとし、大学等を設置する大臣所轄学校法人等においては、任意解散や合併といった学校法人の基礎的変更に係る事項等について、理事会の決定に加え、評議員会の決議を要することとしております。

第三に、会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備するほか、役員等による特別背任、贈収賄、目的外の投機取引等についての罰則を整備することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○宮内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。○宮内委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。本案審査のため、来る十七日金曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮内委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次回は、来る十五日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後二時五十八分散会

私立学校法の一部を改正する法律案

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

目次  
第一章 総則(第一条―第四条)  
第二章 私立学校に関する教育行政(第五条―第十五条)  
第三章 学校法人  
第一節 通則(第十六条―第二十二條)  
第二節 設立(第二十三条―第二十八條)  
第三節 機関  
第一款 理事会及び理事  
第一目 理事の選任及び解任等(第二十九條―第三十五條)  
第二目 理事会及び理事の職務等(第三十六條―第四十條)  
第三目 理事会の運営(第四十一條―第四十四條)  
第二款 監事  
第一目 選任及び解任等(第四十五條―第五十一條)  
第二目 職務等(第五十二條―第六十條)  
第三款 評議員会及び評議員  
第一目 評議員の選任及び解任等(第六十一條―第六十五條)  
第二目 評議員会及び評議員の職務等(第六十六條―第六十八條)  
第三目 評議員会の運営(第六十九條―第七十九條)

第四款 会計監査人

第一目 選任及び解任等(第八十條―第八十五條)  
第二目 職務等(第八十六條―第八十七條)

第五款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等(第八十八條―第九十七條)

第四節 予算及び事業計画等(第九十八條―第一百條)

第五節 会計並びに計算書類等及び財産目録等(第一百一條―第一百七七條)

第六節 寄附行為の変更(第一百八條)

第七節 解散及び清算並びに合併(第一百九條―第三十一條)

第八節 助成及び監督(第三十二條―第三十七條)

第九節 訴訟等  
第一款 学校法人の組織に関する訴え(第三十八條―第三十九條)  
第二款 責任追及の訴え(第四十條―第四十一條)

第三款 会計帳簿等の提出命令(第四十二條)

第四章 大臣所轄学校法人等の特例(第四十三條―第五十一條)

第五章 雑則(第五十二條―第五十六條)

第六章 罰則(第五十七條―第六十四條)

附則  
第四條第四号中「第六十四條第四項」を「第五十二條第五項」に改める。

第五條中「(幼保連携型認定こども園を除く。第八條第一項において同じ。)」を削る。

第七條を削る。

第八條第一項中「又は第十三條第一項に規定する事項を行う場合において」を「を」の認可をし、又は同法第十三條第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときに改め、同法第二項中「又は第十三條第一項に規定する事項(同法第九十五條の規定によ

り諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合において「を」の認可(私立大学又は私立高等専門学校設置の認可を除く。)をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときに改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改め、同条を第十三条とし、第十六条を第十四条とし、第十七条を第十五条とする。

第十八条から第二十三条までを削る。

第三章第一節中第二十四条を第十六条とし、第二十五条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(機関の設置)

第十八条 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。

2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

3 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上、評議員の定数は六人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならぬ。

4 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。

第二十六条を第十九条とする。

第二十六条の二中「当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。」を削り、同条を第二十条とし、第二十七条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条とする。

第二十九条を削る。

第三十条の見出しを「寄附行為の認可」に改

め、同条第一項中「申請しなければ」を「受けなければ」に改め、同項第五号中「役員」を「理事」に、「選任」を「並びに選任」に改め、「方法」の下に「理事長の選定の方法」を加え、「規定」を「事項」に改め、同項第六号中「理事会」の下に「の招集その他理事会」を加え、「規定」を「事項」に改め、同項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十四号とし、同項第九号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「評議員会及び」を「評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他」に、「規定」を「事項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 評議員会の招集その他評議員会に関する事項

十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項

第三十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項

第三十条第二項中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下同じ。」及び評議員「設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。」を加え、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十四号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 寄附行為は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。

第三章第二節中第三十条を第二十三条とする。

第三十一条の見出しを「寄附行為の認可の審査」に改め、同条第一項中「規定による」を「認可」に、「第二十五条」を「第十七条」に改め、同条第二項中「前項の規定により寄附行為」を「前条第一項」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第二十四条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 所轄庁は、前項の規定により所轄庁が定めることとされた事項を定めるときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

第三十二条を第二十五条とし、第三十三条を第二十六条とする。

第三十三条の二の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければ」を、「その主たる事務所に備え置かなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

2 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されて

いるときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(学校法人の使用に係る電子計算機入出力装置を含む。以下同じ。)と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合において

は、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第三十三条の二を第二十七条とする。

第三十三条の三を削る。

第三十四条中「一般社団・財団法人法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。」に改め、同条を第二十八条とする。

第六十七条中「第六十五条」を「第五十三条」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十六条中「においては、学校法人の理事、監事又は清算人」を「には、当該違反行為をした学校法人若しくは第五十二条第五項の法人の役員、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、仮処分命令により選任された役員、評議員若しくは清算人の職務を代行する者又は第三十四条第二項、第五十条第二項、第六十五条第二項若しくは第八十五条第一項(これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により役員、評議員若しくは会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者」に改め、同条第二号から第四号までを次のよ

うに改める。

二 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条第五項、第七十八條第二項、第六百六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第四百十四條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第七百七条第三項若しくは第四項の規定（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 第二十七條第三項若しくは第四項、第四十三條第六項、第六十八條（第四百四十四條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第七十八條第三項、第八十六條第三項、第六百六条第三項（第四百四十四條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第六百六条第四項（第四百四十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、又は第七百七条第五項（第四百四十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくはその写し若しくは電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第六百六条第十二号中「第六十三條第一項」を「第六百三十六條第一項（第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に、「同項」を「第六百三十六條第一項」に改

め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第六十一條第一項」を「第六百三十四條第一項（第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第五十三條又は第五十四條第二項」を「第二百二十七條又は第二百二十八條第二項（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第五十條の九第一項又は第五十條の十一第一項」を「第六百十七條第一項又は第六百十九條第一項（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第五十條の二第二項又は第五十條の十一第一項」を「第六百十條第二項又は第六百十九條第一項（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条第五号中「第四十五條第二項」を「第六百八条第五項（第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 第四十九條第二項（第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。

六 第五十三條第一項若しくは第二項又は第八十六條第四項（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）の規定による調査を妨げたとき。

七 第七十一條第二項（第四百四十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。

第六百六条を第六百六十三條とし、同条の前に見出しとして「（過料に処すべき行為）」を付し、第五

章中同条の前に次の六条を加える。

（役員等の特別背任罪）  
第五百五十七條 学校法人又は第五百五十二條第五項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 役員

二 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六條に規定する仮処分命令により選任された役員職務を代行する者

三 第三十四條第二項又は第五十條第二項（これらの規定を第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）の規定により役員職務を一時行ふべき者として選任された者

2 第六百十一條第一項（第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）の規定により清算をする学校法人又は第五百五十二條第五項の法人（以下この項及び次条第一項第一号において「清算法人」という。）に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

（役員等の贈収賄罪）  
第五百五十八條 次に掲げる者が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 学校法人又は第五百五十二條第五項の法人に

係る前条第一項各号に掲げる者

二 清算法人に係る前条第二項各号に掲げる者

三 学校法人又は第五百五十二條第五項の法人に係る会計監査人又は第八十五條第一項（第五百五十二條第六項において適用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行ふべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（学校法人等の財産の処分に関する罪）  
第五百五十九條 学校法人又は第五百五十二條第五項の法人に係る第五百五十七條第一項各号に掲げる者が、当該学校法人又は第五百五十二條第五項の法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）  
第六百六十條 第五百五十七條、第五百五十八條第一項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第五百五十八條第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（法人における罰則の適用）  
第六百六十一條 第五百五十八條第一項第三号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行ふべき者の職務を行ふべき社員に対して適用する。

（偽りその他不正の手段により認可を受けた罪）  
第六百六十二條 偽りその他不正の手段により第二十三條第一項（第四百四十四條第二項及び第四百四十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六百八条第三項、第六百九條第三項若しくは第六百二十六條第三項（これらの規定



この場合において、第七項中「第二項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

第六十条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「しようとする場合には」を「するときは」に改め、「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 私立学校審議会等は、第四項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならぬ。

第六十条を第百三十三条とし、第五十九条を第百三十二条とする。

第三章第五節を同章第八節とする。  
第五十八條を削り、第三章第四節中第五十七條を第百三十一條とする。  
第五十六條中「第六十四條第四項の法人の」を「第百五十二條第五項の法人の」に、「第六十四條第四項の法人が」を「同項の法人が」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第百三十條とする。  
第五十五條中「第六十四條第四項」を「第百五十二條第五項」に改め、同条を第百二十九條とし、第五十四條を第百二十八條とする。

第五十三條第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「作らなければ」を「作成しなければ」に改め、同条を第百二十七條とする。

第五十二條の前の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。  
第五十二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。

第五十二條を第百二十六條とし、同条の前に見

出しとして「合併手続」を付する。  
第五十一條第一項中「解散した」を「第百一十一條第一項の規定により清算をする」に改め、同条を第百二十五條とし、第五十條の十七を第百二十四條とする。

第五十條の十六を削り、第五十條の十五を第百二十三條とし、第五十條の十四を第百二十二條とし、第五十條の十三を第百二十一條とする。

第五十條の十二中「第五十條の五」を「第百三十三條」に改め、同条を第百二十條とし、第五十條の十一を第百十九條とし、第五十條の十を第百十八條とし、第五十條の九を第百十七條とし、第五十條の八を第百十六條とし、第五十條の七を第百十五條とし、第五十條の六を第百十四條とする。

2 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。  
第五十條の五を第百十三條とする。

第五十條の四中「第六十二條第一項」を「第百三十五條第一項」に改め、同条を第百十二條とする。  
第五十條の三の見出しを、「清算の開始」に改め、同条中「解散した」を「前項の規定により清算をする」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一 学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第百二十五條までに定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合(第百九條第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合  
第五十條の三を第百十一條とし、第五十條の二を第百十條とする。

第五十條第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 理事会の決議による決定

第五十條第一項第四号中「第六十四條第四項」を「第百五十二條第五項」に改め、同項第六号中「第六十二條第一項」を「第百三十五條第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「又は認定」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事会は、前項第一号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。

第五十條中第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬ。

第五十條を第百九條とする。

第三章第四節の節名中「解散」の下に「及び清算並びに合併」を加え、同節を同章第七節とする。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 機関  
第一款 理事会及び理事

第一目 理事の選任及び解任等  
(理事選任機関)  
第二十九條 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。

(理事の選任等)  
第三十條 理事は、私立学校を經營するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。

2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。

3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が五人(五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回るこ

ととなるときに備えて補欠の理事を選任することができる。

4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の資格及び構成)  
第三十一條 次に掲げる者は、理事となることのできない。

一 法人

二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

三 学校教育法第九條各号のいずれかに該当する者

四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 学校法人が第百三十五條第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの

2 第三十三條第三項若しくは第四十八條第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三條第十項の規定による催告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者(第四十六條第一項第二号及び第六十二條第二項において「被解任役員」という。)は、当該学校法人の理事となることのできない。

3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 当該学校法人の設置する私立学校(二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校の)校長(学長及び園長を含む。第三十六條第三項第三号において同じ。)

二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び

<p>職員並びに子法人役員(子法人学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)及び子法人に使用される者のいずれでもない者</p> <p>5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。</p> <p>6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)を有するものであつてはならない。</p> <p>7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。</p> <p>(理事の任期)</p> <p>第三十二条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、四年以内とする。</p> <p>2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第四十七条第一項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第六十三条第一項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。</p> <p>3 第一項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された</p>	<p>理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。</p> <p>(理事の解任)</p> <p>第三十三条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。</p> <p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>三 その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。</p> <p>2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。</p> <p>3 前項の場合において、理事の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から二週間を経過した日から三十日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。</p> <p>(理事に欠員を生じた場合の措置)</p> <p>第三十四条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が五人(五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合)にあつては、その員数。次項において同じ。)を下回ることとなつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事(同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。</p> <p>2 理事の総数が五人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係</p>	<p>人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>3 理事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。</p> <p>(一般社団・財団法人法の規定の準用)</p> <p>第三十五条 一般社団・財団法人法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、第三十三条第三項の規定による理事の解任の訴えについて準用する。</p> <p>第二目 理事会及び理事の職務等</p> <p>(理事会の職務等)</p> <p>第三十六条 理事会は、全ての理事で組織する。</p> <p>2 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 学校法人の業務を決定すること。</p> <p>二 第三十九条第一項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。</p> <p>三 この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行ふこととされた職務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行ふこととされた職務</p> <p>3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができる。</p> <p>一 重要な資産の処分及び譲受け</p> <p>二 多額の借財</p> <p>三 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備</p> <p>六 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>七 第百零一条第一項に規定する報酬等の支給の基</p>	<p>準の策定又は変更</p> <p>八 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項</p> <p>4 理事会は、前項第一号、第二号又は第六号から第八号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事)</p> <p>第三十七条 学校法人には理事長一人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。</p> <p>2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。</p> <p>3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事(理事長を除く。)のうちから、理事会が選定する。</p> <p>4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうちから、理事会が選定する。</p> <p>5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第八項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。</p> <p>6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。</p> <p>8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。</p> <p>9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(理事の忠実義務)</p> <p>第三十八条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなけ</p>
---	--	---	---

ればならない。

(理事の報告義務等)

第三十九条 第三十七條第五項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事(第九十四条第一項及び第二項において「業務執行理事等」という。)は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならぬ。ただし、当該事項が会議の目的である事項に關しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条 一般社団・財団法人法第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十四条中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第三目 理事会の運営

(理事会の招集)

第四十一条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項及び第五十七条第一項において「理事会招集担当理事」という。)以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の決議)

第四十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を寄附行為をもつて定められた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を寄附行為をもつて定められた場合にあつては、その割合以上)をもつて行ふ。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行われなければならない。

1 第九十一条第一項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定められた場合にあつては、その割合以上)に当たる多数をもつて決する方法

2 第九十二条第一項第一号及び第九十二条第二項の理事会の決議 理事の総数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定められた場合にあつては、その割合以上)に当たる多数をもつて決する方法

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより

理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(理事会の議事録)

第四十三条 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事(議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた二人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあつては、当該理事)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備置置かなければならない。

6 債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

1 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しくは電磁的記録に記録された事項の提供を行うことにより、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条 一般社団・財団法人法第九十四条及び第九十八条の規定は、理事会について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第九十四条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団法人法第九十八条第二項中「第九十一条第二項」とあるのは「私立学校法第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

2 一般社団・財団法人法第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十一条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、前条第六項の許可の申立てに係る事件について準用する。

第二款 監事

第一目 選任及び解任等

(監事の選任等)

第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定められた場合にあつては、その員数を下回ることとなる)に備えて補欠の監事を選任することができる。

3 学校法人と監事との関係は、委任に關する規定に従う。

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができる。

一 第三十一条第一項各号に掲げる者

2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。

3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。（監事の任期）

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。（監事の解任）

第四十八条 監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。2 監事の職務の執行に不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第四十九条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とするこ又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求するこ

とができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。（監事に欠員を生じた場合の措置）

第五十条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が二人（二人を超えざる員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事の総数が二人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 監事のうち、その定数の二分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第五十一条 一般社団・財団法人法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、第四十八条第二項の規定による監事の解任の訴えについて準用する。

第二目 職務等

（監事の職務）

第五十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。一 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

二 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。

三 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。

四 この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務

六 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

（監事の調査権限）

第五十三条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。（評議員会に提出する議案等の調査義務）

第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定められるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。（理事会及び評議員会への出席義務等）

第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 第三十九条第二項の規定は、監事について準用する。

（理事会等への報告）

第五十六条 監事は、第五十二条第一号の監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会

に提出しなければならない。

2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に關し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に關するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。（理事会及び評議員会の招集）

第五十七条 監事は、前条第二項の報告をするために必要があると認めるときは、理事、理事会について第四十一条第一項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第四十一条第一項又は第七十条第一項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。（監事による理事の行為の差止め）

第五十八条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第五十九条 第三十七條第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が理事(理事であつた者を含む。以下この条において同じ)に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。

2 第三十七條第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が第四百十條第一項の規定による求め(理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。)を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)  
第六十條 一般社団・財団法人法第六十條の規定は、監事について準用する。

第三款 評議員会及び評議員

第一目 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任等)

第六十一條 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。

2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行われなければならない。

3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の資格及び構成)

第六十二條 第三十一條第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。

3 評議員には、次に掲げる者(第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。)が含まなければならない。

- 一 当該学校法人の職員
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業し

た者で年齢二十五年以上のもの(前号に掲げる者を除く。)

4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。

二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。

三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。

(評議員の任期)

第六十三條 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九條第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(評議員の解任)

第六十四條 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第六十五條 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて評議員の総数が六人(六人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ)を下回ることとなつた場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員(同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 評議員の総数が六人を下回ることとなつた場

合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

第二目 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の職務等)  
第六十六條 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

一 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。

二 この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

三 この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務

五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

3 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができない。

4 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めるところを妨げない。

(評議員会による理事の行為の差止め求め)  
第六十七條 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損

害が生ずるおそれがあるときは、第五十八條第一項の訴えの提起を監事に求めることができる。

2 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(評議員による寄附行為の閲覧等の請求)  
第六十八條 評議員は、学校法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等(寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第三十三條第二項に規定する計算書類等、監査報告(第八十二條第三項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む)並びに第七十七條第二項に規定する財産目録等(以下この条において「財産目録等」という。)をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる請求をすることができる。

一 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面(財産目録等を除く。)の謄本又は抄本の交付の請求

三 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項(財産目録等に係るものを除く。)を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の

交付の請求

第三目 評議員会の運営

(評議員会の招集の時節)

第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

(評議員会の招集の手続等)

第七十条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。

4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。

5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

6 前二項の通知には、第二項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(評議員会の招集等の請求)

第七十一条 評議員の総数の三分の一(これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合)以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 評議員の総数の三分の一(これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合)以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日(これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その期間)前までにしなければならない。

(評議員による評議員会の招集等)

第七十二条 前条第一項の規定による請求があつた日から二十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 第七十条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、同条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 第七十条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定により評議員が評議員会を招集するにあっては、同項の評議員以外の評議員(次項において「他の評議員」という。)に対して、書面での通知を発しなければならない。

4 第一項の評議員は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、他の評議員の承諾を得て、第一項の評議員の使用に係る電子計算機と他の評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、同項の評議員は、前項の書面による通知を発したものとみなす。

5 前二項の通知には、第七十条第二項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(監事による評議員会の招集等)

第七十三条 前条第二項から第五項までの規定は、第五十七条第二項の規定により監事が評議員会を招集する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「その全員の協議により、同条第二項各号」とあり、及び同条第五項中「第七十条第二項各号」とあるのは「第七十条第二項第一号、第二号及び第四号」と、同条第三項中「同項の評議員以外の評議員(次項において「他の評議員」という。）」とあり、及び同条第四項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(招集手続の省略)

第七十四条 第七十条第四項から第六項までの規定及び第七十二条第三項から第五項まで(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員による議案の提出)

第七十五条 評議員の総数の三分の一(これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合。次項において同じ。)以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる

評議員の十分の一(これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合。第三項において同じ。)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

2 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日(これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その期間)前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第七十条第四項又は第五項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合には、適用しない。

(評議員会の決議)

第七十六条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、第四十八条第一項又は第九十二条第一項の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、第九十一条の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもつて行わなければならない。

4 前三項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第七十条第五項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとする

ことができる。

6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第八十七条において準用する一般社団・

財団法人法第九十二条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第七十七条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第七十条の規定は、適用しない。

(評議員会の議事録)

第七十八条 評議員会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 学校法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第七十九条 一般社団・財団法人法第九十五条の規定は、評議員会について準用する。

第四款 会計監査人  
第一目 選任及び解任等  
(会計監査人の選任等)

第八十条 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。  
2 学校法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第八十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三項第二号及び第八十六条第六項第三号において同じ。又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員(次項第二号に掲げる者を除く)の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第百三条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの  
(会計監査人の任期)

第八十二条 会計監査人の任期は、選任後一年以内を終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人(第十八条第二項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。)が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。

(会計監査人の解任)

第八十三条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該

該会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待つてとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によつて当該会計監査人を解任することができる。

3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第八十四条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第八十五条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されるときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 第八十一条及び第八十三条第一項の規定は、第一項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第一項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。

第二目 職務等  
(会計監査人の職務等)

第八十六条 会計監査人は、第五節の定めるところにより、第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。

2 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

6 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第八十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 自己が会計監査人(前条第一項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。)に選任されている学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者

三 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第八十七条 一般社団・財団法人法第八十八条から第一百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十八条第一項及び第九十九条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「定時社員総会」とあるのは「定時評議員会」と、同項中「第七十七条第一項」とあるのは「私立学校法第八十六条第一項」と、一般社団・財団法人法第八十六条中「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数)」とあるのは「監事の過半数」と読み替えるものとする。

第五款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)

第八十八条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条において準用する一般社団・財団法人

人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)

第八十九条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三百三条第二項に規定する計算書類等及び財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)

第九十条 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、

これらの者は、連帯債務者とする。  
(学校法人に対する損害賠償責任の免除)  
第九十一条 第八十八条第一項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第九十二条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第九十四条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 六

ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(1) 代表業務執行理事及び業務執行理事

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事

(3) 当該学校法人の職員である理事

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 二

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 理事は、第八十八条第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(理事会による免除に関する寄附行為の定め)

第九十三条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め(理事の責任を免除すること)ができる旨の定め(理事の責任を免除すること)を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

4 評議員の総数の十分の一(これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上の評議員が前項の期間内に同項の

異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第九十四条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定められた額の範囲内であらうかじめ学校法人が定められた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 理事は、寄附行為を変更して第一項の規定による寄附行為の定め(非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 第九十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 第八十八条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額

5 第九十二条第四項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第九十五条 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第八十八条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができる。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(補償契約)

第九十六条 学校法人が、役員又は会計監査人に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員又は会計監査人が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員又は会計監査人が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 学校法人は、補償契約を締結している場合で

あつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該学校法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第八十八条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員又は会計監査人がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員又は会計監査人が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項及び前条第一項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員又は会計監査人のために締結される保険契約)

第九十七条 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の

追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員又は会計監査人を被保険者とするもの(以下この条において「賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項の規定は、理事を被保険者とする賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

第四節 予算及び事業計画等

(会計年度)

第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第九十九条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

(役員及び評議員に対する報酬等)

第一百条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。)について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五節 会計並びに計算書類等及び財産目録等

<p>第百一条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。(会計帳簿)</p> <p>第百二条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p> <p>(計算書類等の作成及び保存)</p> <p>第百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。))及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。))を作成しなければならない。</p> <p>3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。</p> <p>4 学校法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。</p> <p>(計算書類等の監査等)</p> <p>第百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。</p> <p>3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告(会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。))の内容を踏まえて行うものとする。</p>	<p>(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)</p> <p>第百五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。</p> <p>2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。</p> <p>3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>(計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)</p> <p>第百六条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。</p> <p>3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)</p> <p>第百七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。</p> <p>一 財産目録</p> <p>二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>三 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>2 前項各号に掲げる書類(以下「財産目録等」という。))は、電磁的記録をもつて作成することができる。</p> <p>3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。</p> <p>5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲</p>	<p>げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第一項第二号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。</p> <p>第六節 寄附行為の変更</p> <p>第百八条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。))は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。</p> <p>4 第二十四条第一項の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>5 学校法人は、第三項の文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届けなければならない。</p> <p>第三章に次の一節を加える。</p> <p>第九節 訴訟等</p> <p>第一款 学校法人の組織に関する訴え</p> <p>第百三十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。</p> <p>一 学校法人の設立 学校法人の成立の日から二年以内</p>	<p>法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)</p> <p>第百七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。</p> <p>一 財産目録</p> <p>二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>三 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>2 前項各号に掲げる書類(以下「財産目録等」という。))は、電磁的記録をもつて作成することができる。</p> <p>3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。</p> <p>5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲</p>
---	--	--	--

二 学校法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六月以内  
三 学校法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六月以内  
2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができない。  
一 前項第一号に掲げる行為 設立する学校法人の役員、評議員又は清算人  
二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（吸収合併について承認をしなかつたものに限る。）  
三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によつて設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（新設合併について承認をしなかつたものに限る。）

（一般社団・財団法人法の規定の準用）  
第三百三十九条 一般社団・財団法人法第二百六十九条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十一条（第二項を除く。）、第二百七十二條から第二百七十五條まで及び第二百七十七條の規定は、前条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは、「債権者」と読み替えるものとする。  
第二款 責任追及の訴え  
（責任追及の訴え）  
第四百十條 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」とい

う。）の提起を求めることができる。  
2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事（理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。  
3 前項に規定する場合において、第一項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。  
（一般社団・財団法人法の規定の準用）  
第四百一十一條 一般社団・財団法人法第二百七十九條、第二百八十条の二、第二百八十一条第四項及び第二百八十三条第一項の規定は、責任追及の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百八十条の二中「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」とあるのは「各監事」と、一般社団・財団法人法第二百八十一条第四項中「第二十五條、第二百二十二條（第二百七十七條第四項において準用する場合を含む。）及び第二百四十一条第五項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）」とあるのは「私立学校法第九十一条」と、一般社団・財団法人法第二百八十三条第一項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。  
第三款 会計帳簿等の提出命令  
第四百二十二條 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができ、  
第三章の次に次の一章を加える。  
第四章 大臣所轄学校法人等の特例  
（大臣所轄学校法人等の定義）

第四百四十三條 この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。  
（会計監査人の設置の特例）  
第四百四十四條 大臣所轄学校法人等は、第十八條第二項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。  
2 前項の場合における第二十三條第一項の規定の適用については、同項第十一号中「会計監査人を置く場合には、その旨及び」とあるのは、「会計監査人の」とする。  
3 大臣所轄学校法人等は、第六十八條及び第四百四條から第四百六條までの規定の適用については、会計監査人設置学校法人とみなす。  
（常勤の監事の選定の特例）  
第四百四十五條 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。  
2 前項の場合における第二十三條第一項の規定の適用については、同項第七号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。  
（理事の構成及び報告義務の特例）  
第四百四十六條 大臣所轄学校法人等については、第三十一条第四項第二号に掲げる者が理事に二人以上含まなければならない。  
2 大臣所轄学校法人等についての第三十九條第一項及び第四十四條第一項の規定の適用については、第三十九條第一項中「毎会計年度に四月を超えて」とあるのは「三月に一回」と、第四十四條第一項中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項（同法第四百四十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。  
（評議員会及び評議員の特例）

第四百四十七條 大臣所轄学校法人等についての第七十一条、第七十二条及び第七十五条の規定の適用については、第七十一条並びに第七十五条第一項及び第二項中「三分の二」とあるのは「十分の一」と、第七十一条第二項、第七十二条第一項及び第七十五条第二項中「二十日」とあるのは「三十日」とする。  
（体制の整備及び中期事業計画の作成等）  
第四百四十八條 大臣所轄学校法人等は、第三十六条第三項第五号に規定する体制を整備しなければならない。  
2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第四項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。  
3 前項の場合における第三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第六号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第四百四十八條第二項に規定する中期事業計画」とする。  
4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たつては、学校教育法第九十九条第二項（同法第二百二十三條において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえなければならない。  
（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）  
第四百四十九條 第四百四十四條第三項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第六六條の規定の適用については、同条第四項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。  
2 大臣所轄学校法人等については、第七七條の規定の適用については、同条第五項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。  
（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）  
第五百五十條 大臣所轄学校法人等においては、第

第一類第六号 文部科学委員会議録第二号 令和五年三月十日

百八条第一項の規定による寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く)、第百九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による解散又は第百二十六条第一項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第百八条第二項、第百九条第二項又は第百二十六条第二項の規定は、適用しない。(情報の公表の特例)

第百五十一条 大臣所轄学校法人等は、第百三十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第二十三条第一項若しくは第百八条第三項の認可を受けた場合又は同条第五項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容

二 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのものうち文部科学省令で定めるもの内容

附則第六項中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

附則第八項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に、「第五十九条」を「第百三十二条」に改め、「学校をいう。以下この項」及び「幼保連携型認定こども園をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「第五条及び第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における当該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を

経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(役員及び評議員の資格等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人(この法律による改正後の私立学校法以下「新私立学校法」という。)第百五十二条第五項の法人を含む。以下同じ。の役員(新私立学校法第二十三条第二項に規定する役員をいう。以下同じ。)及び評議員については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第三十一条、第四十六条、第六十二条及び第百四十六条第一項(これらの規定を新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の役員及び評議員についての施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和九年四月一日(大臣所轄学校法人等(新私立学校法第百四十三条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。))に規定する大臣所轄学校法人等をいう。以下同じ。))にあつては、令和八年四月一日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における新私立学校法第三十一条第六項、第四十六条第三項並びに第六十二条第四項及び第五項(これらの規定を新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用については、新私立学校法第三十一条第六項、第四十六条第三項及び第六十二条第四項中「二人以上の評議員」とあるのは「三人以上の評議員」と、同条第五項第三号中

「六分の二」とあるのは「三分の二」とする。(役員及び評議員の任期に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の役員又は評議員である者の任期は、新私立学校法第三十二条第一項、第四十七条第一項及び第六十三条第一項(これらの規定を新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年四月一日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

(会計帳簿等に関する経過措置)

第四条 新私立学校法第六十八条(会計帳簿及びこれに関する資料並びに貸借対照表等(貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類、監査報告並びに会計監査報告をいう。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。)、第百二条、第百三条(第一項を除く。)、第百四条から第百六条まで、第百三十七条第百五十一条第二号中貸借対照表等に係る部分(第百五十一条第二号中貸借対照表等に係る部分に限る。)(これらの規定を新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿及びこれに関連する資料並びに貸借対照表等について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第百一条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する会計年度の会計(評議員の損害賠償責任等に関する経過措置)について適用する。

第五条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。(学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置)

第六条 新私立学校法第百三十八条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)並びに第百三十九条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。))において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百六十九条第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第百七十条、第百七十一条(第二項を除く。)、第百七十二条から第百七十五条まで及び第百七十七条の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用する。(役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置)

第七条 新私立学校法第百四十一条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。))において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(第百七十九条、第百八十条の二、第百八十一条第四項及び第百八十三条第一項の規定は、施行日以後に提起された役員又は清算人の責任を追及する訴えについて適用する。)

(会計帳簿等の提出命令に関する経過措置)

第八条 新私立学校法第百四十二条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に提起された訴訟における会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の提出の命令について適用する。

第九条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの(次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。)につ

いては、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第四十四條第一項(新私立学校法第五十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第四十五條新私立学校法第五十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 施行日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第五十七條第一項、第五百八條第一項及び第二項、第五百九條並びに第六十二

條の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項の下欄を次のように改める。

第十九條第二項、第二十三條第一項、第二十五條、第三十四條第二項、第五十條第二項、第五十六條第二項、第六十五條第二項、第七十二條第一項、第八十八條第三項及び第五項、第九九條第三項から第五項まで、第一百二十二條第二項、第一百二十五條第五項及び第六項、第二百二十二條、第二百二十六條第三項、第三百三十三條第一項及び第二項、同条第三項(同条第十二項及び第三百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十三條第十項及び第十一項、第三百三十四條第一項及び第二項、第三百三十五條第一項から第三項まで並びに第三百三十六條第一項の規定(これらの規定を第五十二條第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。)、第二十四條第二項(第五十二條第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。))並びに第五十二條第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務

條に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十五條 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項及び第十四條第一項中「第六十四條第四項」を「第五十二條第五項」に改める。

別表第一私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の項中「第三項」を「第四項」に、「及び第二項」を、「同条第二項(第十三條第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十四條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第五十九條」を「第三十二

附則第三十項を削る。

(租税特別措置法等の一部改正)

第十六條 次に掲げる法律の規定中「第六十四條第四項」を「第五十二條第五項」に改める。

一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一條の十八の三第一項第一号ロ

二 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)第四十九條第一項第七号ロ

三 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二條第三号

四 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第十二條の三第一項

(所得税法の一部改正)

第十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三十二号ロ中「第六十四條第四項私立専修学校及び私立各種学校」を「第五十二條第五項(私立専修学校等)」に改める。

別表第一学校法人(私立専修学校法第六十四條第四項専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項中「第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)」を「第五十二條第五項(私立専修学校等)」に改める。

(法人税法等の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定中「第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)」を「第五十二條第五項(私立専修学校等)」に改める。

一 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項

二 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の一の二の項の第一欄及び同表の二十一の項の第三欄の第二号

三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四條第四項

(専修学校及び各種学校の規定により設立された法人を含む。)の項

(私立学校振興助成法の一部改正)

第十九條 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四号中「役員」の下に「又は評議員」を加える。

第十二條の二第二項中「場合」には、あらかじめ「を」ときは「に」に改め、同条第二項中「場合には」を「ときは」に改める。

第十三條第一項中「場合」においては、あらかじめ「を」ときは「に」に改め、「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加える。

第十四條の見出しを「(所轄庁への書類の提出等)」に改め、同条第一項中「は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類」を「(以下この条において「助成対象学校法人」という。)は、収支計算書」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 助成対象学校法人(会計監査人設置学校法人等)私立学校法第八十二條第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第四十三條に規定する大臣所轄学校法人等をいう。

第四項において「同じ。」を除く。は、計算書類(同法第三條第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。))及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第六十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。))又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。  
 4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告(会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告)を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。  
 第十六条中「第六十四条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第十七条中「第十六条」を「前条」に、「第三項」を「第四項」に改める。  
 附則第二条第二項中「読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第四号の項の中欄中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表第十三条第一項の項中「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同表第十四条第一項の項の中欄中「文部科学大臣」を「収支予算書」に改め、同項の下欄中「文部科学大臣」を「文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書」に改め、同表第十四条第二項及び第三項の項を次のように改める。

第十四条第二項	計算書類(同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	所轄庁	都道府県知事
第十四条第二項	計算書類(同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	所轄庁	都道府県知事

第十四条第四項	計算書類及びその	所轄庁	都道府県知事
第十四条第四項	計算書類及びその	所轄庁	都道府県知事

附則第二条第三項中「第四十九条」を「第九十八条」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、同条第二項第十三条第二項において準用する場合を含む。」に、「第三項」を「第四項」に改める。  
 附則第二条の二第二項中「読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第四号の項の中欄中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表第十三条第一項の項の中欄中「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同表第十四条第一項の項の中欄中「文部科学大臣」を「収支予算書」に改め、同項の下欄中「文部科学大臣」を「文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書」に改め、同表第十四条第二項及び第三項の項を次のように改める。

第十四条第二項	計算書類(同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	所轄庁	都道府県知事
第十四条第二項	計算書類(同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第二項の表に次のように加える。

第十四条第四項	計算書類及びその	所轄庁	都道府県知事
第十四条第四項	計算書類及びその	所轄庁	都道府県知事

附則第二条の二第三項中「第四十九条」を「第九十八条」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「、同条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)」に、「第三項」を「第四項」に改める。  
 (私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二十条 前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第十四条(同法附則第二条第二項及び第二項の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第十四条第一項の補助金の交付を受ける学校法人(同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。)について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人(同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。)について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人(同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。)の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。  
 (放送大学学園法の一部改正)  
 第二十一条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。  
 第十条を次のように改める。  
 (主務大臣への書類の提出)  
 第十条 放送大学学園は、主務省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属

明細書に同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付して、主務大臣に提出しなければならない。  
 第十三条第一項中「第五十条第二項及び第四項」を「第九十九条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定」を「前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第九十九条第三項」に、「第五十二条第二項」を「第六十二条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、「あらかじめ」を削る。  
 第十四条中「第三十条第三項及び第五十一条」を「第二十三条第三項及び第百二十五条」に改める。  
 第十六条中「あらかじめ」を削る。  
 附則第二条を次のように改める。  
 第二条 削除  
 (放送大学学園法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二十二条 前条の規定による改正後の放送大学学園法第十条の規定は、施行日以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。  
 (構造改革特別区域法の一部改正)  
 第二十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。  
 第二十条第一項中「第三十条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、

同条第三項第一号中「第三十条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同項第二号中「第四十五條第一項又は第二項」を「第八條第三項又は第五項」に改め、同項第三号中「第五十條第二項」を「第九條第三項」に改め、「又は認定」を削り、同条第十三項中「第十四條第一項」を「第十四條第四項本文」に、「第四條第一項又は第九條に規定する補助金の交付を受ける学校法人」を「助成対象学校法人」に、「作成しなければならぬ」を「並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六條第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁」に、「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならぬ」を「を協力地方公共団体の長に改める。

（沖繩科学技術大学院大学学園法の一部改正）  
 第二十四條 沖繩科学技術大学院大学学園法平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。  
 第五條及び第六條を次のように改める。  
 第五條 削除  
 （監事の報告の特例）  
 第六條 学園の監事に関する私立学校法第五十條第二項の規定の適用については、同項中「所轄庁」とあるのは、「文部科学大臣及び内閣総理大臣」とする。  
 第七條第一項中「理事は、」を「理事に関する私立学校法第三十條第一項の規定の適用については、同項中「私立学校を經營するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望」とあるのは、「に、「を有する者でなければならぬ」を「とする」に改め、同条第二項中「には」の下に、「私立学校法第三十一條第四項各号に掲げる者のほか」を加え、「含まれるようにしなければ」を「含まれなければ」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 学園の理事に関する私立学校法第四百六十六條第一項の規定の適用については、同項中「に二人以上含まれなければ」とあるのは、「の過半数を占めなければ」とする。  
 第七條第五項中「には」の下に、「私立学校法第六十二條第三項各号に掲げる者のほか」を加え、「含まれるようにしなければ」を「含まれなければ」に改める。  
 第十二條の見出しを「内閣総理大臣への書類の提出等」に改め、同条第一項を次のように改める。  
 学園に関する私立学校法第八十六條第一項及び第二項、第一百條、第一百二條第一項、第一百三條第一項及び第二項、第一百四條第一項及び第二項並びに第一百七條第一項の規定の適用については、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは、「内閣府令」とする。  
 第十二條第二項中「学園は」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加え、「前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書」を「その終了した会計年度に係る前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第一百三條第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に前項の規定により読み替えて適用する同法第八十六條第二項の会計監査報告」に改め、「これを」を削る。  
 第十五條第一項中「役員」の下に、「評議員」を加える。  
 第十六條第一項中「第五十條第二項及び第四項」を「第九條第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「第五十條第二項の認可若しくは認定」を「第九條第三項」に、「第五十二條第二項」を「第六十六條第三項」に、「第六十二條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第三項中「第五十條第四項」を「第九條第五項」に改める。

第十七條中「第三十條第三項及び第五十一條」を「第二十三條第三項及び第二百五條」に改める。  
 第十八條中、「あらかじめ」を削る。  
 第十九條第二項第三号中「第四十五條第一項」を「第九條第三項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項第四号中「第六十條第一項又は第六十一條第一項」を「第三十三條第一項又は第三十四條第一項」に改め、同項第五号中「第六十條第九項」を「第三十三條第十項」に改める。  
 附則第二條を次のように改める。  
 第二條 削除  
 （沖繩科学技術大学院大学学園法の一部改正に伴う経過措置）  
 第二十五條 前条の規定による改正後の沖繩科学技術大学院大学学園法第十二條第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

理由  
 私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事會、監事、評議員、評議員會及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。